

年 度	滿洲里		綏芬河		寬城子		計		差引
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
一九一三年	六三	一一			一〇	一九	七三	八三	一〇
一九一四年	七三	五九			五	二四	七八	七五	三
一九一五年	二八七				八	三九	二九七	七九	二一八
一九二〇年					五	三二	一六	七四	六七
一九二一年					一六	七三	一六	九五	七九
一九二二年					二	七四	一二	一〇七	九五
一九二三年					一〇	七〇	一〇	一六五	一五五
一九二四年					八四	七〇	八四	一五一	六七
一九二五年					五九	一二七	五九	二一九	一六〇
計							四二七、六七三	五〇一、六四九	〇・七
大正十二年	八〇、二六一	二一九、〇九六	二九、三三二	九八、九八四	四二七、六七三	五〇一、六四九			〇・六
同十三年	一四三、〇六四	二〇七、〇七三	三四、五三六	一一六、九七五					
年 度	西部線	哈爾濱管區	東部線	南部線	計	%			

次に大正十二、三年の稍詳細なる數字を擧ぐれば東支鐵道の魚類及蝦類の到着數量は次の如し。(單位布度)

又東支鐵道による對烏蘇里及南滿兩鐵道より輸出入せる水産物の種類及數量は次の如し。

東支鐵道より兩鐵道への水産物輸出高 (但し傍書は急行便及旅客便)

種 類	大正十年		同十一年		同十二年		同十三年	
	烏蘇里	南滿	烏蘇里	南滿	烏蘇里	南滿	烏蘇里	南滿
イ 紅魚		一三、二四三		七、三三一		二、一〇七		八〇、三八五
ロ コロヤスチ								一、六九
ハ 紅魚		七九〇		三三三		二四		三
ニ ワチヤスチ		三三		三三二		二二		一七〇
ホ 鮭各		三三五		一〇四		九六		二二七
ヘ 鱈魚類								八七
ト ヲチヤスチ		三四五		六一〇		五七二		四〇四
チ 紅魚				七		二		一六
リ 鱈魚								一六
ヌ 其他水産物	九六	五四四	二七	四〇二	一八	一、六八五	一六	一、〇五六
ル ケタ鮭各種		一、〇二二		三、一九九		四、二六一		一、三八六
昆 布		一三九		二二		四八		三三

輸入（烏蘇里線及南滿洲より輸入せる水産物数—量單位布度）

種類	大正十年		同十一年		同十二年		同十三年	
	烏蘇里	南滿洲	烏蘇里	南滿洲	烏蘇里	南滿洲	烏蘇里	南滿洲
イ 紅魚	六		七四五		三三五		三二二	七四
ロ チヤスチコ	四八五	一八七	二〇七六	二〇八	二四五九	二八九七	三〇九〇	一九七一
ハ 紅魚	一六九	一〇五	三七六	九四八	二六四	二五三	七〇七	
ニ ワチヤスチコ	三	一一五		一八、五一	一〇	一六八四	一五	二七四
ホ 魚 各種	八三九	五六六	一〇六三	二二〇六	一五三六	八八	一五七五	六八
ヘ 魚 魚 肚 肉	三六	一〇一	一一	三四	一四五	二七	六八	二五
ト ワチヤスチコ					一〇	一九		二七
チ 紅魚 卵								
リ 鱒魚 背 肉 肚 肉								
又 其他 水産物	五四〇	五、七四	九三三	四、四三	八五〇	五、九七	二、八三	五、四九
ル ケタ 鮭 各種	二七四		一五七	八四	三、七五	五	二、六三	八
昆 布	一〇九	九三〇	一九四六	三、六八	一、三八	一、九六	一、六三	四、七〇

以下品種の内容を掲げる。

- (イ) 紅魚（生魚、凍魚、鮮魚及氷結鮮魚）（鹽を撒きたる鮮魚及鮮魚を含む）（ケタ鮭及蝦を除く）
- (ロ) チヤスチコワヤ魚（鱒魚以外のカスビ海ゾオルガ河産の魚類）（生魚、凍魚、鮮魚及氷結鮮魚）（鹽を撒きたる鮮魚及皮凍魚を含む）
- (ハ) 紅魚（煮魚、燻魚、鹽魚、干魚）（ケタ鮭及燻製シグ鮭ウグヒ脊肉及肚肉を除く）
- (ニ) チヤスチコワヤ魚（煮魚、燻魚、鹽魚、干魚）（鱒、燻鱒、スイルト鮭、シエアキ鱒を除く）並紅魚頭、ウグヒウミヤツメ、鰻、鹽ハムサ、黒海産鱒、燻鮭、ハリウチ及コブチユーチカ
- (ホ) 鱒各種（耐漬を含む）（鐵葉製罐詰及電詰を除く）並樽、小桶、手桶詰にしたるウミヤツメウナキ及ハムサ（黒海炭鱒）（鹽漬を除く）及鱒。
- (ヘ) 鱒魚類ノ肚肉（鱒魚、白色大鱒魚、星鱒魚及小鱒魚）（鹽漬したるもの）
- (ト) チヤスチコワヤ魚卵（タマラ）（鱒卵を除く）及ケタ鮭の卵。
- (チ) 紅魚卵（ケタ鮭魚卵を除く）及鱒卵。
- (リ) 鱒魚、背肉及肚肉、ロソース鮭及大白魚（燻魚及煮魚）
- (ヌ) 其他
- (ル) ケタ鮭各種

東支鐵道の運賃率は今日猶ほ過渡期にある。従て甚だ複雑を極めてゐるが、大體東支線内部の地方的輸送の貨銀と烏蘇里及南滿線との連絡運賃に分けることが出来る。
東支線の地方的輸送の際に於ける水産物は次の如き等級になつてゐる。

類	別	小口扱	貨車扱
魚類及蝦蟹類			
一類、各種魚身の背身、腹身及各種鱈の乾したもの、鮫鱈、海參及牡蠣			
二類、鮭を除きたる各種魚卵		一	
三類、鮭魚卵		三	
四類、本集第五類に入れたるものを除きたる蟹伊勢蝦、各種海月、(干したるもの鹽したものを含む)		五	
五類、蟹、蝦及魚の罐詰		八	
六類、製作せざる空貝殻		一〇	
七類、本集第一及五類に入れたるものを除きたる各種魚類		七	
昆布			六

以上の品目等級表により東支各主要驛間の運賃を見れば次の如し。

自滿洲里至各驛 (單位圓に付哥)

地名	急行便 (旅客列車)	一級品	三級	五級	六級	七級	八級	十級
昂々溪	一一九三四	一一三六八	六七五〇八	四八五七七	四〇七五一	三四〇九四	二八八五七	二二二一七
安達	一四〇四三	一三五九八〇	八一四四九	五八四六四	四九〇六七	四一〇六八	三四七四七	一八七六七
哈爾濱	一六〇〇九六	一五六九五八	九七七三八	七一二二〇	六〇〇〇九	五二二二八	四三二〇〇	二二六六七
一面坡	一六七七六	一六〇五八〇	一〇三七七六	七五五五〇	六四四九九	五五七四八	四七三三三	二五二九六
綏芬河	一七八八〇	一六四四一〇	一一八四九五	八六六九二	七五五八〇	六六七八九	五六六六〇	二八七四四
寬城子	二〇六九五五	二〇二五三四	一三六七四八	九九〇二二	八四四二九	七二八三〇	六〇六八三	三五四一九

自昂々溪至各驛 (單位圓に付哥)

地名	急行便 (旅客列車)	一級	三級	五級	六級	七級	八級	十級
滿洲里	一一九三四	一一三六八	六七五〇八	四八五七七	四〇七五一	三四〇九四	二八八五七	二二二一七
安達	三二六二〇	二七三三四	一七三二六	一四八六五	一三五六六	一二五六四	一〇三七九	六七八三
哈爾濱	五八六九八	四八四四〇	三二七四四	二六四三三	二四四一九	二二六五〇	一八六八一	一三三〇九
一面坡	八四三二六	七六三七三	四六四四四	三五七〇八	三二二六〇	二七五二四	二二〇〇六	一三八三一
綏芬河	一四二九三五	一三七五九四	八三二六三	五九四三七	四九〇〇九	四一八四九	三五五九〇	一九三三〇
寬城子	九七七九九	九三四〇六	七〇七五四	五四五一五	四八三三九	四四三六二	三六六三三	二二九九一

自哈爾濱至各驛 (單位題に付哥)

地名	急行便 (旅客列車)	單位題に付哥							
		一級	三級	五級	六級	七級	八級	十級	
滿洲里	一六〇〇九六	一五六九八八	九七三三八	七二二三〇	六〇〇〇九	五二二八	四三〇〇	三三六八七	
昂々溪	五八六九八	四八八四〇	三、七四四	二、四三三	二、四一九	二、三三〇	一、八六六	一、三〇九	
安達	二八二六三	三、五二六	一、八二四	一、七三七	一、七五七	一、〇九六	八九五	五七九	
一面坡	三六九八八	三、〇七五	一、九八七	一、六四三	一、五七五	一、四六二	一、二七二	七六七	
綏芬河	一〇、〇七三	九、四〇二	五、六九九	四、七二〇	二、五八二	三、〇六二	二、五八〇	一、四八〇	
寬城子	五三二七六	四、四五六	三、九〇一	二、八〇八	二、四二〇	二、二六二	一、七五八	一、一七三	

自綏芬河至各驛 (單位題に付哥)

地名	急行便 (旅客列車)	單位題に付哥							
		一級	三級	五級	六級	七級	八級	十級	
滿洲里	一七八〇八〇	一六四二〇	二、八四九	八、六六一	七、五八〇	六、六九九	五、六六〇	二、八七四	
昂々溪	一四、一九五	一三、七五九	八、三六三	五、九四三	四、九〇九	四、一四九	三、五九〇	一、九三〇	
安達	二、〇七四	一、一五〇	六、八四〇	四、八〇三	四、一五九	三、四六〇	二、九一一	一、六二〇	
哈爾濱	一〇、〇七三	九、四〇二	五、六七七	四、七二〇	三、五八二	三、〇六二	二、五八〇	一、四八〇	
一面坡	七、六九九	六、八二〇	四、四七三	三、二九〇	二、九二九	三、〇八三	二、七三四	一、三三四	
寬城子	一四、三四一	一三、八五〇	九、五七九	六、九七三	六、〇七一	五、三七三	四、三六六	二、六〇二	

自寬城子各驛 (單位題に付哥)

地名	急行便 (旅客列車)	單位題に付哥							
		一級	三級	五級	六級	七級	八級	十級	
滿洲里	二、六九五	二、〇二四	一、三六八	九、九〇三	八、四三九	七、八三〇	六、〇六二	三、五〇九	
昂々溪	九、七四九	九、三四六	七、〇五四	五、五二五	四、八三九	四、四六二	三、六六三	二、三九一	
安達	七、四九〇	六、八〇三	五、四二四	四、〇〇九	三、六七七	三、五二八	二、六七七	一、七〇一	
哈爾濱	五、二七六	四、四五六	三、九〇一	二、八〇八	二、四二〇	二、二六二	一、七五八	一、一七三	
一面坡	七、九七八	七、五二七	五、八九七	四、七二五	三、九七五	三、五七三	二、九四四	一、九四九	
綏芬河	一四、三四一	一三、八五〇	九、五七九	六、九七三	六、〇七一	五、三七三	四、三六六	二、六〇二	

現在東支の運賃は金留建であるが實際に行使されることは無く、全部哈爾濱大洋が使用せられてゐる。
東支鐵道は滿洲里附近の淡水魚の輸送に對しては特定貨率を設定してゐる。即ち特定貨率第十八號に於て滿洲里
及札來諸驛發各驛着、凍魚及氷詰魚類小口扱並貨車扱特定貨率を設けてゐる。同規定によれば次の如し。(一應
に付哥)

地名	滿洲里發	札來諸驛發	
		小口扱	貨車扱
滿洲里	一六三六・七	八〇八・九	二五八・四
海拉爾	一六三六・七	八〇八・九	一三七八・二

昂	安	哈	一	海	綏	寬
々	爾	面	林	芬	城	子
達	賓	坡	河	河	子	子
四八三六・七	五八四七・四	六八〇一・二	七九四〇・九	九一六八・一	一〇七五六・三	八五四〇・八
二二一三・〇	二五五二・二	二八三八・七	三二一九・八	三六一六・〇	四一〇五・五	三二五〇・八
四六二〇・二	五六三〇・八	六五八四・六	七七二四・三	八九五一・六	一〇五三九・七	八三二三・七
二二一三・〇	二五五二・二	二八三八・七	三二一九・八	三六一六・〇	四一〇五・五	三二五〇・八

東支の運賃は頗る高率である。一例を挙げれば哈爾濱、綏芬河間は三四二哩で略大連埠頭、泉頭間と同じであるが、鹽乾魚を輸送するとすれば滿鐵線では小口扱百斤〇・八九圓特定運賃で六八錢であるが、哈綏間では二圓七六錢で三倍以上になつてゐる。

第四節 鐵道以外の方法による輸送

滿洲に於ける物資輸送の方法として最も重大な地位を占めてゐるのは鐵道であるのは既述の如くであるが、其外
 にイ、水運 ロ、貨物自動車 ハ、荷馬車 ニ、馬、駱駝 ホ、橇等種々の方法が行はれてゐる。而して鐵道の發
 達未だ完たからざると、滿洲の特殊の事情とは是等の方法をして相當重要ならしめてゐる。

イ、水 運

滿蒙に於て航行に利用されてゐる河川は、南滿の遼河、北滿の松花江、第二松花江、嫩江を其の主なるものとする。水運に依る輸送は經費頗る少なるため一般の貨物にあつては旺に利用されてゐるが、滿洲の河川は十一月以降四月頃までは何れも凍結して航行不可能で、然も水産物の需要期も専ら其期間なるため、實際に於て水産物が水運の便をかる事は比較的稀である。

ロ、荷馬車

荷馬車は元來短距離間の小運送機關で鐵道に對して補助の位置に立つものであるのを原則とする。然し滿洲に於ては特別の事由あつて相當距離間の輸送に於ても鐵道と競争の地位に立つ事が必ずしも稀でない。その理由は次の如し。

一、滿洲は道路不完全、且匪賊跳梁するため陸路の運搬は困難であるが、水産物の旺に出廻る冬季には、土地凍結し、此等の障害が除去されること

二、滿洲は冬季に於ては農耕を営むこと絶対に不可能である。従て其間農民は其家畜と共に徒食する以外の途は無いのであるから、座食するよりは優しなりとして、僅少な賃銀に甘んじて馬車輸送に従事するものが多い。又自己の生産せる農作物を附近の市場に自ら輸送するのは、冬季に於ける滿洲農家の一般の例である。而して其の歸途に海産物其他冬季間の必需品を購入するのであるから其の輸送費は極めて少額で事足りるのである。

以上の如き理由により水産物は馬車により輸送されること最も多く、然も單に近距離間の小運送に際して獨占的

の地位を有するに止まらず、時には相當の距離に於ても鐵道と競争の位置に立つことあるのは前述の如くである。

三、其他の方法

以上の外、土地の状況、季節其他の事由により、或は馬背、駱駝、或は橋等により輸送されることあるが此等に關しては特に云ふべき事は無い。貨物自動車のみは稍注目に値するが、道路の不完全、匪賊の危険等もあり、今日の所では荷馬車の方が遙に有利である。

第五章 取引状況

滿洲に於ける水産物の取引方法は其種類、地方に依り異り、一定して居らぬ。即ち淡水魚（市場には主として凍魚として現はれる）滿洲沿海産水産物、輸入品等により、又南北滿洲により、取引方法、慣習等を異にする。以下其の概略を傳へる。

第一節 北滿産の淡水魚

北滿各地に於ける淡水魚（主として凍魚）の取引に關しては「北滿洲に於ける漁業」（哈爾濱調査課刊行）による滿洲最大の淡水魚の生産地たる呼倫湖、烏爾順河地方の漁場經營者は其本據を全部滿洲里に有し、其漁獲物は全

部滿洲里に出され、滿洲里は最大の凍魚の取引市場である。取引を爲す商人は哈爾濱、齊々哈爾、安達等より買付に來れるもので、其取引の方法は現金取引及半金取引の二方法ある。前者は現金を手交して魚類を購入し、後者は取引に際し價格の半金を手渡し、殘金は十五日乃至三十日の期間以て拂渡すものである。

發送高及仕向地。

一九一三年	八〇二
一九一四年	一、四六七
一九二一年	二二、一〇六
一九二二年	七八、九七九
一九二三年	一七五、七九五
一九二四年	二七五、〇一一
一九二五年	一八五、九八六

仕向地は南滿に行くために寬城子最も多く、哈爾濱が之に次いでゐる。

長 春

滿洲里又は哈爾濱の仲買人が魚類を輸送して長春に出向き、同地の店舗を借りて南滿各地より仕入れ來れる魚類商に賣却する。然して店舗料として一日奉票五角と別に全賣上に對し八分（賣手より四分、買手より四分）の口錢

を店に支拂ふ。満洲里産凍魚は寛城子驛下して同驛から凍魚取扱店迄は馬車で輸送し取扱店の構内に積み南滿より
の魚類商の買付を待てる。

寛城子到著魚類の數量は次の如し。

一九一三年	一五、九 ^{布度} 一四
一九一四年	一三、五九五
一九二一年	八、四九四
一九二二年	一一、三六六
一九二三年	一三、六四九
一九二四年	七七、一三九
一九二五年	六三、六三五
内南滿鐵道向	
一九二四年	六六、一九六
一九二五年	五二、六六二

嫩江附近

嫩江地方に於ける魚類の取引には大口及小口取引がある。大口取引は老客により行はれてゐる。老客は漁撈期前

に漁場經營者に前金を手交し契約を結ぶ。此際老客が渡す金額は冬期の魚價に對し遙かに割安である。漁場經營者が
が資力豊富な時は老客に漁業資金の援助を受ける必要なく冬期凍魚を老客に渡し直ちに現金を受取るか、自ら需要
地に供給する。

小口取引は一定の販賣人に依る。この販賣人と漁場經營者との間に密接な關係あつて、漁獲せる魚類は順次この
販賣人の手により搬出せられ又漁場に要する物資は其手により市場より購入せられ、決算した残額が現金で漁場經
營者の手に還るのである。但し都會附近に於て漁獲せられた時には仲買人の手を経ず直ちに漁夫より需要者の手に
渡ることが屢ある。

哈爾濱

哈爾濱は凍魚の大市場で冬期には當地商人が滿洲里まで出掛けて仕入れる。夏季に於ては附近の松花江で漁獲せ
られたのが市場に於て販賣せられる。

第二節 南滿産水産物

南滿洲産の淡水魚類は鴨綠江の白魚、鰻等の少量を除いては市場に出づる事は極めて尠く、黃渤海の魚類が旺に
取引せられる。然して我行政權下にある關東州内と州外とは著しく事情を異にしてゐるから其の各の大體を記述す
る。

一、關 東 州

關東州に於ける水産物の取引は比較的簡單である。即ち大正十五年五月の水産會設立以來「水産會魚市場以外の場所」に於て水産物を賣買することを得ず（關東州魚市場規則、第三條）との規定あるため一切の取引は魚市場で行はれてゐるために複雑なる慣習等の生ずる余地無く、關東州水産會魚市場業務規定の規定通りに實行されてゐる。即ち水産會魚市場は糶市場で、州内で消費される一切の水産物は「到着順ニ之ヲ受附ケ検査計量シ受附番號、荷主品名及數量ヲ記載シタル標札ヲ附シ番號順ニ之ヲ糶賣」するのであつて、その呼値は百匁の價格、用語は日本語とし、符牒又は暗號を用ゆることを禁ぜられてゐる。賣買は場帳に番號、荷主、品名、數量、單價、價額及買方を登録した時に成立したものとし、實際水産會は荷主に對しては荷主勘定書、買方に對し仲買人勘定書、決濟會社に對しては其の寫を交附する。荷主の勘定は當日、仲買人勘定は十日以内に決濟する事になつてゐる。但仲買人勘定は更に二十日以内之を猶豫し得る。魚市場の使用料は鮮魚に對しては賣上代金の百分の四、鹽乾魚其他製造物は百分の三とし、決濟會社が荷主より之を徵集して一月毎に翌月十日迄に納付することになつてゐる。決濟會社の手數料は賣買代金の六分で、荷主より申受ける。内八厘を荷主のために、一分七厘を仲買人のために積立てる。但し製造物に對しては賣買代金の四分に相當する手數料を取て内一分を仲買人のために積立てる。

鮮魚貝類以外の水産物の取引は糶にかけず相對賣買に依る事が認められてゐるが、實際に於て此等の製造物が魚市場に上場されるのは極めて稀で、大部分は魚市場とは無關係に取引されてゐる。

州外に搬出せられる鮮魚、貝類も一旦糶市場に上場し、其所で取引せられたるものなるを要する。即ち仲買人が糶落したる後、奥地にある小賣商に指値で送附する。（委託は極めて稀である）支拂方法は月末乃至翌月の初までに振替其他で送附するのを普通とする。

仲買人と當地小賣商間の取引は格別の事なく普通現金拂又は取引先には月末拂で取引してゐる。手數料は五分を通則とする。支那商間にあつては其の仕拂期は頗る長く三ヶ月位が通例である。

次に關東州水産會魚市場業務規定及取引決濟業務規定を掲げる。

關東州水産會魚市場業務規程

第一條 本市場ノ取引物件ハ生魚、鹽魚其ノ他ノ水産物トス

第二條 本市場ハ毎日左ノ時刻ニ取引ヲ開始ス但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ

自 四月 一日 午前七時、午前十時、午後二時

至 五月三十一日

自 六月 一日 午前六時、午前十時、午後二時、午後四時

至 九月三十日

自 十月 一日 午前七時、午前十時、午後二時

至 十一月三十日

自十二月 一 日
至翌年三月三十一日
午前八時、午後二時

市場ノ休業ヲ爲サントスルトキハ評議員ノ意見ヲ徵スルモノトス

第三條 取引物件到着シタルトキハ本會ハ到着順ニ之ヲ受付ケ検査計量シ受付番號、荷主、品名及數量ヲ記載シタル標札ヲ附シ番號順ニ之ヲ糶賣スルモノトス

呼値ハ百匁ノ價格、用語ハ國語トシ符牒ヲ用ユルコトヲ得ス

生魚貝類以外ノ水産物ノ取引ハ相對賣買ニ依ルコトヲ得

賣買ハ本會ニ於テ場帳ニ番號、荷主、品名、數量、單價、價格及買方ヲ登録シタル時ニ成立シタルモノトス

本會ニ於テ賣買價格ヲ不穩當ト認ムルトキハ登録ヲ爲サス若ハ取引ヲ差止メ其他必要ナル處分ヲ爲スコトアルヘシ

第五條 賣買成立シタルトキハ本會ハ荷主ニ對シ仲買人勘定書、決濟會社ニ對シ其ノ寫ヲ交付ス、決濟會社ハ荷主

勘定ハ當日、仲買人勘定ハ十日以内ニ之ヲ決濟スヘシ但シ仲買人勘定ハ更ニ二十日以内ニ之ヲ猶豫スルコトヲ得

第六條 使用料ハ鮮魚ニ對シテハ賣上代金ノ百分ノ四、鹽乾魚其他製造物ニ對シテハ百分ノ三トシ決濟會社ヲシテ荷主ヨリ之ヲ徵收シ一月毎ニ翌月十日迄ニ納付セシム

第七條 仲買人ハ身元保證金一千圓ヲ本會ニ差入ルヘシ

身元保證金ハ國債證券其他本會ノ承認シタル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得

第八條 仲買人本市場ニ於テ取引ヲ爲サシムル爲メ代理人ヲ置カントスルトキハ其履歷書ヲ添へ本會ニ願出デ許可ヲ受クヘシ

第九條 本會ニ於テ必要ト認ムルトキハ仲買人ノ取引高ヲ制限スルコトアルベシ

第十條 仲買人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ取引ヲ停止シ代理人ノ許可ヲ取消シ又ハ二百圓以下ノ違約金ヲ課ス

一、身元保證金ノ差入レ又ハ賣買代金ノ仕拂ヲ怠リタルトキ

二、正當ノ理由ナク二月以上取引ヲ爲ササルトキ

三、相場攪亂、不買同盟其ノ他ノ不正行爲ヲ爲シタルトキ

四、他人ノ取引ヲ妨害シタルトキ

第十一條 決濟會社ハ資金融通及仲買人勘定ノ狀況ヲ一月毎ニ翌月五日限本會ニ報告スヘシ但シ緊急ヲ要スル場合ハ其ノ都度報告スヘシ

第十二條 決濟會社ハ決算期毎ニ財産目錄貸借對照表、損益計算書及事業報告書ヲ本會ニ提出スヘシ

第十三條 本會ノ發行シタル入場章ヲ携帯スル者ニ非サレバ本市場ニ立入ルコトヲ得ス

入場者ニシテ市場ノ秩序ヲ紊シ其他ノ行爲ヲ爲シタル者ハ退場ヲ命ス

附 則

本規程ハ昭和二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

關東州水産會魚市場取引決濟業務規程

第一條 本會社ハ關東州水産會魚市場規則、關東州水産會魚市場業務規程及本業務規程ニ依リ左ノ業務ヲ行フモノトス

一、關東州水産會魚市場ニ於ケル賣買取引ノ決濟

二、關東州水産會員ニ對スル水産資金ノ融通

第二條 本會社ハ關東州水産會魚市場ニ於ケル賣買取引ニ依リ生シタル債權債務ニ付荷主ニ對シテハ買方ニ代位シ仲買人ニ對シテハ賣方ニ代位スルモノトス

第三條 本會社ハ荷主ニ對シ關東州水産會ニ於テ發行シタル荷主勘定書ニ記載シタル賣買代金ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル金額ヲ即日支拂フモノトス

一、關東州水産會魚市場ノ使用料其ノ他ノ取立金

二、本會社ノ決濟手数料其ノ他ノ取立金

第四條 本會社ハ各仲買人ニ對スル賣買代金猶豫限度ヲ定メ關東州水産會ノ認可ヲ受クルモノトス
仲買人ハ本會社ニ對シ毎月十日、二十日、二十日及末日ノ三回ニ其ノ前日迄ニ關東州水産會ノ發行シタル仲買人

勘定書ニ記載シタル賣買代金ヲ支拂フヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ本會社ハ何時ト雖モ其ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

一、賣買代金前項ノ猶豫限度ニ達シタルトキ

二、賣買代金關東州水産會ノ制限シタル金額ニ達シタルトキ

三、廢業シタルトキ又ハ取引ヲ停止セラレ若ハ免許ヲ取消サレタルトキ

前項ノ支拂期日到来スルモ賣買代金第一項ノ猶豫限度ニ達セサルトキハ本會社ハ同月末日迄其ノ支拂ヲ猶豫スルコトアルヘシ

仲買人第二項ノ支拂期日ニ又ハ同項但書ノ請求ヲ受ケタル後賣買代金ノ支拂ヲ爲ササルトキハ爾後延滞金ニ付キ日歩百圓ニ付三錢七厘ノ利息ヲ附スルモノトス

第五條 本會社ハ關東州水産會魚市場ニ於ケル賣買取引ノ決濟ニ付賣買代金ノ六分ニ相當スル手数料ヲ荷主ヨリ申受ケ内八厘ヲ荷主ノ爲ニ一分七厘ヲ仲買人ノ爲ニ積立ツルモノトス但シ製造物ニ對シテハ賣買代金ノ四分ニ相當スル手数料ヲ申受ケ内一步ヲ仲買人ノ爲メニ積立ツルモノトス

前項ノ積立金ハ本會社ニ對スル債務ノ辨濟ニ充當シ本會社營業年度ノ終ニ殘金アルトキハ請求ニ依リ之ヲ拂戻スモノトス

第六條 本會社ノ水産金融ハ連帶貸付、擔保貸付及組合貸付ノ三種トス

連帯貸付ハ漁業者及水産物製造業者ニ限り其ノ積立金及關東州水産會魚市場ニ於ケル前年ノ賣買取引金額ノ十分ノ一ヲ限度トシ本會社ノ承認シタル二人以上ノ連帯債務者ヲ立テシメ一ケ年以内ノ期限ヲ以テ貸付クルモノトス
擔保貸付ハ關東州水産會ノ認可ヲ受ケタル擔保ヲ徵シ確實ナル保證人ヲ立テシメ貸付クルモノトス
組合貸付ハ關東州水産會ノ認可ヲ受ケ貸付クルモノトス
貸付金利率ハ關東州水産會ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムルモノトス

二、關東州外

關東州外に於ける水産物取引の状況を見るに、支那人間の事として一定の規約はなく、從來の慣習を墨守し來れるに過ぎざるものゝ如く、且地方により慣習一定せず種々相違せるものある。州外に於ける水産物の大集散地にして、大連と並んで滿蒙内部に對する大供給地たる營口に於ける水産物の取引の方法を次に記す、以て他の地方の夫れを推測するを得るものと信ずる。

營口の魚問屋は漁夫に漁業資金を前貸するを原則としてゐる。即ち普通高粱百石積位の漁船二隻に對し、現大洋一千元の割合で年末の頃に貸附ける。而して翌春の漁獲終て歸り來たつた漁夫に對しては、その漁獲物の賣場の一割を先づ手数料としてとり、更に貸金及利息を引去た残額を漁夫に與へる。但し一割の入目がある。

漁夫が前年中に前借をせぬ時には、問屋は五分の手数料をとるに止まる。斯くの如く前借の風行はれてゐるために營口に於ては問屋の勢力が頗る強大である。

一旦問屋が購入した魚類は之を生賣することは殆ど無く、多くは直ちに鹽干魚に製造せられて、奥地及當地附近で賣捌かれる。奥地へ賣込む際には長年取引繼續せる事情の明らかな取引先には或は委託で或は指値で送る事無いでもないが、それは極めて稀で多くの場合奥地より仕入れに來營する。彼等は多く奥地の特産商其他で奥地より特産物を持ち來り營口の取引先の問屋に宿泊し、(食費は一日現大洋七角)鹽干魚類を仕入れて歸るを普通とする。

奥地商人と問屋間の決済は一月毎にする事になつてゐる。然し從來から取引を繼續し來たつた取引先に對しては掛賣で、即ち手形を發行して、三節季前に決済するのを通則とする。

營口に於ける小賣商に卸す時には五分の口錢をとる規定なるが、實際に於ては問屋間の競争激烈なるため、二三分の薄口錢を取るに過ぎぬ。

營口に於ける魚問屋の同業組合の新規約を次に譯載する。

營口公濟魚會行規

本魚行同人等從來所定の魚、蝦、鮮菓、雜貨等の代理買賣に關しては、數十年前に規定せる手数料を實行し來たり。併し乍ら其數極めて微々、利すところ又寥寥なるに近時百貨騰貴し、經費亦増加せり。猶ほ外に立替金額に對する利子若干が得べしと雖も僅少の額に止り經費を償ひ得ず。斯の如き状態の儘に推移すれば將來本會を維持することの困難なるは論を俟たず。茲に本行同人等の協議を経て從來の規定に訂正を加へたるは亦時勢の迫るところ

に依り已むを得ざるに出たるものにして、全く他意あるに非ず。左に各條項を列記すれば次の如し。

- 一、風網船の魚蝦等の類を代賣する場合は先づ官許網使用料として賣價の二割一分を扣除し、岸著にて賣るもの、一切費用は賣主負擔とす。
- 一、掛網船の魚蝦等の類を代賣する際には先に金錢を前借せるものは賣價の一割の手數料を徵收するものとす。岸著に賣るもの、一切費用は賣主負擔とす。
- 一、風掛網船の魚蝦等の類を代賣する際には金錢の前借なきものに對しては賣價の六分を扣除し、河内岸上一切の費用は總て賣主負擔とす。
- 一、關外鮮乾貨類の代賣は總て賣價の五分を扣除し容器代現洋五分(五錢)を徵收す。其他一切の費用は賣主の負擔とす。
- 一、上海、天津、煙臺(芝罘)、登州、龍口、鮮果、魚菜等の代賣は總て賣價の五分を扣除す。
- 一、外來貨物の汽船より埠頭に運送する魚蝦、鮮果、青菜等の艀船賃は大件(大物)一件につき現洋三角、小件(小物)一件につき現洋二角、麻袋一件につき一角とし荷役賃をも含む、其他一切の費用は此の中に含まず。
- 一、登州龍口ものは小件は總べて風袋十斤計算として差引き籠皮(容器)は買主に歸するものとす。大件は總べて風袋二十斤計算として籠皮は賣主に歸し、買主の容器返還の際に現洋四分を支拂ふものとす。麻袋は三斤計算にして籠皮は賣主に返却するも容器返還は無料とす。惟蝦のみは大小件を論ぜず籠皮は一樣に原主に返還し、

容器返還は亦無料とす。

- 一、外城客帮(他地商賈)の青魚大嗎蛤魚等の代賣には總て賣價の五分を扣除す。倉庫料は大件一件につき現洋一角、麻袋包装のものは現洋三分、草袋包装のものは現洋二分とし其の他の費用は一切賣主の負擔とす。
- 一、本埠販賣店の鮮鹹魚等の代賣は匹數賣なると秤賣りなるとを論ぜず賣價の三分を扣除す。一切の費用は賣主の負擔とす。
- 一、他地の販賣店の鮮鹹魚の代賣は匹數賣なると秤賣なるとを論ぜず賣價の五分を扣除す。一切の費用は賣主負擔とす。
- 一、外城客帮に代る鮮鹹魚蝦及關内關外の鮮菜等の代買は買價の三割の手數料を徵收し一切の費用は買主の負擔とす。
- 一、本埠大小商店に代り鮮鹹魚蝦及關内關外の鮮菜等の代理購入する際には從價の二割の手數料を徵收す。一切の費用は總て買主負擔とす。
- 一、客帮に代る穀物の購入は從價の二割の手數料を徵收す其他一切の費用は代理店とは關係なく買主の負擔とす。
- 一、客帮と問屋間の勘定は毎月一回清算するものとす。客帮の食費は毎日現洋七角とす。
- 一、客に代つてする魚蝦等の鹽漬は每箱々代として現洋一元五角を徵收し五日を以て限度とし期限を逾えたるときは遞加す。

以上各項に對しては施行の日より本行各號均しく之を遵行するものとし、陽奉陰違故意に行規を破壊するが如きものあれば、例に依り現大洋一百元の罰金を課し、該金額は會所に貯蓄して公益の用に充つるものとす。以上公議の事項に對しては各行嚴守して輕視せざることを望む。規定各條に若し不善の箇所あらば隨時公議の結果訂正することを得るものとす。茲に本會加入商店を列記すれば次の如し。

三	盛	發	德	新	福	義	發	和
三	合	發	義	振	東	林		記
同	義	福	寶	昌	源	寶	慶	祥
長	發	福	許	福	記	寶	興	東
衆	同	慶	同	昌	記	興	許	長
春	發	福	四	合	順	永	記	棧
三	合	興	同	合	福	盛		記
元	發	東	公	發	長	同	昌	泉
泰	祥	永	福	興	盛	德	泰	盛

民國十七年 舊曆三月初一日
陽曆四月二十日

營口公濟魚會

第三節 輸入水産物

輸入水産物の取引方法は以上の如き滿洲産の水産物の取引とは著しく異なる。即ち是等は先づ輸入業者の手に依りて輸入せられ、輸入港及奥地の問屋に卸され、更に附近の小賣業者の手を経て一般消費者の手に入るのを通則としてゐる。而して仕出地は主として本邦、朝鮮、露西亞、北米合衆國及加奈陀、支那本部で、相手國の異なるにつれて取引の方法慣習も一定せざるものある。以下其の概略を記述する。

先づ滿洲に輸入される水産物の過半を占める本邦品の取引状況を見るに、舊海産物（海參、貝柱、乾鮑、昆布等を云ふ）は從來より支那商人の扱ひ來りしと其の數量の比較的少なるため本邦輸入業者は之を輕視する傾があるために殆ど全部は支那商人の手で輸入されてゐる。即ち彼等は或は單獨で或は組合を作て、函館又は神戸（實際上滿洲輸入本邦水産物の仕出港は殆ど神戸である）人を派遣し、或は阪神在留支那商をして買付け送附せしめたものを輸入港或は奥地一帯の問屋に卸すのである。之に反し新海産物（鹽鱈其他の鹽魚類）はその殆ど全部が邦商の取扱ふ所で、而して其の單價は低廉なるも、大量に取扱はれるために相當重要商品である。新海産物の大部分を占める鹽鱈の取引状況を見るに、先づ大連の輸入業者は、八月頃其の年の豊凶、産地に於ける相場等により賣行の豫想をして、適當なる數量を函館の漁業家又は問屋に注文を發する。一契約の數量は頗る大で、通例二三千噸の船をチャーターしてバラ積の儘輸送され来る。多くは荷爲替附である。大連の輸入商はそれを同地又は奥地の問屋へ賣渡

す。奥地の問屋は輸、入時期を見込んで書面で注文を發し來るのを普通とするが、又買付に來るのも尠く無い。鹽鱈に對する一般商人の理解の進んだ今日では輸入商が進んで賣込みに行く様な事は殆ど無く、比較的容易に荷捌きすることが出来る。輸入業者、問屋間の支拂方法は多く三十日のサイト付の荷爲替によつてゐる。

其他本邦産の鹽鱈、鹽鯡等も大體同じ徑路を經るのであるが、此等は量は尠く、注文は多く神戸へ發せられる。此等―主として鹽鱈―の輸入に當てゐるのは、専ら大連の福昌公司、辻山洋行、澤田組で何れも二十年の歴史と經驗を有し、猛烈に競争し來たつたのである。そのため勞力と費用を浪費する事甚しく、唯に當事者の困憊するに止まらず、滿洲に於ける本邦水産物の將來を暗くするものとして、輸入機關の統一が第一の急務なりとして叫ばれてゐた。當業者も競争に疲れて協力の利を悟り漸次協定の氣運に向ひ、兩三年前より仕入れのみは共同して大量に實行し來たのである。而して滿洲に於て本邦水産物の將來を發展せしめるためには、此等當業者が一層緊密な關係に立ち一切を統一的行ふ事の必要が痛感せられ、種々の計畫が企てられた。而して其間幾多の障害あつて、該計畫は容易に捗らざりしが、遂に昭和二年八月一日滿洲海産貿易組合の設立を見るに至り、今後は統制ある仕入、販賣をなし得るものとして其の將來は期待されてゐる。同組合は暫定的のもので當初の計畫に比すれば不徹底なるを免れぬが、四圍の事情の止むを得ざるものあるため、より完全なる輸入機關の完成する日の一日も早きを待望するものである。次に其の定款を記す。

滿洲海産貿易組合定款

- 第一條 本組合ハ滿洲海産貿易組合ト稱シ事務所ヲ大連市ニ置キ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ置ク
- 第二條 本組合ハ滿洲ニ於テ從來引續キ海産物取引ヲナシ信用ト實力アル邦人當業者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 本組合ハ本邦海産物ノ滿洲輸入ノ統制及ヒ増進並ニ在滿邦人海産物同業者ノ助長發展ヲ圖ルタメ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
 - 一、組合員ニ代リテ内鮮滿其他海産物ノ仕入
 - 二、海産物賣買ノ仲介及受託
 - 三、滿洲ニ於ケル海産物販賣ノ統制ヲ圖リ運輸倉庫設備並ニ取引方法ノ改善
 - 四、滿洲及北支那一帶ニ於ケル海産物新販路ノ開拓ニ關スル事項
 - 五、其ノ他前記各項ニ附帶スル事業
- 第四條 本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ其ノ拂込出資額ニ應スルモノトス
- 第五條 本組合ノ存續期間ハ滿洲ニ於テ海産物ノ仕入販賣ヲ統制シ新販路開拓ヲナスヘキ適當ノ機關設立ノ時ニ至ルマテトス
- 第六條 本組合ノ公告ハ組合事務所ニ揭示ス

第二章 出資

第七條 出資一口ノ金額ハ金五拾圓也トス

第八條 出資金ノ拂込ハ申込ト同時ニ全額現金ヲ以テ拂込ムモノトス

第三章 機關

第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事	一名
監事	二名
評議員	若干名

但シ一人ニテ理事ト評議員又ハ監事ト評議員ヲ兼ヌルコトヲ得

第十條 理事ハ組合ヲ代表シ會議ノ議長トナリ組合一切ノ業務ヲ管掌ス

理事事故アル時ハ評議員中ヨリ代理者ヲ互選ス

監事ハ組合ノ事務ヲ監査シ役員會並ニ總會ニ報告ス

評議員ハ組合ノ事務ニ付重要事項ヲ評議ス

役員ハ無給トス但シ理事ハ有給トスルコトヲ得

第十一條 本組合ハ役員會ノ決議ニヨリ組合指導ニ適當ナルモノヲ顧問トスルコトヲ得

顧問ハ役員會ニ出席シ意見ノ開陳ヲナシ又組合ノ諮問ニ應當ス

第十二條 理事監事評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

但シ理事ハ組合員タルヲ要セス

第十三條 役員ノ任期ハ一ケ年トス

但シ滿期重任スルコトヲ得

補缺選舉ニヨリ就任シタルモノノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第十四條 役員ハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

辭任其他ノ事由ニヨリ缺員ヲ生シタルトキハ定時總會開會ノ時期マテ猶豫スルコト能ハサル場合ニ限り臨時總會

ヲ開キ補缺選舉ヲナスモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ辭任ヲ決議シタル時ハ同時ニ其ノ補缺選舉ヲナスコトヲ要ス

第十五條 役員會ハ理事之ヲ招集シ役員過半数出席スルニ非ラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十六條 左ノ事項ハ役員會ノ決議ヲ經ヘシ

- 一、海産物ノ購入及組合員ノ販賣スヘキ値段ノ決定
- 二、組合ノ豫算及決算
- 三、總會ニ附スヘキ報告及議案
- 四、組合員ノ入會諾否及除名處分
- 五、事務處辨ニ關スル規定
- 六、其ノ他理事ニ於テ必要ト認ムル事項

第十七條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス
定時總會ハ毎年六月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

- 一、理事カ必要ト認メタルトキ
 - 二、監事カ必要ト認メタルトキ
 - 三、組合員三名以上ヨリ會議ノ目的及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ以テ總會ノ招集ヲ請シタルトキ。
- 第十八條 總會ノ招集ハ少クトモ一週間前會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ組合員ニ通知スルコトヲ要ス。
- 第十九條 組合員ノ決議權ハ出資口數十口迄ヲ一個トシ十口又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ一個ヲ加フ。

第二十條 本組合總會ノ決議ハ組合員決議權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ爲ス。

第二十一條 組合員ハ代理人ヲ以テ決議權ヲ行フコトヲ得代理人ハ組合員又ハ自己ノ使用人タルコトヲ要ス。

第二十二條 總會ノ都度會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記録シ議長及出席者二名以上ノ署名捺印ヲ要ス。

第二十三條 本組合ニ書記若干名ヲ置クコトヲ得理事之ヲ任免ス。

書記ハ理事ノ指圖ヲ受ケ庶務ニ従事ス。

第四章 事業ノ執行

第二十四條 組合員ハ各自己ノ名義ヲ以テ本組合ノ購入又ハ受託海産物ヲ組合ノ指定スル値段ヲ以テ販賣シ、賣上代金ハ組合ニ納入スル義務ヲ負フ。

第二十五條 組合員ハ本組合ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレバ一切自己又ハ第三者ノ名義ヲ以テ海産物ノ購入ヲナスコトヲ得ス。

若シ本組合ノ承諾ヲ得スシテ自己又ハ第三者ノ名義ヲ以テ之カ購入販賣ヲナシタル場合之ニ依テ生ズル利益ハ組合ノ利益トシ損失ヲ生シタルトキハ之ヲ爲シタルモノノ負擔トシ且ツ購入代金ニ對スル一割ノ金額ヲ組合ニ違約金トシテ提供スルモノトス。

第二十六條 組合員ニシテ海産物ノ買付又ハ販賣ノ委託ヲ受ケルモノハ必ス組合承認ヲ得テ組合ノ指圖ニ從ヒ組合

ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ要ス之ヲ怠リ又ハ之ニ反シタルモノハ前條第二項ノ規定ニ從フモノトス。但シ前記第廿五條及第廿六條ノ規定ハ組合ノ取扱品種ニ制限アル場合ニ限り制限シタル品種ニ對シテノミ之ヲ適用ス。

第二十七條 組合員ハ本組合ノ海産物仕入資金ニ支障ナキ限度ニ於テ役員會ノ承認ヲ得テ各自ノ出資額迄組合ノ指定値段ヲ以テ商品ノ無擔保引取販賣ヲナスコトヲ得。

但シ前記無擔保引取商品ノ代金ハ右荷物引取後一ヶ月以内ニ組合ニ現金ヲ以テ之カ代金ノ全額支拂ヲナスコトヲ要ス。

第二十八條 組合員外ノ在滿邦人當業者ニシテ本組合ノ購入又ハ受託貨物ノ販賣ヲ希望スルモノニ對シテハ役員會ノ決議ヲ經テ之カ賣捌ヲナサシム此ノ場合之ヲ助成スルノ意味ニ於テ組合員ノ販賣スヘキ値段ニ比シ適宜値段ノ割引又ハ賣捌ニ對スル歩戻ヲナスコトヲ得。

第二十九條 本組合ハ組合ノ基礎カ強固ニナリタルトキ組合員ヲシテ新販路地ノ調査、海産物ノ販賣宣傳、試験、廉賣等積極的新販路開拓ニ努力セシム。

第五章 計 算

第三十條 本組合事業年度ハ毎年六月一日ニ始リ翌年五月卅一日ニ終ル。

決算ハ年一回トシ五月末之ヲ行フ。

第三十一條 理事ハ決算期ニ於テ組合剩餘金ノ處分ヲ役員會ニ計リ、財産目錄、貸借對照表、事業報告書ヲ作成シ總會ノ承認ヲ得ルモノトス。

組合剩餘金ノ處分ハ總會ノ承認ヲ得タル後之ヲ爲スモノトス。

第六章 組合員ノ加入、脱退

第三十二條 本組合設立後新ニ加入ノ申込アリタルトキハ役員會ノ決議ニヨリ諾否ヲ決ス。

加入申込ノ承諾ヲナシタルトキハ其ノ出資金ノ拂込アリタル後組合員名簿ニ登録ス。

第三十三條 組合員ハ組合ノ承諾ヲ得ルニ非レハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス相續ニ依ル場合亦同シ。持分ノ讓受人ハ讓渡人ノ權利義務ヲ繼承ス。

第三十四條 組合員ハ三ヶ月前ノ豫告ヲ以テ脱退スルコトヲ得。

第三十五條 組合員ハ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ役員會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス。

- 一、出資金ノ拂込、組合ニ對スル商品代金及其ノ他債務ノ辨濟ヲ爲ササルトキ。
- 二、組合ノ事務ヲ妨クル行爲アリタルトキ。
- 三、犯罪其他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ。

第三十六條 組合員脱退及除名ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込出資額ニ止メルモノトス。但シ組合財産ノ評價ハ役員會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム。

第三十七條 本組合ハ左ノ事由ニ依リ解散ス。

一、總會ノ決議

第三十八條 解散ノ場合ニ於テ組合ノ債務ヲ完済シ殘餘財産アルトキハ拂込出資額マテハ拂込出資額ニ應シ其他ハ拂込出資ノ積數ニ應シ拂戻ヲナス。

第三十九條 本組合解散ノ場合ハ理事其ノ精算人トナル。

但シ總會ノ決議ニ依リ組合員中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得。

第七章 附 則

第四十條 組合總會ノ議決ヲ以テ本組合取扱海産物品種ノ制限ヲナスコトヲ得。

第四十一條 本組合設立ノ爲メ本定款ヲ作成シ組合員左ニ記名捺印シ各自一通分有ス。

昭和三年八月一日

大連市越後町九番地

引受口數四百口

澤田組 澤田賢太

大連市山縣通五番地

引受口數四百口

辻山洋行 山縣庄太郎

大連市山縣通二百三十二番地

引受口數四百口

福昌公司 相生由太郎

朝鮮より相當海參、鹽鯡、鹽鱈が輸入されてゐるのは既に見た如くであるが、其の取引方法其他大體に於て本邦品と大差ない。唯奉天より長春附近へかけて、朝鮮人漁業家又は商人が、一二車の鹽魚類其他を自ら携帶し來りて問屋に滞在して全部賣拂て後歸國するものが近來ポツ／＼あると云ふことである。

又アメリカ鯨の仕入は從來は一旦内地へ輸入されしものを再輸入するもの多かりしが、近時は多く大連の輸入業者が直接産地へ電報で注文を發し、利附荷爲替附（日限は當方よりの希望通りの低利）ので送り附けられる。

南滿に來るロシア産水産物は殆ど全部が浦鹽昆布である。不定期に同品を滿載したロシア商船が、大連、營口等に現はれて賣り捌いて行く。取引は勿論現金である。同品は本邦品に比し價額低廉で、品質も支那人の嗜好に適するも、その來往全く期無くあてにすることが出來ぬ缺點がある。

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

第一節 大連

大連は滿洲に於ける水産物の供給地中最も注目すべき土地である。即ち滿洲最大の貿易港で殊に水産物の輸入高は全滿のその五割以上に上てるのみならず、其の近海は水族の豊富な好漁場で、其漁獲高が相當の數量に上てるため、滿洲内部に對する水産物の供給地として最も重要な土地である。一方に又新鮮な魚類の供給が低廉且圓滑に行はれてゐると、且鮮魚類を嗜好すること甚しい本邦人が多く居住するために、水産物の消費地としても最も重大な土地である。以下當地に於ける需給狀況を觀察する。

一、貿易狀況

水に恵まれること尠い滿洲に於ては其の消費される水産物中輸入品に依て占められる割合の大なることは既述の如くである。

最大貿易港たる大連に於ける水産物の貿易高は次の如くである。

年 度	輸 移 入 高		輸 移 出 高		輸 移 入 超 過 額		貿 易 總 額		全滿總額 金 兩 額	同 割 合
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額		
大正二年	三、四七、〇〇〇	四、四〇、〇〇〇	九、七〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	一、九六、一九二	三六
同三年	九、七〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	六、九〇、〇〇〇	八、三〇、〇〇〇	四、九〇、〇〇〇	一、二〇、〇〇〇	五、五〇、〇〇〇	一、九四、六六一	三〇
同四年	六、五〇、〇〇〇	四、七〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	七、七〇、〇〇〇	一、二〇、〇〇〇	三、五〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	五、二〇、〇〇〇	一、八八、七五二	二九
同五年	九、〇〇、〇〇〇	四、六〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	六、三〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	五、九〇、〇〇〇	一、八〇、五九八	三三
同六年	七、五〇、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇	五、六〇、〇〇〇	三、一〇、〇〇〇	九、七〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	二、一四、九六三	三三
同七年	二、三六、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、六六、〇〇〇	四、八〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	八、三〇、〇〇〇	二、二四、九六六	三〇
同八年	二、六八、〇〇〇	八、八〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	八、五〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	五、三〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	九、〇〇、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	四七
同九年	二、六〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	八、〇〇、〇〇〇	七、二〇、〇〇〇	五、四〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	四七
同十年	一、五〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	一、六〇、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	二、八七、六六五	四七
同十一年	三、七〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇	八、一〇、〇〇〇	四、四〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	三、〇七、六六六	四七
同十二年	二、〇〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	八、八〇、〇〇〇	六、九〇、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	三、三〇、〇〇〇	四七
同十三年	一、五〇、〇〇〇	二、六〇、〇〇〇	三、九〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	二、二〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二、八七、六六五	四七
同十四年	一、四〇、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	二、九〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	二、九四、七三三	四七
昭和元年	三、六〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	六、八〇、〇〇〇	一、八〇、〇〇〇	三、二〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	一、九〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	四七
同二年	三、三〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	六、〇〇、〇〇〇	一、七〇、〇〇〇	四、三〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	四七

品名	数量	金額	再輸出数量	再輸出金額	計数量	計金額
錫	301	11031			301	11031
鹽	2271	15233			2271	15233
鮮魚	826	7546	736	2756	1562	10197
鹽魚	693	4439	233	2668	926	5107
貽貝、乾蛎及乾蛤	14	26			14	26
乾魚(權入)	14	26			14	26
石花菜	133	3079			133	3079
刺昆布	805	1500			805	1500
長昆布	805	3180			805	3180
赤昆布	634	2739	184	92	818	3359
昆布(調理せるもの)	59	2419			59	2419
鱈(調理せるもの)	4	1389			4	1389
同(調理せざるもの)	7	677			7	677
同(權入)	201	3855			201	3855
鮑	5	450			5	450
乾魚及燻製魚	130	2276			130	2276
乾魚(中等品)	378	692	17	289	395	985
内節	2	703			2	703
鱈節	96	769			96	769
魚皮	4	14			4	14

又昭和二年に於ける大連港より輸移出せる支那水産物及再輸出外國品は次の如し。

種類	輸移出支那品		再輸出外國品		計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
乾天	115	1,140			115	1,140
錫魚	269	6,725	20	360	289	7,085
乾魚	25,725	181,072	549	2,319	26,274	183,391
鹽魚	24,005	120,025	3,194	13,866	28,199	133,891
鮮魚	1,998	8,355	563	1,809	2,561	10,164
蝦	54	1,270			54	1,270
水母	28	110			28	110

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給状況

同 陸	海 参 (黒)	鮭 鱈	貝 柱	烏 貝	魚 骨	蠣 (殻付)	蠣 (殻)	昆 布 (鮮)	鱈 干 (黒)	鱈 干 (白)	同 皮	貝 殻	小 魚	鮑	乾 鰯
六四	二四七	一三	五	二六四	七二	一九八	四、八六四	八六四	三三	二二	三〇〇	九六二	七		
一四三	一四、八二〇	二、五七七	四五九	二、七四五	三九四	二一〇	三、九七一	七、五四七	三三〇	一、六八〇	一、二〇〇	五、三〇七	一四	一一	
九	八二七	三二	二、〇四八											二	八
六四	二五六	一三	三七	二六四	七二	一九八	四、八六四	八六四	三三	二二	三〇〇	九六二	七		八
一四三	一五、六四七	二、五七七	二、五〇七	二、七四五	三九四	二一〇	三、九七一	七、五四七	三三〇	一、六八〇	一、二〇〇	五、三〇七	一四	一一	一九九

二三〇

大連に於ける主なる水産物輸入業者は次の如し。

邦 人 側

辻 山 洋 行	山 縣 庄 太 郎	山 縣 通 五
澤 田 組	澤 田 賢 太	越 後 町 六
福 昌 公 司		山 縣 通 二 一 三
南 海 洋 行	的 場 松 太 郎	近 江 町 七

但し辻山、澤田、福昌の三者が海産物輸入組合を作て大規模の輸入を計てゐるのは前述の如くである。大連の邦人側の輸入業者の輸入するのは、大量に輸入される鹽干魚類に限られてゐる、支那料理用の海參、鱈鱚、

魚 肚	鱈 鱚	鱈 干	同 皮	貝 殻	小 魚	鮑	乾 鰯
三三六	五、三五四	一、二五三	五				
二二〇	二一〇	二一〇	三三六				
三三六	五、三五四	一、二五三	五				
三三六	五、三五四	一、二五三	五				

干鮑其他及昆布類は主として支那商人の取扱ふ所である。大連に於ける此等海味の主なる支那人商店は次の如し。

商號	主人名	所在地
德和盛		駿河町十四
義興隆		磐城町六九
宜康	唐彬容	監部通九三
福昌和記	劉漢舫	信濃町七三
共和成	梁長福	東郷町九二
合昌醬園	曲立德	加賀町廿七
慶興盛	單子耕	入船町一ノ二六ノ一
益順公		敷島町
天利成		西崗子

二、輸送状況

大連は單に貿易の方面から見て滿洲に於ける水産物の大輸入港として奥地への供給の門戸に當てゐるのみならずその近海は好漁場として其の漁獲高相當に上り、且又附近よりの水産物が輻輳し來るため、鮮魚類の供給地としても頗る重要な地を占めてゐる。大連の發送高及到着高の累年額は次の如し。(單位噸)

年 度	發 送 高		到 著 高		差 引 發 送 高	
	鮮魚介虫	出鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫
大正七年	一九七噸	五三三噸	一一五噸	三六噸	八六噸	五〇三噸
同八年	二〇五噸	九三九噸	一四六噸	二〇元	六九噸	九三三噸
同九年	四八噸	四七七噸	三三噸	一一九噸	二六噸	四五九噸
同十年	八七噸	一、二八二噸	三三噸	一五九噸	二六噸	一、二七〇噸
同十一年	一一六噸	七、〇七三噸	三三四噸	九六五噸	五九三噸	六、九八八噸
同十二年	一〇三噸	七、九三三噸	二六九噸	二四二噸	八四七噸	七、八二二噸
同十三年	五七五噸	三、七四六噸	一六三噸	八六六噸	八五二噸	三、五九〇噸
同十四年	二、九三二噸	八、四四七噸	二四七噸	一三三九噸	五四八噸	八、三七八噸
昭和元年	三、六六六噸	五、八六九噸	二〇六噸	一三七三噸	二、九三五噸	五、七九六噸
計	一〇、三三三噸	四、三三三噸	二、九一九噸	一、三六六噸	三、六六七噸	一〇、〇六七噸

又昭和二年度に於ける大連發送水産物の到着地及月別は次の如し。
昭和二年度大連發送鮮魚到着地月別表

地 別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計
旅 順	一三噸	〇三噸	一噸	一噸	〇噸	一〇噸	〇五噸	〇七噸	二九噸	七四噸	七六噸	一八噸	三二六噸

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

州内各驛	金福線	大石橋、田家間	營口	首山、分水間	遼陽	撫順	渾河、張臺子間	奉天	得勝臺、文官屯間	鐵嶺	開原	昌圖	雙廟子	平頂堡、蛇牛哨間	四平街	四洮線	郭家店
四月	149	303	89	344	443	12	159	339	344	15	344	15			184	03	
五月	157	338	76	286	293	63	957	245	02	153	153	08	12		36	04	
六月	108	171	68	350	333	384	24	181	181	28	28	16	02		63	04	
七月	57	145	22	183	185	259	34	105	105	9	9	09			29	05	
八月	80	177	23	192	173	240	20	140	140	9	9	09			25	06	
九月	19	310	63	307	158	354	47	33	33	13	13	09			34	05	
十月	35	373	43	68	167	346	59	157	157	16	16	09			82	03	
十一月	97	54	54	91	147	347	76	162	162	5	5	05			64	03	
十二月	53	47	65	60	24	405	108	187	187	27	27	08			39	02	
合計	269	357	287	200	277	207	792	173	02	142	142	99	14		177	35	

昭和二年度大連發送鹽干魚到着地月別表

到着地	月別	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
公主嶺	93	92	83	73	99	88	83	108	143	49	97
范家屯	13	19	3	2	3	6	9	16	24	3	97
孟家屯、楊木林間	44	33	20	26	33	18	33	198	454	190	902
長春											35
吉長線											199
東支線											397
安東(含沙河鎮)湖											68
安奉線各驛											13
朝鮮線											
鐵道省線											
合計	543	555	388	159	167	339	353	632	749	1876	4055

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

郭家店	四洗街	四平街	平頂堡、蛇牛哨間	雙廟子	昌圖	開原	鐵嶺	得勝臺、文官屯間	京奉、奉海線	奉天	渾河、張臺子間	撫順	遼陽	首山、分水間	營口	大石橋、田家間	金福線
0.1	5.9	4.3			0.6	4.3	1.9	0.1		8.9	0.1	1.9	3.8	2.3	3.3	2.3	
0.1	7.8	3.5			1.8	5.7	6.2	0.1		1.2		4.0	2.5	2.2	0.7	6.8	
	0.1	0.9				1.5	0.3			1.9		4.7	9.3	6.5	0.5	2.5	
		0.4			0.1	1.5	0.4			7.0	0.1	5.8	7.3	2.3	2.6	4.4	
0.1		1.3				1.3	1.3			1.3	0.9	7.5	2.6	3.3	3.5	2.8	
	2.3	2.2				2.2	7.3			1.4	1.8	2.5	2.8	3.7	0.8	5.5	
	2.7	6.8			1.3	2.5	0.2			3.5	8.4	7.7	1.5	1.3	3.0	1.3	
	3.0	2.8			0.5	1.6	1.7			6.5	0.3	5.0	7.3	7.4	4.4	2.1	
	3.6	1.6			0.1	2.8	3.2			8.0	0.1	2.4	3.4	1.3	5.7	3.7	
	0.4	0.1				5.5	0.1			7.5		1.7	4.5	1.9	2.3	4.3	
		2.4				2.5	2.0			5.8		1.5	6.4	6.2	3.2	3.5	
5.3		7.6				8.2	4.9			5.6		3.0	3.4	2.7	1.4	6.5	
5.5		3.8				9.5	8.9			1.5		3.3	1.6	1.0	8.7	1.6	
		2.4				1.4	5.0			1.5		1.6	1.4	1.0	1.9	9.0	

大連の主なる水産物の運送屋は次の如し。

- 丸仲運送店
- 信濃町一二九
- 丸一運送店
- 若狭町一ノ三

月別百分比	合計	鐵道省線	朝鮮線	安奉線各驛	本溪湖	安東(含沙河鎮)	東支線	吉長線	長春	孟家屯、楊木林間	范家屯	公主嶺
二七三	六二八			0.4	3.0	6.0	10.8	24.7	10.0			5.9
二五六	六三九			0.3	2.1	0.7	18.6	23.8	4.0		0.1	5.0
四六八	二七三			1.6	0.3	0.3	7.5	7.3	3.4		0.1	0.3
三三〇	一九九			1.3	0.3	4.8	4.0	2.9	4.8			0.8
一七四	一〇三			1.5	0.3	0.5	4.4	0.2	5.9		0.1	0.8
八六四	五三三			1.0	0.2	1.0	4.6	2.4	9.0			1.1
一八六五	一〇八五六		0.1	1.7	6.0	5.4	5.9	9.9	5.8		0.3	2.5
六四七	三七七			0.8	3.3	0.3	3.7	4.9	6.4			0.8
八九二	五九三			0.4	2.3	2.1	5.5	1.3	6.1		0.6	3.8
三七五	二八三			0.3	0.8		6.3	2.1	3.0			0.6
八〇一	四六五			0.3	0.2	0.2	3.1	5.9	5.9			6.9
二五三	七九二			4.2	1.6	2.7	2.9	5.8	1.4		3.9	9.1
100.00	五八二四		0.1	1.3	3.4	1.5	7.5	6.7	5.0	1.4	4.2	24.1

三、需給狀況

大連市に於ける水産物の需給を見るに、關東州水産會魚市場規則第三條で場外取引を禁せられてゐるため一切の取引は一旦水産會魚市場で行はれてゐる。(但し實際に於ては之は鮮魚類に限られ、鹽干魚の取引は極めて尠い)大連の魚市場は徒來滿洲水産會社に附屬してゐたのであつたが、水産會成立後は同會に附屬し、同會の事業として經營され來つた事は上述の如くである。大連魚市場の累年市場の累年取扱高は次の如くである。

年 度	數 量(貫)	價 額(圓)
明治四十一年	四〇八、二五三・三〇	三六四、二八五・九五
同 四十二年	四五六、一二〇・七〇	三五五、四一五・七二
同 四十三年	五〇九、三八〇・九〇	三七一、九九八・三五
同 四十四年	五五〇、七九七・五〇	三九五、三二七・八九
大正元年	四九六、四三九・五〇	三七五、八一八・四〇
同 二年	五二八、二四三・一〇	四一一、六八四・二五
同 三年	五七五、三八五・四〇	四三五、二八三・六八
同 四年	六六一、一三七・四〇	四三七、五七一・一四
同 五年	七一五、五三〇・八〇	五一三、四八九・七五

同 六年	七八一、一一〇・一〇	六九七、三二七・四六
同 七年	七七二、二四九・五〇	九七五、二一三・〇七
同 八年	八三一、〇九三・四〇	一、四〇〇、〇五八・五八
同 九年	九八四、五二一・四〇	一、八二七、一四四・三三
同 十年	九一五、四三一・九〇	一、五〇五、六〇五・四八
同 十一年	九七二、三二五・〇〇	一、五〇八、六一〇・五五
同 十二年	一、〇二七、九二六・三〇	一、四五一、九九四・六二
同 十三年	一、〇〇三、八九二・七〇	一、四六三、七二二・四八
同 十四年	一、三四八、六九三・〇〇	一、六七〇、三八九・〇〇
昭和元年	一、四二四、〇二八・〇〇	一、六七九、七五四・〇〇
同 二年	一、三三三、三三三・四〇	一、二〇〇、六四五・八八

但し大正十五年二月以後は水産會の經營に成る。

大連魚市場取扱高産地別累年表

年 度	州 内 物		内 地 物		山 東 物		朝 鮮 物		製 造 物	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
明治四十一年	三六、三六〇	二六、三九四・三五	三六、四五五	五七、三二九	—	—	—	—	—	—
同 四十二年	三六、一〇一・〇〇	三三、四六六・七三	五七、三六三・〇〇	八四、七〇二・二	二四、三九一・四〇	一五、三三八・五	—	—	—	—
同 四十三年	三三、四三二・五〇	二八、四八四・七	一四、五六六・〇〇	三三、三〇〇・四	一三、六六三・〇〇	七、三二一・九	—	—	—	—
同 四十四年	三三、〇一〇・〇〇	二八、四四二・六	一六、〇九一・〇〇	三二、八四〇・四九	五九、七〇八・五〇	二八、四六八・〇	—	—	—	—
大正元年	三二、九七五・〇	一六、五七九・三三	一六、六〇一・九	一七、〇六九・一三	一四、八六一・〇	八、五四七・八六	—	—	—	—
同 二年	二八、九五三・四	二二、〇六六・六四	一七、五四〇・〇〇	一七、〇五九・〇三	六、三三九・三	三、九〇三・五九	—	—	—	—
同 三年	二八、九五三・七〇	二二、〇六六・七	一七、三三七・五	一四、四三三・七九	一六、九〇一・九〇	四、九六七・五七	—	—	—	—
同 四年	二八、八八〇・〇〇	二二、〇七八・一八	一三、五三三・五	一四、九八三・八五	一三、一四七・八〇	五、三六七・一	—	—	—	—
同 五年	二九、九八〇・〇〇	二五、一一二・〇三	一四、九九九・九	一七、九三三・三	一三、七六六・六	六、三三九・九	—	—	—	—
同 六年	四四、九四六・〇〇	三三、五五六・九	一四、七三三・〇〇	二二、二二六・七	一四、七五七・〇〇	一〇、一七一・五三	—	—	—	—
同 七年	四七、八〇四・〇〇	四四、〇四〇・七〇	一七、〇七七・七	二九、四九六・六四	二〇、〇五九・七	一七、八五二・五六	—	—	—	—
同 八年	四四、六七四・六〇	三六、〇五三・六三	一三、三九〇・一〇	四二、〇七八・〇三	二四、〇六五・五〇	二四、七五五・三	—	—	—	—
同 九年	四九、一九三・〇〇	七七、九〇一・三三	一五、二八七・九	五五、四四五・四〇	二九、五三七・四〇	三九、七六七・七	一三、一五〇・〇	—	—	—
同 十年	四四、八八三・〇〇	六七、九三三・六	一四、一八四・四〇	四三、三〇八・七九	二六、〇九二・八〇	二九、〇九七・九七	二六、一四八・三	—	—	—
同 十一年	四〇、〇三九・一〇	五六、八八六・五	一八、〇二六・〇	四〇、七七八・七五	三三、〇八二・六〇	三六、〇五七・三三	三九、〇九八・九	—	—	—

同 十二年	四四、九五六・九〇	五五、七七七・五	一四、五九一・〇	三九、一〇三・三四	三三、七〇一・八〇	三三、〇七六・六	四八、一三九・〇〇	一一、三三五・〇八	三三、四九〇・〇〇	五、七二八・四
同 十三年	四〇、五〇六・〇〇	五四、八四二・六	一三、九七六・六	三六、四一三・〇九	二六、〇四三・五〇	二七、九三六・四	三六、三〇五・四〇	一五、二四一・八三	三三、七六七・一〇	六、五六一・八
同 十四年	不明	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭和元年	不明	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 二年	一六、〇二八・三三	一四、三三〇・三三	一〇、八六三・七〇	二九、二九七・〇	四、五三六・九〇	七、六五七・〇	七、六五七・〇	一四、七五七・六五	二九、三三三・〇〇	三、九七九・六〇
昭和二年	一六、〇二八・三三	一四、三三〇・三三	一〇、八六三・七〇	二九、二九七・〇	四、五三六・九〇	七、六五七・〇	七、六五七・〇	一四、七五七・六五	二九、三三三・〇〇	三、九七九・六〇
各地割合	六九・六	五七・五	四七・〇	一四・九	二〇・九	一八・六	三四・〇	七・二	一三・六	一一・〇

但し昭和二年は二月以降水産會に移管せるため同年の計に一月分は含まれず。

斯くの如く一切の鮮魚貝類は一旦糶市場にかけられ、市場仲買人に糶落され、更に市中の小賣商人の手により一般消費者の手にわたるのである。魚市場の仲買人は三五人、内日本人十四人、支那人二十一人で、小賣商は正確な所は不明なるも店舗を構へてゐるのは五六十軒位、支那人行商人は時期に依て一定せざるも盛漁期には千人以上にあるものと推定される。

大連の水産會魚市場の仲買人の氏名は次の如し。

- | | | | |
|-------|---------|-----|---------|
| 信濃町 | 岩 佐 義 一 | 磐城町 | 郷 培 科 |
| 西通一〇四 | 羽月 治郎兵衛 | 西通 | 德 程 廣 基 |
| 同 八四 | 西園 慶 助 | 磐城町 | 支 趙 學 茂 |

磐城町	北市 安達惣十郎	同	公 鄒 增 望
山縣通	㊦ 渡邊 六 藏	西 通	㊧ 李 文 舉
信濃町	フ 梶山 鶴 吉	磐城町	ケ 連 對 廷
同	山崎 山崎平次郎	西 通	東 周 廣 心
磐城町	王 如 柏	同	㊨ 楊 贊 侯
磐城町	爲 丁 鴻 志	磐城町一七	㊩ 下村 正 夫
西崗子同仁街	杉山 王 松 山	信濃町一二九	さ 指谷ミサヲ
磐城町	㊫ 張 同 興	沙河口大正通三七	㊬ 岡 本 惣 信
西 通	㊭ 呂 永 泰	壹岐町	㊮ 井 上 和 助
西崗子平和街	王 王 琴 聲	大黒町一ノ四	黄 朝 宗
惠比須町	明 仁 季 銘 仁	磐城町二三	鄒 增 變
磐城町	曲 仁 曲 仁 廣	同 二〇	西 園 ミ ヲ
西 通	福來 任 子 謙	信濃町六五	王 兆 鑑
同	㊯ 馬 天 鷲	北大山通四	石川 善 太 郎
乃木町七	入 江 琴 次		

大連の糶市場に上場せるもので當地以外でされる數量は次の如し。

昭和二年

大連 驛 發	奥 地 行	二四二、〇七五貫
大連 港 發	内 地 行	八一、二四八貫
計		三二三、九九八貫

差引大連に於ける販賣高は二、〇六二、九〇八貫である。

此所に注目すべきは奥地行の數量の意外に尠いことである。沿海地方の魚類の消費高が特に多いのは珍らしからぬ現象とは云へ、これ程の相違のあるのは如何なる理由によるのであらうか。當業者の語る所に大約次の如き理由ありと云ふ。

- 一、滿鐵の運賃が高率で且鮮魚類の輸送に對する施設不十分なること
 - 二、從價五分の海關税を徴せられること
 - 三、奥地の鮮魚商(特に邦人の)は、多く何れも極めて小資本で信用薄く、集金抄々しからず掛倒れなること頗る多く、大連の仲買人も彼等と取引するの躊躇する傾向あること
- 等のために奥地に對する輸送は頗る不振である。而して此の奥地輸送の不振は大連に於ける水産界に影響すること

甚大である。即ち當地に集まる水産物の大部分は當地で消費せざるべからざるため一旦豊漁の際には魚價著しく下落し、漁業者の利すること殆ど無いと云ふ奇現象を呈する。

獲獲旺な時には大連在住者が極めて低廉な魚類を飽食し得るに反し、沿線居住者は其恩恵に與ることなく、不鮮な魚類を不廉な價格で購入するの止む無きため、魚類の需給に關しては頗る不公平な情景を生じてゐる。此の弊を防ぐためには以上の各缺點を除去する必要がある。

第二節 營口

營口は西歴一八五八年の所謂天津條約により開放された滿洲最初の且唯一の貿易港として、往時は滿洲貿易を全く獨占してゐたのであるが、大連の開港と同時に滿鐵の大連中心政策及冬季結氷の大缺點あるために其繁榮を大連に奪はれて、往年の勢なく今日に於ては僅に安東と伯仲の間にあるに過ぎぬ。然し其の歴史古く支那人間の取引關係久しく行はれ來たつたのと又鐵道未發達時代に於ける滿蒙内部への物資輸送の方法として最も有力な遼河水運の要地にあるため、今日に於ても殊に對支那本部との貿易に於ては頗る重要な地位を占めてゐる。

水産物の需給の上から見るに營口は大連と並んで滿洲に於ける最も有力な供給地の一である。即ち其近海は比較的漁業盛に行はれて一年の漁獲高五百餘萬貫に達するのみならず、又一三九、〇九六海關兩(昭和元年度)の差引輸入を見てゐる、此等が或は滿鐵線により或は遼河水運の便を利用して滿蒙内部へ發送されてゐる。

最近數年間の牛莊港の水産物の貿易高は次の如し。

年 度	輸 移 入 高		輸 移 出 高		貿 易 總 額		輸 移 入 超 過 高	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
大 正 七 年	五、四三六 <small>擔</small>	三、〇六四 <small>兩</small>	一、三九七 <small>擔</small>	八、五八八 <small>兩</small>	七、〇〇七 <small>擔</small>	四、三二八 <small>兩</small>	四、三八九 <small>擔</small>	三、〇四三 <small>兩</small>
同 八 年	五、三三三	三、〇六五	一、〇六四	七、六八三	六、九九六	三、五四七	四、三三八	三、〇七三
同 九 年	四、二〇九	三、九四三	二、八六六	七、四七七	五、一三三	四、六九二	二、九四三	三、二〇五
同 十 年	四、九〇九	四、〇四三	三、九七七	一、八、九三三	七、九六六	五、八四三	二、五〇六	三、三二七
同 十 一 年	二、四六六	三、三四二	一、五三二	一、六、六六三	三、九九七	三、七九七	九、三三三	五、七二四
同 十 二 年	二、五三六	四、六七九	一、七六七	一、八、三三三	一、四、八三三	五、八四九	一、七六九	三、四八四
同 十 三 年	三、〇八八	三、二四〇	一、八〇五	一、九、六六六	五、一四七	四、五二二	二、〇〇元	七、二八四
同 十 四 年	四、六五九	三、二〇四	二、七四六	三、五、六三三	六、九二七	五、七〇〇	一、四一八	五、二〇六
昭 和 元 年	四、一五三	三、九六六	八、一五五	一、五、五三三	五、〇三六	一、三九〇	三、三九八	一、三九〇
同 二 年	二、〇六五	三、三七八	七、四四九	一、四、四三三	二、八二二	三、五八二	二、二六四	一、〇九三

即ち最近十年間に一、七七三、八七六海關兩の輸移入超過になつてゐる。同港より輸移入される水産物の内譯は次の如し。

種類	大正十四年			昭和元年		
	外國品	支那品	合計	外國品	支那品	合計
海參	二七、〇二二	海關南	二七、〇二二	一六、八一九	海關南	一七、二〇三
貝柱	一〇、三三三		一〇、三三三	一六、二五〇	六一	一六、三一一
錫魚	二二五		二二五	七九	一一九	一一九
鮮魚		一、五三九	一、五三九	一六	二六五	二六五
鹽魚		七二	七二			七九
贍貝、乾蛤	八七		八七	一一二	一、五六二	一、五七八
及乾蛤		一三七、七一五	一三七、九一七	四八	七五、五三三	七五、五八一
乾蝦(樽入)	二〇二		二〇二	二、七四〇		二、七四〇
石花菜	二、三五六		二、三五六	六八、三四〇	一一七	六八、四五七
昆布	一四、九二一	五七	一四、九七八	三九、四三二	一五〇	三九、五七三
鱈	三〇、二二五	二、〇四六	三二、二七一	三〇		二、〇〇五
鮑		六、八五〇	六、八五〇		二〇、二九七	二〇、二九七
乾魚及燻製品		一、五七七	二、〇九七	二、〇四一	三、〇一三	五、〇五四
內臟	五二〇		二一、七二五		一五、七五九	一五、七五九
水母						

種類	大正十四年			昭和元年		
	外國品	支那品	合計	外國品	支那品	合計
鱈		六五三	六五三		一、五六三	一、五六三
魚骨		五、〇六〇	五、〇六〇		五三三	五三三
魚膠	八、〇七八		八、〇七八	一〇、二四六		一〇、二四六
寒天		二、五三〇	二、五三〇		一、八〇五	一、八〇五
鱈皮		四八三	四八三	九〇	六一二	七〇二
魚皮		三二	三二		一〇	一〇
蛤					一、〇六二	一、〇六二
蝦油					四、二二一	四、二二一
蝦皮					一、〇四四	一、〇四四
蝦鹽漬					四、二九二	五、三二九
其他水産物	五、四九六	三〇、九六六	三六、四六二	一、〇三七		一、〇三七
合計	九九、四八五	二一一、三〇五	三一一、〇九〇	一五七、二七一	一三六、一〇七	二九三、三七八

營口は水産物の輸移入狀況に於て大連とは著しい差異がある。先づ品目に於て大連は鹽魚類の大規模の輸入をなしつつ、あるに、當地は乾蝦、昆布、水母、鱈、海參等を主なるものとし、又其の仕出國も大連はその七割三分六厘(昭和元年)まで日本で支那品は僅に一割に過ぎぬに反し、營口に於ては支那品が四割六分四厘(昭和元年)に上てゐる。此等の點から見ても營港と支那本部との關係の密接なるを知り得るのである。

此等の近海産水産物及輸入品が如何にして又幾何量内部地方へ輸送せられてゐるかを滿鐵線營口驛發著高により見ると次の如し。(×印は外書で海草其他) 單位噸

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 發 送 高	
	鮮 魚	鹽 干 魚	鮮 魚	鹽 干 魚	鮮 魚	鹽 干 魚
大 正 六 年	七八六・〇	四、〇九五・〇	二九五・〇	一、〇一〇・〇	四九一・〇	三、九八四・〇
同 七 年	一、〇九六・〇	四、〇九〇・〇	二五七・〇	一、〇〇〇・〇	八三九・〇	三、九九〇・〇
同 八 年	一、〇六四・〇	三、四三一・〇	三一五・〇	四四三・〇	七四九・〇	二、九八八・〇
同 九 年	五八二・〇	三、三九七・〇	三四〇・〇	一八六・〇	五四八・〇	三、二一一・〇
同 十 年	一、一三四・六	四、六六八・四	六三三・三	二一六・六	一、〇七一・三	四、四七一・八
同 十 一 年	一、四〇〇・三	五、四九一・九	五一二・二	二二三・六	一、三四九・一	五、二六八・三
同 十 二 年	六五七・〇	五、六三六・五	七八三・三	九二・九	五七八・七	五、五四三・六
同 十 三 年	四六九・九	五、八五九・五	一七二・一	三三五・七	二九七・八	五、五二三・八
同 十 四 年	一、五三八・一	六、三〇四・九	四四七・二	四二〇・四	一、〇九〇・九	五、八八四・五
昭 和 元 年	二、五五八・七	五、三一四・二	四三九・九	三九七・五	二、一八八・八	四、九一六・七

小荷物扱による鮮魚類發送高及到著高は次の如し。

年 度	發 送 高	到 着 高	差 引 發 送 高
大 正 九 年	五八四	二六六	三一八
同 十 年	八五〇	四	八四六
同 十 一 年	九五五	一六六	七八九
同 十 二 年	七六〇	二〇六	五五四
同 十 三 年	八三八	一二五	七一三
同 十 四 年	九〇	二九	六一
昭 和 元 年	六九	二四	四五

次に昭和二年度(滿鐵の營業年度即ち昭和二年四月より三年三月に至る間)に於て營口驛より各地に仕向けられた鮮魚及鹽干魚類の發送高は次の如くである。

イ 營口驛發送鮮魚類仕向地月別表

仕 向 地	月 別												計
	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	
大 連	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	一・五噸
普 蘭 店	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・二噸	〇・九噸

高沙撫李旅長范劉公郭四雙泉昌馬金開中																				
麗河石家房主家平廟仲滿																				
門銀順泰順春屯子嶺店街子頭圖河子原固																				
	六六		五八	〇六	二七	〇四	三五	〇五	〇四	〇三	〇五	八五								
	二六		八九	二二	二〇	〇五	二七	〇八	〇三	二四	〇九	一〇	一五							
	〇二	五五	〇二	九三	〇六	〇三	一五	〇〇	〇三	三六			二八							
	〇二	二四		一〇	〇二	三六	〇三	六〇	一〇	〇八	一三	二二	二三							
		二七		二三	一三	一二	〇六	二二	〇五		一二	一五	一〇	〇一						
	〇一	五五		三四	七二	一〇	〇五	四〇	一一	一一	〇四	四七	三五							
		四三		一九	七六	八一	三三	七四	〇七	一一	三四	〇六	三五							
		二〇	〇一	八六	一〇	九二	二六	七二	〇二	一九	一六	〇四	四〇							
		二〇		三六	三〇	三九	三六	一六	三一	一七	一三	一一	二二							
	〇一			六五	〇三	二〇	〇四	八一	〇一											
		一〇		二〇	〇二	五五		〇七					〇一							
		二五		八七	〇三	五五		六七			〇三								三二	
	一〇	二六		一九	〇三	一四		二四	七六	七八	〇三	一一	二四					五八	〇一	

鐵新新文奉蘇沙十煙張遼首立鞍千湯南海																				
臺城官家里臺崗																				
嶺子子屯天屯河河臺子陽山山山山子臺城																				
	二九	〇四		六五	〇三	〇七	〇三			一五		三四	〇六	一三	〇二		四八			
	一三	〇四	一七	〇二	二四	二二	〇九	〇二		四二		九六	〇四	二五	〇三		三三			
	三四	〇四	〇九	二〇	一四	一三	〇四	〇七		四四		〇八	〇七	二二	二〇	一〇	二七			
	三三			四四	〇五	一七	一三	一三		四九		二二	二七	三三	二六	〇四	二六			
	二五	一五	〇七	二七	〇三	〇二	〇三	〇二		三九		三五	二九	一〇	〇七	〇七	二四			
	二八	一〇	〇六	五九	〇四	二六	〇五	〇四		一〇		三一	三四	八九	〇七	一三	三〇			
	一四	二六		五八	〇八	〇五	二二	二二		一九	〇三	三五	二〇	二八	一〇	〇三	二〇			
	二二		〇八	七四	〇九	〇九	〇三	〇三		九〇		三九	〇四	三六	〇六	〇五	九九			
	一六	一〇	〇九	三〇	〇三	〇二	〇七	〇七		一六		一四	一三	〇三	〇三	〇九	〇九			
	一八			三三						四五		〇九	〇三	〇三						
	〇二	〇三	〇五	〇六						〇二	〇二									
	五二			二二	〇三	〇四	〇一	〇三		〇三		〇三	〇三	二二	〇二	〇八	七二			
	一九	〇〇		四八		五七	九五	二五		〇一		一四	二二	三二	二九	八二	五五		三九	

哈陶窩蔡雙三寬松吉樺通錢大洮開邊太茂

爾額家城岔城花皮家平

賓昭門溝堡河子江林廠遼店林南通昭川林

四八〇				〇八	〇九			一三		〇八		一	三七	〇六	〇三	〇三	
一〇七	〇三			〇四	〇七	〇二	五七		七三	〇二	〇九	五九	一四		〇七		
七五七			〇四	〇三		〇二	三二		四八		〇三	四二	〇三				
四三〇	〇三		〇三		〇五		〇三		一七		〇三	三〇					
三三		二	〇三				三三	〇三	一六		三三	〇八		〇九			
四六一				〇四	〇二		一九		一四		〇三	二四	〇三		〇八		
六五五			〇四		二三		二八		〇一		三九	〇二	〇二	〇三			
三三三		〇六	〇五		〇二		四二	〇五	〇九		二五	〇六					
八〇	〇二	一三	〇二		二五		四四	〇五	〇三		五六	〇三	〇三	〇三	〇二		
二二							〇六				〇四						
四八							〇二				〇八						
二二							〇七	〇三	一三		一三						
四七五	〇六	三〇	一四	一三	七三	〇八	〇三	五七	一六	三二	〇二	一八	七三	四二	〇五	三二	〇二

衛鄭傳三八吳陳姚石火本橋下連草通劉鳳

千
門家家江面家相橋連溪馬山河遠家鳳

臺屯屯口城屯屯屯子寨湖頭塘關口堡河城

	八九			一三	〇三	〇三				〇三	〇三						
	三二		〇二	三六		〇二	〇三			二四	〇八	〇三	〇七	〇二	〇四		
	二七		〇八	四〇	一五	〇二			〇二	二四		〇三					〇二
	一四		〇五	一七			〇三		〇四	一九					〇二		
	三五		〇六	一七	〇二					一四	〇三				〇三		
〇一	一三	〇三		一八	〇六					一五	〇四			〇三			
	二二		〇三	四九	〇二					三三	〇五						
	一〇	〇三		五三		〇二		〇二		三三				二		〇三	
	〇四			二七	〇四	〇二	〇三	〇八		八八				〇六			
				〇四			〇二										
							〇二										
	一〇			一六			〇三			〇三							
〇二	五四	〇四	二四	一八九	二九	〇七	一〇	〇九	〇五	一六	〇	二四	〇三	〇九	二二	〇七	〇二

計	小	元	穆	廟	海	昂	小	安	小	滿	阿	石	一	烏	海	馬	牡
計	城	山	稜	子	爾	溪	子	達	子	溝	河	子	坡	河	林	河	江
一四六四						〇七		一二		〇四	〇二				二九	一六	一五
四〇六						一五		〇五			〇三			〇三	〇七	一九	
四七五	〇四					〇一		〇一		〇五	〇六			一〇	一三		
三二二			〇三		〇三	四五		一九		〇二	〇四				二七	一〇	〇三
一九五二	〇七	一六			〇九	〇二		〇三		〇五			一〇		一九		〇八
七九六					〇二			〇九		一六	〇二			〇五	二五	〇四	
四二五								四三	〇三	〇九	四六	〇二			五四		一〇
三五三			一八		〇四			九五	〇二	三〇	〇八				一九		
二九六					三二	〇三		二四		〇二	〇二		〇二		二四		〇四
七二					〇三					〇三					〇三		
六三														〇二	〇九		
八〇二										〇三					〇七		〇三
三五三										〇四	七五	七〇	〇二	二二	一八	三三	四九
一一			一六		〇三	一八	〇二	二五	一〇	三五	〇四	七五	七〇	〇二	二二	一八	三三

鹽干魚は鮮魚類とは異り、長途の輸送に堪えるを以て、その分布範圍頗る廣汎な區域に亘り、遠く一面坡、海拉爾にまで及んでゐる。最も多いのは開原で、全體の一割三分を占め奉天、哈爾濱、撫順等之に次いでゐる。營口は上述の如く滿洲に於ける最も重要な水産物供給地の一であるが、冬季近海の漁業不可能なるため、其期間中には相當量を他から供給されてゐる。又鹽鱈、鹽鯧の如く支那人の嗜好に適し、且其地に生産せざるものは、大連、朝鮮等から供給されてゐる。營口到地水産物の發送地は次の如し。

發送地	鮮魚				鹽干魚					
	大正十一年度	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年度	大正十一年度	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年度
大連	二九	二六	二九	二六	三〇〇	二〇五	二〇五	二〇五	二〇五	三三三
州内其他各驛	八二	一〇〇	八九	一三〇	三〇〇	二二	二二	二二	二二	一〇
奉天以南發送計	一九四	一三六	一一八	一三〇	四四四	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九
長春	二六〇	六四四	六二二	四一五	四四四	三九九	三九九	三九九	三九九	三九九
奉天以北發送計	二六四	六四七	六二二	三三八	三三三	〇四	〇三	〇三	〇三	〇四
安奉線發送計	三四		〇一	一〇		一九	一九	一九	一九	一九
合計	五二二	六三三	六三三	四七二	四九九	三三六	三三六	三三六	三三六	三三六

大正十三年度以前に於て鮮魚の到着高著しく尠いのは同年度以前に於ては急行貨物列車のなかりしたため鮮魚は客車便によりしもの多かつたためである。

取扱業者

當地に於ける水産物の取扱業者の主なるものは大略次の如し。但し何れも糧棧、雜貨等の兼業で専業者は無い。

一 流	二 流	三 流
三 盛 泰	元 發 東	四 合 順
長 發 福	泰 祥 永	同 合 福
三 合 發	三 和 興	義 發 和
同 慶 福	寶 昌 源	林 記
春 發 福	昌 記	義 發 成
義 振 東	寶 振 東	德 泰 盛
	公 發 長	
	寶 發 祥	

在住邦人には鹽干魚を取扱へるものは無く、鮮魚の小賣商が二軒あるのみである。その顧客の範圍が邦人間のみに限られてゐるため營業不振で、殊に夏季は支那人行商に壓迫され勝て、料理の仕出しを兼業して辛うじて營業を

續けてゐる。

種類數量及價格

當地産の鹽干魚の奥地へ發送されるのは黄花魚、快魚、魯魚、民魚等で一年發送高約百車乃至三百車に及んでゐる。當地に於ける水産物の到着狀況を見るに、鮮魚類は冬季主として大連より供給されてゐる。鹽干魚は高級料理用品を除いては鹽鱒、鹽鯉、鹽鱒等である。鹽鱒は全部大連經由のカムチャツカ品で、本邦産は品質佳良なるも、高價なるため邦人以外に販路なし。本品は大正十三年以前には一年十萬斤以上集散したのであるが今日不況なるは、金票賣なりしたために奉票の暴落のために販路硬塞せるためである。昨年初めて朝鮮清津方面から鹽鱒、鹽鯉を千七百箱輸入した。之に對し百斤に付現大洋五十仙の税を課せられたが、尙相當の利潤を見、將來有望なりと視られてゐる。猶昆布類も相當輸入されてゐるが、同品は最も賣行よく、今日に數倍せる量を消化し得る望がある。

取引方法及徑路

前述の如し。

第三節 奉 天

奉天は三百年來滿洲の首都として單に政治上、軍事上の中心たりしに止まらず、經濟的にも滿洲の大中心地點である。今日に於ても政治の中心たると交通上の要地を占めてゐるために益々繁榮に赴き、其人口三十萬を超え滿洲に於ける最大の仲繼市場の一である。

水産物の集散の點から見て、奉天は頗る興味ある土地である。大連、營口、熊岳城附近より來る滿洲産水産物、安東よりは朝鮮産、大連よりは日本産及アメリカ、カナダ物、營口よりは支那産、長春經由で沿海州もの及北滿の凍魚類が當地の市場に集り來り、當地及其背後地に供給せられる。

滿鐵線奉天驛發着水産物噸數は次の如くである。(傍書は海藻其他、×印は發送超過)

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 到 着 高	
	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫
大正元年度	九〇噸	三七九噸	九七五噸	六九二噸	八八五噸	×三二三噸
同 二 年 度	一四七噸	三三〇噸	九〇九噸	一、四六五噸	七六二噸	一、一三五噸
同 三 年 度	三〇七噸	二五一噸	八一四噸	一、三九一噸	五〇七噸	一、一四〇噸
同 四 年 度	一七噸	四七噸	七七一噸	一、五〇七噸	七五四噸	一、四六〇噸
同 五 年 度	二二六噸	一四五噸	一、八五六噸	一、六五〇噸	一、六二〇噸	一、五〇五噸
同 六 年 度	二七六噸	二九四噸	一、四〇二噸	一、七六一噸	一、二六〇噸	一、四六七噸
同 七 年 度	二二四噸	七五六噸	一、〇六七噸	三、一一六噸	八四三噸	二、三六〇噸
同 八 年 度	二〇二噸	六九一噸	一、一六九噸	三、九九〇噸	八六七噸	三、二九九噸
同 九 年 度	二七〇噸	八六〇噸	三三〇噸	二、四六一噸	三〇三噸	一、六〇一噸
同 十 年 度	一四九噸	六九一噸	六一三噸	二、九三六噸	五九九噸	二、二四四噸

同 十 一 年 度	三一・一	四五四・五	六五七・九	二、八一七・九	六二六・八	二、三六三・四
同 十 二 年 度	七・二	四六六・七	七一・四	二、四四〇・三	七〇四・二	一、九七三・六
同 十 三 年 度	一三・六	六七八・三	八二五・三	三、八五一・〇	八一・七	三、一六二・六
同 十 四 年 度	三〇・六	六一九・二	一、八二四・七	三、三五二・二	一、七九四・一	二、七三三・〇
昭 和 元 年 度	二一・九	四一二・三	二、三五〇・三	三、〇八八・〇	二、三二八・四	二、六七五・七
同 二 年 度	三一・〇	六五〇・六	三、〇七三・三	三、一五六・〇	三、〇四二・三	二、五〇五・四

次に昭和二年度に於ける奉天驛の水産物の發送地及到着地を見るに次の如し。(單位噸)

地 別	鮮 魚 介 虫		鹽 干 魚 介 虫	
	發 送 高	到 着 高	發 送 高	到 着 高
海路日本 (大連經由)	二・八	七九一・一	五・七	一、一五四・六
大 連		二三四・五		六五・八
旅 順	〇・二	六三・四	〇・二	四・一
州 内 各 驛	一・一	四六五・八	二二・七	二〇・七
大 石 橋、田 家 間	〇・一	八一〇・三	三一・九	五九二・四
營 口	一・六	一六八	一二・〇	八・〇
首 山、分 水 間				△

遼陽	撫順	渾河、張臺子間	得勝臺、文官屯間	鐵嶺	開原	昌圖	雙廟子	平頂堡、蛇牛哨間	四平街	四洮線	郭家店	公家嶺	范家屯	孟家屯、楊木林間	長春	吉林	東支線
〇・一	一・六	〇・四	一・二	二・六	二・三	〇・一			〇・二	一・四	〇・三	〇・一	〇・一	二・〇	七・六		
一・四	〇・八	〇・八	〇・四	〇・二	一・二	六・二			九・三	九・四	一・〇	〇・一	〇・一	五・〇	一・六		
一・三	〇・八	〇・四	一・二	二・六	一・一	六・一			〇・一	九・三	〇・七			五・〇	九・二		
五・二	一・五	二・〇	四・九	七・五	一・〇	一・七			二・五	三・二	二・七	〇・五	〇・五	八・八	四・六		
一・三	七・七	〇・三	〇・一	〇・一	三・〇				〇・二					一・五	一・三		
三・九	一・四	一・七	四・九	七・四	七・一	一・七			二・四	二・五	二・四	一・九	〇・五	八・六	三・三		
△	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	△		

安東	本溪湖	安奉線各驛	朝鮮線	鐵道省線	合計
一・八	二・〇	一・五			三・〇
四・一		〇・一	六・二		三・〇
二・三	二・〇	一・四	六・二		三・〇
一・七	七・八	四・九	一・一		六・五
九・三	〇・九	二・一	三・〇		三・一
九・二	六・九	二・八	三・〇		二・五
					三・六
					三・六
					二・五

△印のあるは奉天より發送せる高の多いのを示す。即ち大體に於て奉天の商權の及ぶ地方なり。

即ち昭和二年度に奉天に到着せる鮮魚は三、〇七三、三噸であるがその大部分は當地で消費され更に發送されたのは三一・〇噸に過ぎぬ。而して奉天に到着する鮮魚類の主なる發送地及其數量は大連が七九一・一噸で全體の二割五分七厘、旅順が二三四・五噸で七分六厘、熊岳城附近が四六五・八噸で一割五分二厘、營口が八一〇・三噸で二割六分四厘、長春五〇三・五噸で一割六分四厘を占めてゐる。即ち營口が第一位で大連之に次ぎ此の兩地で全體の五割以上に及んでゐる。之に次ぐのは長春の凍魚である。安東及朝鮮より來るのが極めて尠いのは注目し値する。次に鹽干魚類に關して見るに、奉天に到着せる數量は三、一五六・〇噸で、發送せるのは六五〇・六噸、差引二、五〇五・四噸が奉天で消費されるか或は滿鐵以外の方法に依て輸送されてゐるのである。奉天に到着せる鹽干魚類の主なる發送地、其の數量及割合を見るに、大連は一、一五四、六噸で、全體の三割六分六厘を占めて最も多く、安

東は九三七・九噸、二割九分七厘で第二位を占め、營口は五九二・四噸、一割八分八厘で第三位、朝鮮線は三〇三・六噸九分六厘で之に次いでる。鮮魚類の場合に比し相當の變化あり。殊に安東及朝鮮線の激増は著しく目につく。次に奉天發送の状況を見るに元來鹽干魚類は鮮魚とは異り貯藏に堪えるを以て、一旦奉天の當業者の手に移て後、更に各地に賣捌かれるのが尠くない。奉天を中心に各地に發送されてゐるが、撫順の一五・一噸即ち全體の二割三分二厘を第一位とし開原は一〇・一、四噸、一割五分六厘、長春は八八・四噸、一割三分六厘、吉長線は五七・五噸、八分八厘、東支線四六・八噸七分二厘等が最も多い所である。

滿鐵の輸送統計に於ては、水産物の分類が鮮魚及鹽干魚の二種に限られ其の詳細な内譯を知る事が出來ず、水産物の如く、價格に著しく相違ある多種多様なものを含む場合に於ては、頗る不完全で其の實狀を知り得ぬ。然るに奉天にあつては其の商業會議所が特に日々驛に人を派して調査し居るため、精確な品種別を知り得、利する所尠く無い以下同會議所の年報に表はれた奉天著海産物の品種別を見るに次の如し。

種	類	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	昭和二年度の各種の割合
干	魚	六三、二四七斤	九三、〇三三斤	八〇、六四三斤	九三、二〇五斤	九八、四六六斤	九三・九
鹽	魚	七九、七四二	三九五、八九九	二六九、六六五	三二五、〇七四	三六四、六四四	三四〇・八
魚	類	四四九、二六四	三九一、四六七	二九〇、三四四	二九八、三六一	二三〇、八三五	一・三
海	月	六二、八〇四	四一、八〇六	八二、六七七	一六二、〇三五	二三四、四六四	一・二

若	鮭	昆	鮭	煎	寒	明	海	干	鮮	削	貝	鹽	魚	魚	花	數
目	類	節	子	天	子	苦	類	類	類	節	柱	老	參	花	子	子
一、五六一	二、七三三	五〇、七七二	八八、八九七	一四、七八〇	四、六五七	一、〇四一	二、九七二	四、一三四	二〇、八七四	—	二、五九六	一、八四四	一三、〇〇五	—	—	—
六、七四四	五、五九〇	八八、八九七	一四、七八〇	四、六五七	一、〇四一	二、九七二	四、一三四	二〇、八七四	二、五九六	一、八四四	一三、〇〇五	—	—	—	—	—
五、四八一	八、一六七	二、三九四	二、一九〇	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	四、七三三	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二	一、九三二
六、六八一	五、八八二	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	一、五五五	二、四二一	二、四二一	二、四二一	二、四二一	二、四二一	二、四二一	二、四二一	二、四二一
五、四七二	一、三五〇	八八、八六四	二、二七五	四、一八四	四、〇〇九	一〇、一七一	六、七七七	二、五〇七	二、八四九	二、八四九	二、八四九	二、八四九	二、八四九	二、八四九	二、八四九	二、八四九
〇・〇五	〇・一三	八、三三六	〇・一三	〇・五九	〇・〇四	〇・一〇	〇・〇六	二、三八	二、七三三	〇・二九	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七	〇・二七

合 計	凍 魚		牡 蠣		生 海 産物		其 他	
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月
10000	833	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

即ち重量から見るとは鹽干魚類が三割四分で第一位を占め、鮮魚類が二割七分で之に次ぎ、干海老、昆布、凍魚等が比較的多い。

次に昭和二年奉天到着海産物の到着月別を見るに次の如し。

種類	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
干海老	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	1,000斤	12,000斤
鮮魚類
凍魚類
昆布類

種類	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
昆布類	1,454	7,360	2,037	1,067	2,040	3,074	3,855	1,287	1,494	2,347	3,345	3,340	28,864
鮮魚類	4,494	2,233	1,181	1,673	621	477	2,433	6,094	1,690	5,915	1,631	2,945	22,775
凍魚類	2,961	1,732	1,750	844	1,300	1,437	1,932	6,707	7,669	7,008	5,499	3,019	44,843
干海老	1,155	2,155	790	843	1,130	450	2,141	2,211	4,945	3,333	6,433	3,033	28,777
明太子	677	944	543	1,737	267	407	408	2,499	506	599	1,581	2,899	10,131
寒天
煎子
鮭魚類
干魚
鮮魚
魚
海魚
魚花
魚子
凍魚
牡蠣

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給状況

生海老	一五二	三〇五九	三〇四三	一〇六六六	一四七〇	六二八	一六二五	九七八	七〇六	七四九四	三七	一〇五八二
其他	七五五	八八二	一七〇九	三六四五	二四〇八	八九四	五二五	一〇四三九	二六二五八	九五八五	八六九八	二五七七
海産物												

二七〇

水産物の種類により輸移入時期を異にするのは以上の統計で明らかである。次に昭和二年に於ける奉天到着輸移入品の仕出地別數量は次の如くである。

線名	地方	干海老	鹽魚類	練	海月	若目	鮭	昆布類	鱈	節煎子
内地	東京、横濱、京都、名古屋	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
連地	神戸、大阪	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
絡其	其他	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
朝鮮	釜山	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
鮮京	京城	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
連其	其他	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
滿大	營口	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤

洲	安東	撫順	長春	其他
四洮	三六三七			
吉長				
上海及天津				
東支線				
合計	七四二〇九	五四	一〇七三	七六六五七

線名	地方	寒天	明太子	海老干	魚鮮	魚削節	貝柱	鹽海老	海參
内地	東京、横濱、京都、名古屋	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
連地	神戸、大阪	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤
絡其	其他	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤	斤

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給状況

二七一

地 方	滿 洲 線					朝 鮮 連 絡			內 地 連 絡			
	大連	營口	安東	撫順	長春	其 他	釜 山	京 城	其 他	東 京、橫 濱	神 戶、大 阪	其 他
魚ノ花												
鰻												
花 鱈												
數 子												
凍 魚												
牡 蠣												
生 海 老												
其 他												

合 計	滿 洲 線					朝 鮮 連 絡			
	大連	營口	安東	撫順	長春	其 他	釜 山	京 城	其 他
魚ノ花									
鰻									
花 鱈									
數 子									
凍 魚									
牡 蠣									
生 海 老									
其 他									

合 計	東 支 線	天 津 及 上 海	吉 長 線
三三六			
一六、九			
五〇五			
八五、七四二	九、九四五		
一二七、四九			
一〇、八八一			
二五、一七二	一、六元		

即ち干海老は營口より來るのが最も多く五割四分を占め、安東之に次いで三割四分に及んでゐる。鹽魚類では大連より來るのが最も多く全體の五割四分を占め、安東、營口が之に次いでゐる。鯧の大部分は大連及阪神地方より海月は殆ど大連及營口より來る。昆布類は八割三分まで大連で占められ、内地から來るのは八分一厘に過ぎぬ。鯉節は八割まで内地から直接に來てゐる。明太子は朝鮮、大連、安東より來るのが大部分で、海老は安東、營口、干魚類は營口が斷然多く、安東が之に次いでゐる。鮮魚類は四割七分が大連より來り、營口の二割六分、滿鐵沿線の各地より來るのが二割五分である。貝柱の大部分は大連より來り、海參は大連、營口より來るのが大部分である。凍魚は撫順、長春から來るのが最も多い。

奉天の滿鐵附屬地には滿洲市場株式會社なる魚菜市場があつて、附屬地在住者に主として鮮魚類を供給してゐる。以下同社の狀況を記述する。

沿 革

日露戰爭の際に我日本軍が奉天に入城し軍政を施した時に、大山總司令官の命で軍政署が、小西邊門外に魚菜市

場を設けたのを、奉天に於ける魚菜市場の濫觴とする。後漸次邦人々口も増加し、附屬地の都市計畫進行するにつれ規模の擴張と家屋移轉の必要生じ、大正五年八月資本金五萬圓、拂込壹萬六千圓で奉天市場株式會社が設立した然し急激に發展し行く四圍に順應して其の本來の使命を達成するためには、滿鐵の背景無くしては不可能なりとしその援助の下に大正六年九月一日今日の滿洲市場株式會社の設立を見た。

敷 地

同社は附屬地の中樞、交通至便の地にある。敷地は江ノ島町と春日町の兩地に跨てゐる。

- 一、江ノ島町 四千七百二十八平方米九七
- 一、春日町 四千七百四十四平方米
- 計 九千四百七十二平方米九七（二、八六五坪五七）

營 業

同社の營業種目は

- 一、水陸産物其他の委託販賣並に賣買
- 一、糶市場、小賣市場の經營
- 一、以上の外市場に關する附帶營業

で商品の大部分は委託品で、糶市に掛けて專屬仲買人に販賣するのであるが、指値に出合はない場合、又は至當の

値段で賣れない際には、荷主の利益を擁護する爲に、相對賣買に依て別に販路を求めらるのである。鹽干魚も主として同様の方法に依てる、漸次支那側との直接取引に力を注がんとしてゐるも、今日の所は極めて少く事實上附屬地の邦人相手である。附帯事業としては、貸店舗を造り、又主體營業の補助として、運送部並に製氷部を經營してゐる

イ、糶市場 開市は一日一回で、毎日早朝驛に出張し荷物を引取り、直ちに荷解し、各適當の分量に分類して秤量の上市場内に陳列して糶市を開始する。仲買人は何れも小賣市場内又は附屬地内に小賣店舗を有し、以て一般市民に供給してゐる。現在鮮魚部の仲買人の數は十二名である。

- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 王 貴 | 大正六年九月 | 山下龜夫 | 大正六年九月 |
| 韓 耀 增 | 大正六年九月 | 王文耀 | 大正六年九月 |
| 金井保幸 | 大正六年九月 | 橋口虎夫 | 大正六年九月 |
| 史 本 財 | 大正九年七月 | 初 兆 盛 | 大正九年七月 |
| 魏 吉 業 | 大正九年七月 | 王 寶 山 | 大正十三年十二月 |
| 鮑 懷 秀 | 大正十五年十二月 | 馬 得 山 | 大正十五年十二月 |
- ロ、小賣市場 現在の所鮮魚商十戸、海産物商二戸である。
- ニ、運送部 大正十年九月一日から運送部を設け當社及專屬仲買人宛の貨物は全部會社で直接に引取つてゐる
- ホ、製氷部 大正十二年六月より當地製氷會社との間に相談纏り、製氷部を設けて爾來四年間製氷事業を經營し

來りしも大正十五年より一先づ中止す。

營業成績

會社の營業成績は良好で第一期に六百圓の缺損を見たる以外は何れも利益を見、其配當も六分より一割二分迄増加したのである。近來は殊に佳良にして裕に一割以上の配當を爲し得るも、事業の性質に鑑み、一割に止めてゐる。

期 別	種 別	鮮 魚	鹽 乾 魚	製 造 物	合 計
第一期	大正六年下半期	一三、〇四六	—	四、三四三	一七、三八九
第二期	七年上半期	四三、三五五	—	七、〇八七	五〇、四四二
第三期	同年下半期	七四、九三〇	六、〇〇一	六、四九八	八七、四二五
第四期	八年上半期	八五、八六四	七、一二五	六、九二二	九九、九一一
第五期	同年下半期	一三六、二九一	一〇、一九二	一一、五六三	一五八、〇四六
第六期	九年上半期	一六九、六五八	五、五五一	一〇、六八八	一八五、八九七
第七期	同年下半期	一五〇、三九五	九、三三六	八、五四一	一六八、二七二
第八期	十年上半期	一二四、一二二	六、八一六	六、八一〇	一三七、七四八
第九期	同年下半期	一六〇、六八九	八、二五六	七、四七七	一七六、四二二
第十期	十一年上半期	一三〇、四五九	四、五〇九	五、二五七	一四〇、二二五
第十一期	同 年下半期	一三八、〇四〇	八、七八五	三、四一〇	一五〇、二三五

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

種	類	重	量	金	種	類	重	量	金
鯛	マ		三、五二〇	五、三〇四	ア	チ		三、四三三	五、二〇四
	サ		七、四八四	三〇、九〇三	ア	ナ		二、五九九	五、二〇三
	カ		三、九三三	一七、八八四	ア	ワ		一、四三三	四、七六三
	ナ		一、九七九	三、八〇六	カ	ラ		二、七〇五	四、四三〇
	ウ		一、九七五	一〇、四七四	カ	ガ		四、四九五	四、四三〇
	サ		八、二一四	一〇、三九四	カ	シ		三、七〇六	三、七〇六
	タ		六、〇九〇	一〇、三〇八	ハ	モ		二、九〇八	三、九〇八
	ボ		四、〇六三	九、三六四	ハ	コ		四、五七四	二、八〇五
	エ		二、三三九	七、五三九	ナ	マ		四、五七四	二、七五二
	イ		三、五七三	七、五三九	ア	マ		二、五三四	二、六六四
	ス		五、八三九	八、〇七四	カ	キ		一、〇二三	二、五〇三
	ブ		四、五八六	六、七〇一	カ	ケ		三、四三三	二、四七〇
	ア		四、三九五	六、〇九四	サ	リ		八、三三七	一、七〇六
	イ		六、一五五	六、三二七	サ	ロ		八、二二四	一、六六六
	レ		二、五〇七	六、〇五七	カ	ツ		九、九三〇	一、六四〇
	シ		九、三九八	六、〇九八	ア	ム		六、五七七	一、〇三三
	ン			九、五〇六	白	魚		六、四三三	六、九二八

二八三

大正十五年鮮魚販賣數量及金高表

計	臺下	鎮南	鎮老	鎮千	三馬	木麗	統統	釜山	蔚山	密陽		
二九一、九〇一	四、六四二		二、一二九	一、二六五	一、四一三	二、五二三	八、二〇六	四、四九五	一八、二六〇	八二、八八七	六、三七一	二一八
二一、三二二	三九一		六六	一五		一、六九四	三七四	三三一	一、四五七	二、七〇一	四七七	二
一一、七七二						七三	七〇		一、四八〇	三、七八四	七〇	
三二五、九九五	五、〇三七	四四	二、一九五	一、四〇六	一、四八六	四、二八七	八、六〇九	四、九二六	二一、一九七	八九、三七二	六、九八九	二二〇

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

二八二

カ	イ	ア	フ
ニ	セ	ユ	カ
ニ	エ	ニ	
七四三六	二五八二	五四二	一四八四四
七〇二五	八九二二	六三六四	五三七五
計	雜	雜	貝
			柱
	貝	魚	
一五、八九三	六、二〇七	二六、六〇四	二六八五
二九、九〇一	四、七六四	三二、〇五八	五三、四〇〇

第四節 鐵 嶺

鐵嶺は南滿に於ける穀類集散の大中心地としてその隆盛時代には、一年の集散高百萬石に達したこともあるが、鐵道發達のため各産地より直接移出されるのと、開原の勃興により同地に奪はれるのが多いのと、又遼河の水運不振のため、近時は衰頹せりと雖も猶南滿屈指の商業地たるを失はぬ。

鐵嶺驛の水産物一箇年の發著高は次の如し。(單位噸)

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 到 着 高	
	鮮魚介虫	鹽魚介虫	鮮魚介虫	鹽魚介虫	鮮魚介虫	鹽魚介虫
明治四十一年度	五	五	二五九	二四二	二五四	二二二
同 四十年度	五	二〇	一五八	三六〇	一五三	二五九
同 四十三年度	二〇	一四〇	二二四	一五八	二〇四	一三八
同 四十四年度	一八	一七	二四四	一〇九	二二六	一二七

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 到 着 高	
	鮮魚介虫	鹽魚介虫	鮮魚介虫	鹽魚介虫	鮮魚介虫	鹽魚介虫
大正元年	一三	一〇九	二四七	四六九	二三四	三六〇
同 二年	一一	七二	二一六	四四一	二〇五	三六九
同 三年	四	五五	二一五	四三〇	二一一	四七八
同 四年	七	五六	二八二	四五六	二七五	四〇〇
同 五年	一三	六〇	二九六	四三四	二八三	三七四
同 六年	一一	三二	二六二	三九六	二五〇	三〇七
同 七年	二	四九	二七一	三三八	二六九	五一九
同 八年	二	二八	二四三	三三七	二四三	六〇九
同 九年	二	六七	二五	六五一	二二	五八四
同 十年	〇・三	八六・〇	八五・〇	五八六・〇	八四・七	五〇〇・〇
同 十一年	〇・一	二四・八	一一二・八	五二二・七	一一二・八	四九八・九
同 十二年	〇・七	一七・〇	六二・三	四四七・七	六一・六	四三〇・七
同 十三年	三・六	三一・七	九九・五	九六八・〇	九五・九	九三六・三
同 十四年	一・三	八七・九	二五七・三	六九三・八	二五六・〇	六〇五・九
昭和元年	二・四	五一・七	三〇四・七	七四四・九	三〇二・三	六九三・二

當驛到着水産物は鐵嶺、清原、法庫及東山地方の諸縣等で消費されるのであるが、奉海鐵道の開通は開原と共に相當の影響あるものと推測される。

一、取扱業者

主なる取扱店として、福元隆、三盛永、稻香村、三德昌、慶元合(何れも城内)を挙げることが出来る。以上の各店は何れも糸房、雜貨商、糧棧等の兼業で専門の取扱店は無い。附屬地には挙げるに足る店無し。

一、發送地

同驛到着水産物の發送地は次の如し。

年 度	大連		營口		(安東)		長春	奉天	合 計
	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚			
大正十年	〇九〇	二六三	六三三	二四九	〇二	三〇三	二二五	五五	六九七
同 十一年	七五	一四三	八三	二九八	〇六	三三九	一四四	一一	四七三
同 十二年	二九	八七五	三〇八	二七七	〇三	三三二	二〇三	一三三	四七六
同 十三年	二六〇	五〇二	一三九	四一六	〇四	四六	七六	四六	九六三
同 十四年	一三〇	一九六	二〇〇	二六五	二四	二九三	三三	二五	六八九
昭和元年	一七八	三三三	五九九	二七八	〇二	一七八	二八三	四四	七三三

鐵嶺は町が古く、營口とは従来から關係深いため鹽干魚が營口ものが比較的多い。猶當地西方四支里の遼河沿岸に馬蜂溝なる埠頭があつて遼河水運の要地として營口との取引が盛に行はれてゐる。營口より當地へこの水運を利用して來る鹽干魚類は相當量に達してゐるものと思はれるが、其確實なる數字は知り得ぬ。

鮮魚は主に大連より發送されるのであるが冬季は大連よりの供給十分でないために釜山方面よりの補充が相當額に達する。釜山ものは大連其他滿洲産に比し、品質良好である代りに價額も高い。鮮魚類は黃花魚其他を除いては原則として邦人の需要に應ずるのであつて、支那人方面には、日本人への賣残りを廉賣するに止まる。

一、種類數量及價格

鐵嶺に於ける支那人向水産物の種類、數量及單價は次の如し。

品 名	一ヶ年取扱數量	單 價	品 名	一ヶ年取扱數量	單 價
海參	六〇〇斤	三・〇〇円	鮑魚	二〇斤	一・五〇円
蟹肉	五〇	一・五〇	大海米	五〇〇	〇・八〇
烏蛋	五〇	一・五〇	中海米	四〇〇	〇・六〇
淡菜	三〇	一・三〇	小海米	五〇〇	〇・二〇
魚肚	四〇	二・〇〇	江魚	一〇〇	一・五〇
魚骨	三〇	四・〇〇	海魚	一〇〇	〇・一五
魚唇	二〇	一・〇〇	蜆		

以上は何れも高級料理用の品で、單價は高價であるが其數量が極めて少いから結局金額は余り多くなりぬ。一般向の品としては鹽鱈、鹽鱈、昆布等を擧げることが出来る。

鹽鱈、カムチャツカ品、大連で仕入れる。一ヶ年到着高は三萬斤積出六貨車位で仕入單價は百斤十五圓位

鹽鱈、一年到着高八十三箱積十貨車立、仕入單價、百斤七圓。昆布、日本ものを大連の澤田組、辻山洋行の手を経て仕入れるものが四萬五千斤積貨車二、三車より十四五車位まで(農作物の豊凶により一定せぬが)到着する。仕入單價每百斤六圓、仕入時期は十、十一、十二月頃。

第五節 開原

開原は其背後地として特産物の大産地たる東山地方を控えてゐて、其等の地方の物資の大集散地であり且物資の供給地であつて水産物の到着高も頗る多い。滿鐵線による發着高は次の如し。(單位噸)

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 到 着 高	
	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫
明治四十一年	1		42	181	42	181
同 四十二年	1	79	26	449	25	370
同 四十三年	3	11	141	230	138	219

年 度	發 送 高		到 着 高		差 引 到 着 高	
	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫
明治四十四年	7	22	142	400	135	378
大正元年	19	31	227	560	208	519
同 二年	15	67	183	900	168	833
同 三年	1	20	193	316	192	206
同 四年	5	18	263	399	258	381
同 五年	14	42	380	815	366	777
同 六年	7	28	396	786	389	758
同 七年	2	18	334	242	332	224
同 八年	2	56	372	733	370	368
同 九年	1	92	50	230	39	232
同 十年	34	659	200	978	196	912
同 十一年	06	1256	382	1756	382	1050
同 十二年	197	2118	313	2265	293	1147
同 十三年	231	3508	365	4049	342	3695
同 十四年	73	5675	829	3816	821	3249
昭和元年	156	3237	1025	4465	1009	4142

以上の表にて明かなる如く開原及其附近の水産物の消費は頗る多く、奉天を超えて、滿鐵全線全到着高の約二割に上てゐる。開原は城内附屬地合して人口五萬に過ぎぬ小都邑に於て消費されるのはもとより大した額ではないが、その奥地に大豆の大産地たる西豊、東豊、西安、海龍、柳河等を控へてゐて、其等の地方に對する物資の供給地たる關係上、當驛著水産物は何れも此等所謂東山地方で消費されてゐるのである。それにしても他地方に比し餘りに多過ぎる感無きを得ぬが、其の一理由として次の如き事實あるとの事である。

元來清朝時代に於ては東山地方は祖宗發生の地なるために、封禁の地として開墾を禁じられてゐたのであるが、日露戰役のために金州、大石橋、熊岳城、蓋平等南滿の南部地方の土地が全く荒廢した、め時の朝廷が彼等を憫れんで東山地方を開放して、此等窮民の移住を許したのである。彼等は多く海岸地方の民で魚食を嗜好し來たつた爲に此等の地方に移住し來たつた後にも其の風習を棄て得ず、此地方の水産物の需要高が他地方に比し遙に多いのであると。

一、主なる取扱業者

泰 陞 德	趙 芷 新	陶鹿大街六六
福 海 棧	陳 玉 書	同 四
順 發 棧	羅 知 十	開原大街四五

其他二三あるも小規模で擧げるに足らず。以上は何れも鐵道附屬地内にある。鐵道開通せる今日では城内は全く衰微せるため擧げるに足るものなし。以上各店は何れも運送屋、糧棧等の兼業で專業者は一も無し。

一、發 送 地

開原に到着する水産物の發送地は次の如し

年 度	大 連		營 口		安 東 (沙河鎮ヲ含ム)		長 春	奉 天	計
	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	
大正十年	一七、七〇〇	一五、九〇〇	九、四〇〇	六、四〇〇	三、九〇〇	三、五〇〇	一〇、三〇〇	二、三〇〇	二七、七〇〇
同 十一年	二二、〇〇〇	一七、九〇〇	一〇、〇〇〇	七、六〇〇	五、六〇〇	三、七〇〇	八、五〇〇	三、五〇〇	三九、九〇〇
同 十二年	五〇、〇〇〇	七、六〇〇	八、八〇〇	六、四〇〇	七、四〇〇	一、三〇〇	七、四〇〇	二、八〇〇	二二、四〇〇
同 十三年	二二、〇〇〇	一、九〇〇	三、八〇〇	七、三〇〇	四、八〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	二、九〇〇	三八、七〇〇
同 十四年	二七、七〇〇	一、八〇〇	一、〇〇〇	八、三〇〇	六、六〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、三〇〇	三六、五〇〇
昭和元年	一八、〇〇〇	二、四〇〇	四、三〇〇	七、三〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	三、六〇〇	八、七〇〇	四七、四〇〇

鹽干魚は大連より發送せるものが最も多く、安東、營口が之に次いでゐる。然し年によつて變動あつて、大正十年の如きは、安東發送のものが大連のものよりも多い。鮮魚類は小荷物扱の數量が不明なるため結論は下し得ぬが營口、大連、熊岳城附近、冬季此等地方の漁業不可能なる時は朝鮮方面より來るものと推せられる。

一 種類數量及價額

當地に來る鹽干魚は鹽鱒を第一とし、黃花魚、青魚(鹽鯿)之に次いでゐると云ふ。

鹽 鱒 日本品で、大連經由需要季は主として冬期で、秋から春までに開原に三萬斤積二十貨車位到着すると云ふ。

黄花魚 營口、大連、熊岳城等より來り、生鹽合して約三十萬斤位。

青魚(鹽鱈) 朝鮮品で三十萬斤弱。

凍魚 北滿よりの凍魚は一年到着高十萬乃至三十萬斤。

一斤金票十八錢乃至二十錢。

殆ど全部奥地で消費されてゐる。

昆布 白菜豊凶と密接な關係にあるために當地到着高も一定せず十萬斤乃至七八十萬斤に上てゐる。

百斤七八圓位。

一、取引先及取引方法

大連、辻山、三井、澤田組、福昌。

取引方法は賣買共に現金取引は全くない。委託されることも殆どなく、多く電報又は手紙で注文を發するか或は取引先よりの通知を受けて注文を發する。

猶當附屬には開原市場株式會社經營の小賣市場あつて、在住者に鮮魚、獸肉、野菜類を販賣してゐるが、利用者多く支那人なるため、鮮魚類の賣行は獸肉の十分の一にも達せぬ。

第六節 長 春

長春は南滿、東支、吉長三線の接續點で日、支、露三國勢力の接衝地として頗る重要な位置にある。従て近來其發達著しく農産物出廻の中心地及奥地への物資供給地として滿洲の最重要都市の一である。滿鐵線當驛への水産物の發着高は次の如し。

年 度	發 送 高		到 着 高		差引高 鮮魚ハ發送超過高 鹽干魚ハ到着超過高
	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	
明治四十一年度	一五一	一八	一一七	一八〇	三四
同 四十二年度	四〇八	二六二	一四五	七八六	三六三
同 四十三年度	八一九	六八	二六四	七八五	五五五
同 四十四年度	九二〇	二八八	三〇二	四七三	四〇五
大正 元 年 度	一、一二九	四二二	三五五	七〇三	六一八
同 二 年 度	七八二	六八五	五一八	七五九	七七四
同 三 年 度	三七九	三三三	六四一	九六三	二六四
同 四 年 度	三八一	五五	六五九	七三六	二六二
				八四四	到著超過 二七八
				一五四	到著超過 七八九

年 度	東 支 線	吉 長 線
大正 五 年 度	一、九五六	一、〇七九
同 六 年 度	一、〇六五	×五三三
同 七 年 度	五一九	×六八〇
同 八 年 度	六四〇	×九六一
同 九 年 度	二〇〇	×九五九
同 十 年 度	五五〇・一	×六二〇
同 十 一 年 度	六七八・〇	一、五〇一・四
同 十 二 年 度	九八五・一	一、六五二・〇
同 十 三 年 度	一、三五五・四	一、二六五・四
同 十 四 年 度	一、一三五・四	一、三八一・七
昭 和 元 年 度	一、〇四〇・〇	一、五九四・四

年 度	東 支 線	吉 長 線
大正 五 年 度	×一四七	一、一五四
同 六 年 度	×二二三	到著超過
同 七 年 度	×二二二	到著超過
同 八 年 度	×一九二	到著超過
同 九 年 度	×一四七	到著超過
同 十 年 度	×二一〇	八八・〇
同 十 一 年 度	八一八	四四三・七
同 十 二 年 度	一四九・九	五四六・五
同 十 三 年 度	六五・八	九三二・二
同 十 四 年 度	一四一・七	一、二四八・六
昭 和 元 年 度	二五二・七	三三二・九

年 度	東 支 線	吉 長 線
大正 五 年 度	八〇二	一、〇七二
同 六 年 度	一、二〇一	×五二八
同 七 年 度	一、六四八	×一七五
同 八 年 度	一、三八七	×九三九
同 九 年 度	九〇・〇	×九〇〇
同 十 年 度	一〇六・四	一、二六二・〇
同 十 一 年 度	一三一・五	一、四一九・六
同 十 二 年 度	五二・九	一、五〇二・一
同 十 三 年 度	一〇六・八	一、一九九・六
同 十 四 年 度	八一二・五	一、二四〇・〇
昭 和 元 年 度	八三九・九	一、三四一・七

但 四十二年乃至二年度には水産物以外の干物を含む。

長春は滿鐵線の北端として安東、營口、大連よりの水産物を奥地へ供給する要地にあるのみならず、又東支線を南下し来る北滿の淡水魚を南滿各地に供給する重要地帯である。滿鐵より東支線及吉長線へ到着する高は次の如し。

年 度	東 支 線		吉 長 線	
	鮮 魚 介 虫	鹽 干 魚 介 虫	鮮 魚 介 虫	鹽 干 魚 介 虫
大正 十 年 度	三〇・六噸	一、二四七・九噸	〇・四噸	六九一・〇噸
同 十 一 年 度	九・二	一、三五三・七	一一・四	七五九・四
同 十 二 年 度	六二・一	一、〇五六・四	三・九	四三〇・六
同 十 三 年 度	四九・九	一、一五四・〇	二・四	七五五・一
同 十 四 年 度	八一・〇	一、九二一・九	二・五	五三二・〇
昭 和 元 年 度	二〇六・四	二、六三八・二	七・五	九〇八・五

又北滿より寛城子に來る淡水魚は次の如し。

年 度	千 布 度
大正 十 年 度	一六
同 十 一 年 度	一一
同 十 二 年 度	一〇
同 十 三 年 度	八四
同 十 四 年 度	五九

昭和元年度に於て長春驛に發着した魚類の數量を擧ぐれば次の如し。

一到着數量

1 長春驛到着鮮魚月別數量表

月別	東支線發荷		南滿線朝鮮線發		總計
	貨物	便	個數	斤	
一月	二三八	三〇〇	七二	五、六八	一九二
二月	三〇二	三三〇	七九	六、三九	一九二
三月	一四〇	一八〇	一八七	六、四〇	一九二
四月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
五月	一〇〇	一〇〇	一七五	六、四〇	一九二
六月	一〇〇	一〇〇	一八六	六、四〇	一九二
七月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
八月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
九月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
十月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
十一月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
十二月	一〇〇	一〇〇	一八五	六、四〇	一九二
合計	一、四〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、七〇〇

備考

イ、東支線發送の鮮魚は其大部分淡水魚にして其種類は白魚、胖頭魚、鯉、小白魚、鮎、鮠等の凍魚なり。

ロ、前記凍魚の價格は時に依り高低あるも凡そ一斤哈大洋にて白魚一元、胖頭魚三角、小白魚、鮎二角前後のものなり。

2 長春驛到着鮮魚發驛別數量表

發驛別	噸數	發驛別	噸數	發驛別	噸數
大連	二、三六〇	旅順	二、七〇四	滿洲線小計	八、四八〇
蓋平	七、一四〇	熊岳城	七、六一	朝鮮各驛	四、八二〇
海城	五、二〇〇	營口	三、三八二	東支線各驛	三、七八〇
金州	一、一八〇	安東	三、七〇〇	總計	一、七〇九
普蘭店	六、〇〇〇	滿洲線各驛	三、九〇〇		

3 長春驛到着鹽干魚數量表

月別	鐵道別及月別噸數		發送驛別噸數
	東支線發同南行連絡	南滿線發合計	
一月	一〇一	一六七・五	大連
二月	〇・二	一一・三	蓋平
合計	一〇一	一七九・八	合計

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給状況

合 計	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月
二・五	〇・三	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	〇・八	一・二	一・三	一・一	一・六
二・二	一・二	〇・二	〇・一	〇・一	〇・八	二・九	三・三	一・〇	一・〇	七・〇
四八・四	一一五・七	二二七・一	二二二・四	七二・六	二二・一	三七一・五	一〇一・二	一五二・四	一五四・〇	一、六六一・二
五三・一	一一七・二	二二七・三	二二二・六	七七・九	二二・七	三七五・六	一〇五・八	一六四・五	一六二・六	一、七〇三・二
開原	奉天	四平街	公主嶺	旅順	營口	安東	滿洲線各驛	東支線各驛	合 計	
四六・〇	四九・四	一三・一	一三・六	四・〇	四三七・九	二〇五・八	六六・〇	四二・〇	一、七〇三・二	

二九八

一、主なる取扱業者

邦人側 丸平洋行、丸徳商店、梶原洋行(以上鹽干魚)

市場會社(主として鮮魚)

支那人側

滿鐵附屬地 同發合、志遠永、萬泰店、義記棧

城内 榮和發、謙受益、裕和昇、滙全盛

邦人の當業者は何れも在留邦人を相手とする小賣商で、擧ぐるに足るものなし。支那人側は何れも運送屋、糧棧等の兼業である。

一、仕 出 地

年 度	大 連		營 口		安東(含沙河鎮)		計	
	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚
大正十年	六六噸	五七五噸	九八噸	六七四噸	一七噸	三三五噸	六二噸	一三六二噸
同 十一年	八四噸	六九七噸	七四噸	七〇七噸	一五〇噸	九七八噸	二〇八噸	一五〇五噸
同 十二年	九〇噸	三五二噸	一六八噸	六三〇噸	四二噸	一八〇三噸	二九九噸	二、四四三噸
同 十三年	七〇噸	五二二噸	一三三噸	五三三噸	二八噸	二七三噸	六二噸	二、四二八噸
同 十四年	三三〇噸	三六二噸	二〇四噸	七〇六噸	二二噸	三六四噸	五三〇噸	一、三〇五噸
昭和元年	二四一噸	九六〇噸	三六三噸	四三七噸	二四噸	二六八噸	五八二噸	一、六〇四噸

本表には小荷物扱を含まざるため鮮魚の數字は實際の到達高を語て居ぬ。殊に安東間には急行貨物列車無いたため大部分は小荷物扱で來るので此表の如き僅少の數字を示してゐるに過ぎぬが、事實に於ては安東經由で來る朝鮮ものは頗る多く殊に冬期に於ては全く獨占的地位を占めてゐる。

一、種類、數量及價格

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給状況

鮮魚に關しては後に市場會社の事を記述する時に譲る。

鹽干魚は南滿洲各地と大差なく、輸入ものとしてはカムチャツカの鹽鱈を第一とし鹽鯖、鹽鯧等が之に次いでる。滿洲産としては鹽黄花魚の消費は頗る多く鹽鱈を凌駕する勢にある。猶昆布は日本品が大連經由で輸入され其數量二年には三萬斤積貨車十四五貨車に及んでゐる。但本品は年により増減甚だしいのは前述の理由による。價格は鹽鱈百斤十四圓、鹽鯖十圓(但本年四月時價)此等鹽干魚、昆布類は市中で消費されるのは極めて尠く、當地の取扱店に集散する大部分は農安、伊通、磐石等背後地へ供給されてゐるのである。

長春に於て特に重要なのは北滿の淡水魚である。同品は價格の低廉と從來からの慣習により南滿地方に於ても侮り難い勢力を有する。魚種は鯉、鮒、白魚を始とし鯰、大白魚、遍花魚、鰲花魚、鰱頭魚等之に次いでゐる。長春に來集する割合は吉長線によるもの三割五分、東支線によるもの五割五分、馬車輸送されるもの一割の見當である。

長春に於ける北滿産淡水魚の價格は次の如し。

種 類	單位(支那秤)	價格(昭和二年末鈔票建)
白 魚	一〇〇斤	一〇〇元
胖 頭 魚	同	二五元
鯉 魚 上	同	二五元

同 下	同	一二元
鯰	同	一八元

猶ほ支那人に特に嗜好される黄花魚の出盛期の當地に於ける相場は次の如し。(昭和三年五月末)

生 黄 花 魚	一〇〇匁	十二錢(金)
鹽 黄 花 魚 上	一〇〇斤(支秤)	十元(鈔票)
同 下	同	八元

一、取引徑路及方法

滿洲産以外のものは産地仕入は稀で、大部分は大連、營口より荷爲替付で送附されるのを通例とする。

市 場 會 社

長春の附屬地に供給される鮮魚類は必ず同地の市場株式會社の糶市場に上場するを要する。従て同地に於ける鮮魚類の消費状況は同會社について見れば詳細な實状を知り得る。以下會社の業績を簡単に記述する(主として長春市場株式會社十年史及營業報告書による)

明治四十二年同地に於ては在住者の生活必需品たる魚菜の供給を圓滑ならしめんがため小賣市場が設立されたのであるが一般魚菜商の市場に對する理解十分ならずその機能を徹底的に發揮する能はざりしために、株式會社たる市場會社を設立し糶市場と小賣市場を兼營する必要を認め、大正六年本會社の設立を見た。同社の鮮魚類の營業範

團は糶市場の經營と小賣市場の經營とである。

イ、糶 市場

會社の取扱品は大部分委託品で、之等は原則として糶賣で特定仲買人に販賣することになつてゐるのであるが、指値に出合はざる場合又は適當の値段に賣れざる際は、荷主の利益を擁護する必要上相對賣買の方法をとることゝなつてゐる。委託販賣手数料は鮮魚類一割一分、製造品鹽干魚類一割である。荷主よりの委託販賣品の代金の決済は特に要求あるものゝ外は五日間宛取纏め月六回に送金してゐる。送金方法は荷主の希望により銀行爲替、郵便爲替又は振替貯金等である。

現在營業中の鮮魚特定仲買人は次の如し

記 號	商 號	營 業 者	認 可 年 月 日
ト 一	德 盛 一	姜 馨 堂	大正六年七月二日
三 盛 公	鄒 禮 亭	同	同
和 田 號	高 立 業	同	同
天 合 盛	朱 守 玉	同	大正八年十月十日
和 盛 祥	孫 春 陽	同	大正十年十二月十二日

鮮魚小仲買人

記 號	名 稱	生 日
天 合 興	房 星 顯	大正十三年一月二十五日
和 盛 德	趙 書 功	昭和元年十月十六日
和 興 魚 店	狄 占 元	昭和二年五月二十五日
水 江 浦 銚 店	水 江 七 郎	大正十三年一月十日
和 盛 號	孫 春 陽	大正十三年四月七日

同會社創立以來の鮮魚仲買人の異動を検するに大正七年迄は日本人は漸次増加したのであるが、同九年の財界恐慌の餘波を受け漸次減少し、今日に於ては一人もなし。各年度末の仲買人國籍別人員は次の如し。

年 度	日 本 人	支 那 人	合 計	年 度	日 本 人	支 那 人	小 仲 買 人	合 計
大 正 六 年	三	四	七	大 正 十 一 年	三	六	一	一〇
同 七 年	五	四	九	同 十 二 年	二	六	一	九
同 八 年	五	四	九	同 十 三 年	一	七	一	九
同 九 年	五	五	一〇	同 十 四 年	一	七	二	一〇
同 十 年	四	六	一〇	昭 和 元 年	六	八	二	一〇

委託販賣取扱金額及數量毎半期種類別表は次の如し。

年 度	金 額			數 量		
	鮮 魚	製 造 品	鹽 干 魚	鮮 魚	製 造 品	鹽 干 魚
第一期 大正六年 上半期	營業 三〇二七	準 一八八〇	備 一九七七	計 六六八四	計 一	計 一
第二期 大正六年 下半期	三〇二七	二四五二	二八三三	三九五四		
第三期 大正七年 上半期	九一八〇	四四九九	二四〇四	九八〇三		
第四期 大正七年 下半期	一〇五三六	三二五三	二二六七	二〇六八		
第五期 大正八年 上半期	一四七三五	四四六三	二七九〇	一五四六〇		
第六期 大正八年 下半期	一四〇四三	四八三三	二二二三	一四七五二		
第七期 大正九年 上半期	七四〇八三	三七四五	一四四〇	七六六七		
第八期 大正九年 下半期	九〇〇八	四六七〇	一九七三	一〇一五二		
第九期 大正十年 上半期	六九三三	三七五九	一七三三	七四八七		
第十期 大正十年 下半期	七〇八七	四七九七	三三三三	八一九七		
第十一期 大正十一年 上半期	五九三三	三二八四	二二九六	六五九九		
第十二期 大正十一年 下半期	六〇六一	三二八四	二二九六	六五九九		
第十三期 大正十二年 上半期	五九三三	四四四〇	三六五三	六七五五		
第十四期 大正十二年 下半期	五九三三	四四四〇	三六五三	六七五五		

昭和二年度に同會社で取扱た鮮魚其他の發送地別金額は次の如し。

第十五期 大正十三年 上半期	五三三五	二二二二	三〇六八	五七四四	三〇四六	八五五	一三三	三三五八
第十六期 同 十三年 下半期	六九三四	四四五五	一六六八	七三七七	二九五九	一八七	一四五五	三三九二
第十七期 同 十四年 上半期	五三二二	一七三三	二六三三	五八六六	二九七五	一三三	八六五	三三三三
第十八期 同 十四年 下半期	六〇九九	五二八二	三三三三	六九六三	三三三三	一八七	二〇三三	三三三三
第十九期 昭和元年 上半期	五七七三	四八六四	一六四三	六〇二〇	三三三三	一七〇	二〇三三	三三三三
第二十期 同 元年 下半期	四九九五	七八六七	二四〇〇	六五三三	三三三三	二四〇	二〇三三	三三三三
第二十一期 同 二年 上半期	四八三三	五七五二	二二八二	五二五五	不明	不明	不明	不明
第二十二期 同 二年 下半期	七三三九	五八七七	四二七四	八三六〇	不明	不明	不明	不明

地方別	地名	鮮 魚	製 造 品	鹽 干 魚	計
大連	大連	五一、六三四・五〇	九、一五八・三二	一、二〇七・二五	六二、〇〇〇・〇七
旅順	旅順	一、一五六・二〇	八三・九五	一、二四・二〇	一、三六四・三五
營口	營口	七、四八二・三一			七、四八二・三一
熊岳	熊岳	三四八・九三			三四八・九三
奉天	奉天	三七・八二	二〇〇・四二	三三・六四	二七一・八八
滿洲各地に於ける水産物需給狀況					三〇五

内地	鮮															
	小長水西浦三麗新木羅群蔚統密咸新	計興浦津項浦水州浦島山山營陽興州														
一二〇、七六三・七二	一五七、四三	五五、七一五・一五	一九〇、〇〇	三七八、二〇	八、九五	二二一、一一	一九八、二〇	一、二九二・五八	一一四、九一	五九六、三一	四、七九五・〇三	一三四、二八	六、二二八・五五	二五、五〇	二一、九二	三四、〇七
一一、六五四・七二	三九、二三	七、〇三二・〇五			四六、一八	七八、七〇	六〇、九〇	九九、八〇	二四、四四	七七〇、五一						
五、五二六・九九	二八〇、九四	五、〇一〇・七九				五五、四〇	四三、〇〇			三五五、七三			三、二五			六、二四
一三七、九四五・四三	四七七、六〇	六七、九五七・九九	一九〇、〇〇	三七八、二〇	八、九五	二五七、二九	一九八、二〇	一、五二六・六八	一一四、七一	五九六、三一	四、八一九・四七	一三四、二八	七、三五四・七九	二八、七五	二一、九二	四〇、三一

鎮馬元釜		小吉沙鐵蘆蓋大魏公撫范四安														
海山山山		計林崗嶺屯平橋窩嶺順屯街東														
一六三、〇九	一三二、二八	三四、九八七・五一	五、〇八三・六六	一、三二二・二八	六四、八九一・一四	三一、三〇	四五七、一五	一、六〇	四六二、一五	五二六、一七	一、〇〇					二、六四〇・九九
一〇四、九八	一八九、三〇	三一八、三六	一七〇、九九	九、八九三・八四	八五、三七											二五二、九五
	二五四、二九	一、二六二・五三	一、五五八・六七	一、七〇六・九四	二〇〇、四											二四六、二五
二六八、〇七	一、七六五・八七	三六、五六八・四〇	六、八一三・三二	七六、四九一・九二	一〇七、〇一	四六二、一五	五二六、一七	一、〇〇	四、五六	七一、〇〇	一六一、二〇	三七、四五	六、三〇	三、一四〇・一九		三〇六

計	雜魚	凍魚	赤貝	カトイハシ	トリ	タカ	ク	ア	ウ	ト	ハ	昭和元年度					
												魚	魚	魚	魚	魚	魚
二九六			六	二四								一〇三	二六	二九	二六	二六	二六
三五〇				三								二六					
五三〇				二								二六					
五八五				二								二六					
九一一												二六					
八七〇												二六					
七三三												二六					
七六七												二六					
八四八												二六					
七九二												二六					
八〇九												二六					
八三九												二六					
一〇三三												二六					
一五												二六					
八五三												二六					

第七節 安東

安東は大連營口と並んで南滿に於ける三貿易港の一であり、殊に對朝鮮及日本貿易に於ては重要な地位を占めてゐる。其位置が鴨綠江の右岸にあつて漁業旺な朝鮮西海岸と僅に十六哩距てゐるに過ぎず、且水産物の産出の多い朝鮮と隣接してゐるため、滿洲に於ける有力な水産物供給地の一である。最近五年間の安東より各地への發送高は

次の如し。

地別	大正十一年度		同十二年度		同十三年度		同十四年度		昭和元年度	
	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚	鮮魚	鹽干魚
大連	三四	四五	〇一	二九	〇一	三二	〇三	二四	〇六	三〇
海路										
州内其他各驛	一九六	三八	三三	二四	〇一	二一				
營口	三四	一九	〇一	一九	〇一	五〇				
遼陽	三八	四五		二九	〇一	二七				
撫順	三一	三四		一四	〇一	一〇				
奉天	二〇六	三四	七二	一〇〇	〇五	二〇				
奉天以南計	一〇一	四四	九一	七三	三四	一〇七				
鐵嶺	〇六	三九	〇三	三一	〇四	二四				
開原	七三	三六	六〇	七三	四八	一〇六				
四平街	一四	三三	〇四	五七	〇六	八〇				
四洗線	〇五	〇三		三六		〇二				
公主嶺	〇五	七八	〇一	二四		〇三				
范家屯	〇一	〇九		〇五	〇一	一七				

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況

長春	吉林	東支	奉天	朝鮮	朝鮮	鐵道省	安奉線	安東	沙河鎮	計
一五〇	〇五	〇八	九三〇	一〇	一〇	一〇	九六三	二九八	八六	二九四
九七八	二五	四九八	五三三七	一〇	三三〇	一〇	八七六	一三三三	三三三	一八五四
四二	一	三三	七〇四	八五	一〇	一〇	二七九	一四七〇	四三二	二八五二
一八〇三	四六	三六	一、二七六	三三九	三三九	九四三	九四三	一九八三	八七〇	二八五二
二八	一九	九三	一九九	一〇	一〇	七五	七五	五九	七七	二八〇九
二七三	四〇〇	一四四	一、六四三	一〇	一三三	六七八	六七八	二八〇九	七五二	二、〇九六
二二	〇六	四〇	一〇六	〇三	〇三	二八	二八	一四三	二〇八	二、〇九六
三六四	三、五	二、三九	二、五五九	〇二	二九九	七九七	七九七	四、三四四	一、〇九四	二、〇九六
二四	一四	九六	三〇	一	二九九	一八三	一八三	七、七三	三、九	二、〇九六
三六八	一四三	九〇三	二、七九〇	一	三二四	七五四	七五四	三、七二	九、三	二、〇九六
〇一	二八	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

又小荷物扱による鮮魚類の發送高は次の如し。

大正十一年度	同 十二年度	安東	沙河鎮	計
四七一	七三六	五一	四六	五二二
同	同	同	同	同

安東より發送する水産品は朝鮮西海岸で漁獲せられるものを第一とし、朝鮮品、内地品之に次ぎ、鴨綠江産は極めて微量である。朝鮮線及鐵道省線より當地に到着せる數量は次の如し。

年 度	朝鮮線		鐵道省線	
	鮮魚介虫	鹽干魚介虫	鮮魚介虫	鹽干魚介虫
大正十一年度	一、〇四四・六	四六一・〇	四・五	四六七・六
同 十二年度	三一〇・五	一、四九七・六	一	三五〇
同 十三年度	四七・一	一、三三八・八	一	一五六・三
同 十四年度	一三六・二	二、三〇二・八	七・〇	三六・一
昭和元年度	一五四・八	八〇六・二	一	六〇六・三

次に昭和二年度の安東驛發送水産物を月別到着地別に擧げると次の如し。

昭和二年度安東(含沙河鎮)發送鮮魚到着地月別

地 別	昭和二年												計	
	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三		
大連														
旅順														
州内各驛														
金福線														
大石橋、田家間														
警備口														
首山、分水間														
遼陽														
撫順														
渾河、張臺子間														
奉天														
奉天、奉海線														
京奉、奉海線														
得勝臺、文官屯間														
鐵嶺														
開原														
昌圖														

地 別	昭和二年												計	
	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三		
雙廟子														
虹牛哨、平頂堡間														
四平街														
四洮線														
郭家店														
公家屯														
范家屯														
楊木林、孟家屯間														
長春														
吉林														
東支線														
本溪湖														
安奉各驛														
朝鮮各線														
鐵道省計														

當地の鮮魚發送高の斯くの如く尠いのは安奉線には急行貨物列車の制度なきため何れも小荷物として客車便によ

第六章 滿洲各地に於ける水産物需給狀況
 昭和二年度安東發送鹽干魚到着地月別
 ためである。

地 方	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	合 計
大連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅順	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
州内各驛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金福線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田家、大石橋間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
營口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分水、首山間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遼陽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
撫順	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
張臺子、渾河間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奉天	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京奉、奉海線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文官屯、得勝臺間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵嶺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

地 方	四 月	五 月	六 月	七 月	八 月	九 月	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	合 計
開原	571	1303	1355	99	257	195	188	643	247	8	107	22	634
昌圖	0	17	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55
雙廟子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蛇牛哨、平頂堡間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四平街	84	141	143	274	36	43	39	23	7	0	0	15	808
四洮線	82	323	177	28	0	1	0	69	87	0	0	18	903
郭家店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公家嶺	58	106	42	14	24	22	55	0	0	0	0	8	288
范家屯	13	36	15	6	7	5	0	0	0	0	0	3	87
楊木林、孟家屯間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長春	63	593	708	17	79	155	277	367	9	1	15	1	299
吉林線	245	399	478	0	9	86	94	0	13	0	0	0	172
東支線	175	188	235	40	77	154	27	36	9	0	0	0	108
本溪湖	28	66	71	67	25	86	16	65	1	0	0	0	59
安奉線各驛	689	254	374	23	59	77	53	97	8	3	6	3	60
朝鮮線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鐵道省計	585	704	866	185	273	440	672	397	227	36	407	596	4484

次に最近十年間安東港の水産物貿易状況を見るに次の如くである。

年 度	輸 移 入 額		輸 移 出 額		差引輸移入超過額
	數量	價 額	數量	價 額	
大正七年	五二、一三六	二九七、七四〇	三六四	四、七九二	五一、七六二
同 八 年	一〇七、八三三	五四〇、四七〇	六一六	七、六四二	一〇七、二一六
同 九 年	七八、九〇一	五〇一、一六九	八三八	八、九九九	六六、〇六三
同 十 年	五〇、三八八	三九一、八〇三	七八七	九、五五八	四九、六〇一
同 十 一 年	五八、六五五	四〇三、二九七	一、二九二	一三、七四九	五七、三六三
同 十 二 年	六四、六五四	四六一、五二五	一、五八九	一三、九〇三	六三、〇六五
同 十 三 年	六七、八六五	五〇〇、一七六	三、二一二	二九、八五八	六四、六五三
同 十 四 年	五六、九九九	四六一、四七六	一、四七五	二二、八〇一	五五、五二四
昭和元年	七八、〇〇一	五八八、二九四	三二一	三一、〇六一	七七、六八〇
同 二 年	七三、二三九	五六八、五〇九	三〇九	三九、六六一	七二、九三〇

又最近五年間の安東輸移入水産物の仕出額別は次の如し。

年 度	日 本		朝 鮮		合 計
	數量(擔)	價 額	數量(擔)	價 額	
大正十二年	三、六四四	七、七七七	四、八七〇	三、七〇六	八、五一五
同 十 三 年	七、二二六	一八、八三七	六、〇三九	四、四七三	一三、三五一
同 十 四 年	七、三三六	一六、〇三七	四、八七七	三、五二七	一二、八六四
昭和元年	二、〇〇九	一、五〇八	五、九三三	四、五〇六	七、九四一
同 二 年	一、八三三	一、九一七	四、九四二	四、五二〇	六、四三九

即ち一年の輸移入高は四五千噸に及んで、その内六七割は朝鮮品である。安東に於ける水産物取扱商の主なる者は次の如し。

- 辻山洋行 市場通九ノ四
- 伊佐奈商會 江岸通一ノ八
- 柿本商店 大和橋通七ノ四
- 福田商店 市場通三ノ二
- 重枝洋行 市場通九ノ三
- 支那人側

東 熙 商 店 下六道溝警第二區
大 成 公 司 四番通八ノ四

以上の内辻山洋行は輸入水産物卸賣専門で最も手廣く營業してゐる。伊佐奈商會は安東附屬地に於て鮮魚卸市場を經營し、傍ら内地及朝鮮各地より輸入してゐる。

第八節 吉 林

吉林は吉林省の首都で全省の軍事、外交、行政の中心であると同時に奥地一帯の物資の集散地である。當地は吉長鐵道により長春と接觸してゐると同時に、又既に吉敦線は完成し、奥地一帯と一層緊密な關係に立たんとしてゐる。従て奥地に於て需要せられる物資の供給仲繼地として頗る重要な地である。當地に於ける水産物の需給状態を見るに、元來當地は山中の一都市であるためもとより豊富な水産物の産出は望まれぬが、唯市側を流れる第二松花江に於て相當量の淡水魚類が、捕獲せられる。吉林公所の調査に依れば日魚、熬花魚、鯉魚、草根魚、鱧條魚、鯽魚、鮎魚(鮓)等の魚類の一年の漁撈高約三十萬斤に上り、漁期は夏期に限られ、魚類は省城或は附近村落で賣却される。その價格は、一支斤につき上等七十吊、中等五十吊、下等二十吊(吉林官吊)であると。然し此等淡水魚は時期一定し、且鮮魚のまゝなるため腐敗し易く、貯藏保存はもとより、遠距離への輸送も不可能である。従て或時期以外に於ては水産物の供給に不足を感ずるのは當然であり南滿其他よりの供給を俟たねばならぬのである。

吉長線の水産物到着高は次の如し。

年 度	大 連 發 送		營 口 發 送		安 東 發 送		總 計	
	鮮 魚	鹽 干 魚	鮮 魚	鹽 干 魚	鮮 魚	鹽 干 魚	鮮 魚	鹽 干 魚
大 正 七 年 度	1	20	1	3	1	1	1	4
同 八 年 度	1	183	1	7	1	1	1	190
同 九 年 度	1	177	1	34	1	1	1	211
同 十 年 度	0.3	533	1	149	1	0.6	0.4	691
同 十 一 年 度	1	634	10.6	108	1	1	1.4	759
同 十 二 年 度	1	299	3.7	140	1	4.6	3.9	430
同 十 三 年 度	0.1	599	0.1	185	1.9	400	2.4	751
同 十 四 年 度	1.3	396	0.1	177	0.6	35	2.5	530
昭 和 元 年 度	5.1	688	0.4	74	1.4	132	7.5	985

以上の數字は吉長線全線に亘るもので吉林のみの數字ではない。

吉林驛到着魚類は大正十四年六二七噸、昭和元年六〇〇噸(内三八三噸は鹽魚)昭和元年度千十七噸である。當地へ來る鹽干魚類は大連より來るものが最も多く、少量の高級料理用の諸品を除いては鹽鱒を主とし、鹽鯪之に次ぎ鹽鱒は少量である。之等の精確な數量は知り得ぬも當業者の云ふ所を綜合すれば大體、鱒八、〇〇〇俵(カマ

ス入約七十五斤）鯰三〇〇俵（三百四、五十斤入）鱈一六〇俵見當その價格十萬圓内外であると。外に黄花魚及昆布は相當量入荷せるものと見らる。鹽魚、昆布類は下層社會に需要多く當地に到着せる鹽干魚類が市中で消費されるのは一割見當に止まり大部分は奥地一帯に移出せられ、農民の副食物として嗜好せられてゐるものゝ如くである。需要季は晩秋より春に至る蔬菜の缺乏せる時を最も多しとする。

當地に於ては車業の水産物取扱業者無く、雜貨商の兼營するものがあるに過ぎぬ。主なる取扱業者は次の如し。

取扱者商號	經營者氏名	資本又は正味資金	位 置	取扱年額	取 扱 品 種
裕泰號	堀井覺太郎	日金六萬圓	河南南街	六	車 鯽、鯽、鱈
天和租	單銘書	永大洋十五萬元	財神廟胡同	五	車 鯽、鯽
永興公	劉恩直	三千元	水門洞外	四	車 同
德順和	董秀璋	十萬元	西江沿	三	車 同
永源合	許某	不明	魚行	三	車 同

其他一二車扱ふもの兩三軒あり。

黄花魚は營口、大連其他より相當量仕向けられるものゝ如くであるが、全く華商の獨占である。昆布類も同様である。

當地の背後地は東邊、延吉、琿春一帯である。

第九節 哈爾濱

哈爾濱は舊帝制露國が東清鐵道の敷設に際し、其極東經營の根據地たらしめんがために、原野に建設した歴史新らしい都市である。爾來三十年、其間に時局の影響を受けて市勢の一張一退は免れざる所なりしも、其北滿大平原の中央に位し、且松花江の右岸にあり、水陸交通至便の地を占めてゐる好位置は、自ら當市を豐沃な北滿地方の中心地たらしめ、從て北滿の開発につれ其發展著しく、今日に於ては其人口三十萬を超え、大連奉天と並んで滿洲三大都市の一である。當市は東支東南部の會合點、且近時一部開通せる呼海鐵道の起點として陸路交通の要點で此等沿線各地の物資の集散地たるのみならず、呼蘭河及松花江の水運により下流は富錦より哈府、武市、黑河方面に、上流は綏化、呼蘭、陶賴昭、伯都訥方面まで、陸路は拜泉、海倫の奥深くまで、哈爾濱の背後地として物資の需給に關しては頗る緊密な關係にある。

水産物の需給に關して見るに哈爾濱は頗る複雑な且興味ある都市である。即ち位置の關係上種々の産地の水産物が當市に集散する。東支東部線により輸送され来る沿海州もの、西部線により輸送され来る淡水魚、南部線により北上し来る黃渤海物及支那本部、日本、朝鮮よりの輸移入もの等が此地に集り来るのみならず又松花江本流一帯殊に哈爾濱附近に於ては漁業は相當盛に行はれて、當地の需要に應じてゐる。此等の産地を異にし、各特色を有する種々の水産物が此地で角逐するのであるから頗る興味ある土地であると云はねはならぬ。

先づ東支鐵道により哈爾濱管區に發着した魚類及蝦類を見るに次の如き數量である。

年 度	發送高	到著高	差引高
一九二二年	九七二	二,三二〇	一,三三八
一九二三年	八五二	三,五八八	二,七三六
一九二四年	八一九	三,三九一	二,五七二
一九二五年	九三四	四,〇四六	三,一一二
一九二六年	一,〇九八	五,三七四	四,二七五

取扱業者

哈爾濱には日露支各國人の水産物取扱業者があつて各主として自國人を相手に營業をしてゐる。内邦人は在住者極めて少きため商勢振はず、雜貨屋其他の片手間に取扱てゐるに過ぎぬ。主なる取扱業者は次の如し。

邦人側	商 號	所在地	取扱品
	牧野商店	道裡賣買街	乾物、鹽物
	丸平洋行	同 透籠街	食料雜貨
	盛倉洋行	同	同

鐘ヶ江商店

同 石頭直街

同

露人側

商 號	所在地	取扱品
チューリン商會	新市街新賣街	百貨
ツエルツエワツゼ商會	道裡中國大街	
オ、グルメ商會	麵麩街	
オシエブコフ商會	中國大街	
タラーシエンコ商會	中國大街	

華人側

源盛福、雙發東、鴻順祥、雙合義、義盛德、永慶祥、義盛福（以上各店道裡舊市場）

巨丰乾、三合福、公興德、天順成、德利永、義盛恒、東記魚店、東順成（以上各店道外二道街）

各商店の取扱高、信用等に關して適確な所は知り得ぬが華商の源盛福、永慶祥、露人側の「チューリン」及「ツエルツエワツゼ」兩商會等は最も手廣く營業して居る。

嘗て邦人が直接北海道其他の産地より鹽干魚、昆布等を大量に仕入れ卸賣を營まんとしたものであるも、華商に壓迫され失敗に歸したる實例がある。

輸移入品種類數量及價格

松花江に於て漁獲せられる水産物は精確なる數字を得難い。輸移入品に關し同地商業會議所が推定せる數量は次の如し。(昭和三年三月十日調) 單價は調査時に於ける小賣價格とす。

品名	一ヶ年の輸移入高	單價	主なる發送地
(生魚)			
鯛	二〇、〇〇〇(日)斤	百匁(日貨) 〇・四五圓	大連
鮪	一、五〇〇(日)斤	〇・九〇	大連、朝鮮
鰯	一、〇〇〇(日)斤	〇・二五	同 同
鯖	一〇、〇〇〇(日)斤	〇・三〇	大連
蛸	一、五〇〇(日)斤	〇・四〇	同 同
烏賊	六〇〇(日)斤	〇・五〇	同 同
あなご	五〇〇(日)斤		同 同
鱒	一、〇〇〇(日)斤		同 同
鱈	五〇〇(日)斤		同 同
比良目	一、〇〇〇(日)斤	〇・二五	同 同

まな鰹	五〇〇(日)斤	同 同	〇・四五	同
蝦	五、〇〇〇(日)斤	同 同	〇・七〇	同
蠣	五、〇〇〇(日)斤	同 同	〇・三五	同
大蟹	三、〇〇〇(支)斤	一箇(大洋)自二・〇〇圓至四・〇〇圓		浦鹽
海鼠	三〇〇布度	一支斤(同)	〇・三〇	同
ナツガ	二〇、〇〇〇布度	一布度(同)	六・〇〇	同
雜魚	二〇、〇〇〇(日)斤	一(日)斤平均日貨	〇・三五	大連、浦鹽
計	換算約六二四、九〇〇(日)斤	金額概算日貨金	一三五、六〇〇圓	

(換算率日貨七三圓對大洋百圓とす)

(鹽魚及乾物)		(日人向)		(百匁)		自		大連、朝鮮、日本	
品名	數量	單位	數量	單位	數量	單位	數量	單位	發送地
昆布	六〇〇貫	布(上等品)	六〇〇貫	百匁	〇・四〇	日貨	〇・五〇	同	大連、朝鮮、日本
同上加工品	六〇〇貫		六〇〇貫	同	〇・一五	同	〇・八〇	同	同
いりこ	二、一〇〇貫		二、一〇〇貫	同	〇・四五	同	〇・五〇	同	同
ちりめん雜魚	三六〇貫		三六〇貫	同	〇・六〇	同	〇・八〇	同	同

水母	鹽鯧	鈴子	鹽鮭	大刀魚(同)	黄花魚(鹽)	鹽辛類	海草類(若其他)	干貝魚	乾魚(同棒鱈、鱈其他)	鹽魚(日、人向)	鯉節
六〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇尾	二〇〇樽(同六)	五〇〇樽(一樽三)	一〇、〇〇〇斤	二五、〇〇〇斤	四八〇貫	三六〇貫	二四〇貫	三六〇貫	二、二〇〇貫	四八〇貫
同	同	同	同	同	同	同	同	(百貨)	同	同	同
〇・四五	〇・〇八	四五・〇〇	一三・〇〇	〇・二五	〇・四〇	〇・六〇	〇・五〇	〇・二七	〇・二五	〇・四〇	二・三〇
安東	浦鹽	同	ブラゴエシチエン スク 黒河、浦鹽	同	大連、朝鮮	同	同	同	同	同	同

昆布(下等品)	乾蝦	鹽鱒	魚翅	燕菜	蟹肉	乾海鼠	其他	計換算約
一、〇〇〇布度	一、五〇〇支斤	一、二〇〇布度	二〇〇支斤	五〇支斤	三、〇〇〇布度	五、〇〇〇布度	三〇、〇〇〇支斤	一、二二五、一〇〇支斤
同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇・二〇	一・八〇	九・〇〇	一八・〇〇	五・二〇	一・八〇	二・五〇		
浦鹽	上海、營口	大連	上海、營口	同	浦鹽	同		

金額概算日貨金 九三、九〇〇圓
 (換算率 日貨七三圓對大洋一〇〇元とす)
 五、六十匁入一罐ニ付

罐詰類
 日本人向罐詰 (鮭、鯉、螺其他)
 二〇箱(一打箱) 日貨 至自 〇〇・三五
 〇〇・六〇
 〇・八〇
 一・五〇
 大連、大阪

蝦 同	三〇箱(一箱四打入)	同	〇・八〇	同
曹白魚罐詰	一、五〇〇罐(小罐)	大洋罐	一・二〇	上海、營口
黄花魚同	一、〇〇〇罐(同)	同	〇・五〇	同
キリカ(鱒ノ一種)及シブクト	一、〇〇〇布度	同	〇・六五	リガ地方
鰯	五、〇〇〇布度	同	〇・八〇	同
其他	五〇〇布度	同	〇・三五	同

計換算約 二、〇四四、七〇〇(日)斤金額概算日貨金 三九〇、二〇〇圓

(換算率日貨七三圓、對大洋一〇〇元)

總計約 二、〇四四、七〇〇(日)斤(一、三五二米噸)

金額約日貨金一、四四八、六〇〇圓

猶ほ哈爾濱に出廻る主なる淡水魚の夏季及冬季の相場を擧ぐれば次の如し。(一支斤に付大洋建)

種 別	夏季相場	冬季相場
鯉	〇・一四元	〇・一五元
鮒 (生きたもの)	〇・八〇	〇・三五

鯰	〇・一五	〇・一五
廬頭魚 (鯉に似て丸く鬚なし大なるは一尾四、五斤)	〇・〇七	〇・一〇
白魚 (たなこに類する魚普通一斤位)	〇・一一	—
變化 (鮒に似て口小なり)	〇・一四	—
奥化 (露名「ヨルシ」と稱するもので當地淡水魚中最も美味なり)	〇・七〇	—

備考 夏季相場は漁獲の多少により一定せず、七月上旬中の平均相場を示せり。

冬季相場は凍魚の相場なり。

取引方法

北滿産の淡水魚類は傅家甸及埠頭區の兩市場で取引せられる。夏期は全部松花江で漁獲せられたもので、冬期には松花江下流地方及滿洲里より搬出せられる凍魚類が市場に現はれる。松花江で漁獲せられたものは、漁夫から直接商人の手に入るのであるが、滿洲里産は産地まで出張する當地商人により買付られ、當地まで發送供給される。その際の代金支拂方法は現金取引と半金取引との二ある。

北滿産以外の輸入もの及南滿産水産の取引法は主として取引先に電報又は書面を以て注文を發するのであつて賣込のために當地に来るもの及當地より買付に出張する事は殆ど無い。稀には生産地から委託送付し來ることあるが、之は産地で捌け口に困た場合に限られるものの如くである。

生魚の仕入先は主として大連であるが、旅順、營口、熊岳城附近、安東等もあり、又長春を經由して入荷するものもある。

日本人向鹽干魚は、大阪、下關、朝鮮、大連等より發送されてゐるが、是は量としては極めて僅かなものである。支那人向鹽干魚類中、高級料理用の海參、貝柱其他及鹽黃花魚、鹽太刀等は主として營口より、又本邦産の鹽鱒、昆布等は大連を主たる發送地としてゐる。

代金支拂方法の生魚は一定し居らず、或は不定期に、或は半月又は一ヶ月拂とするものもある。鹽干魚、海藻類は荷爲替付を通常とするが、長年の取引先との間には種々の例外がある。

消費概況

當地も滿洲一般各地に於けると同じく水産物に對する物好は比較的尠い。殊に窮北極寒の地であるから、動物質食料品としては、淡泊な魚肉よりも脂肪の多く濃厚な獸肉を嗜食する傾向があるのは止むを得ぬ。従て價格の低廉であらざる限り消費の増大は望まれぬ。

當地の水産物中他の地に於けるとは異なり特殊重要な地位を占めてゐるのは、北滿湖川に産する淡水魚類である。此等は産地が近いために新鮮ではあり又價格も安く、生魚としても又凍魚としても頗る需要が多い。

支那料理用の海參、貝柱、乾鮑等の如きは當地の發展し、支那人の經濟的實力の増大するに従ひ、需要も自ら増加するではあらうが、是等は數量としては結局餘り問題にならぬ。大量に消費されるものとしては、昆布、鹽鱒、鹽鱈

等の日常の蔬菜に用ひられるものでなければならぬが、此等に對して特別の嗜好を有してゐるわけではないから、副食物としては是等の競争品たる獸肉、野菜類等の價格と密接な關係にある。従て價格に於て廉ならざる限り今後消費の大なる増加を望み得ぬ。

輸送狀況

當地は交通の要地で従て鐵道、水運其他輸送上の利便は頗る多い。併し當地當業者が此點に關し不利不便を感じつゝあるものは次の如し。

- 一、東支鐵道の運賃の極めて高價なること、殊に長春哈爾賓間は高率で此點で、南滿から北上する水産物類は頗る不利に陥る。
- 二、鐵道の小荷物一箇當り、八十斤の制限あり時々之を斤量を超過することあるが、其際には荷造りを變更するを要し、發送を遅延又は停止する場合を生じ、費用の上からも時間の上からも新鮮を要する鮮魚類の輸送に際しては殊に不利である。故に右制限を百二十斤乃至百五十斤に改定する要あらん。
- 三、朝鮮又は日本の連絡驛以外から發送するものは、長春に於て仲繼を要し之に關する諸掛高價である。此點も改善の要ある。

大連及安東より當地までの鹽魚一〇〇斤の運賃は次の如し、但金圓の相場關係上此數字は確定的の者ではない。

大連哈爾賓間

一 車 扱	三、三二一・七七圓	小 口 扱	三、六八七・一一圓
安 東 哈 爾 賓 間			
一 車 數	三、一三四・三三圓	小 口 扱	三、五七二・一九圓

附 錄

關 東 州 漁 業 規 則

大正十四年八月二十八日
廳令第五十一號

關東州漁業規則左ノ通り定ム

關 東 州 漁 業 規 則

第一條 本令ニ於テ漁業ト稱スルハ公共ノ用ニ供スル水面ニ於テ營利ノ目的ヲ以テ水産動植物ノ採捕又ハ養殖ヲ業トスルヲ謂フ

第二條 本令ハ關東州内ニ於テ漁獲物ノ處理ヲ爲シ又ハ食料、燃料其他操業上必要ナル物品ノ積込ヲ爲ス者ニモ之ヲ適用ス

第三條 左ニ掲クル漁業ヲ爲サントスル者ハ關東長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

- 一 一定ノ水面ニ漁具ヲ建設シテ爲ス漁業
- 二 一定ノ水面ヲ漁場ト爲シ曳揚又ハ追込ヲ爲ス漁業
- 三 一定ノ水面ニ於テ飼付ヲ爲シ又ハ築磯若ハ漬場ヲ設クル漁業

- 四 一定ノ水面ヲ區劃シテ爲ス養殖業
 - 五 汽機又ハ發動機附船舶ヲ以テ爲ス漁業
 - 六 捕鯨業又ハ海獸漁業
 - 七 潜水器漁業
 - 八 海藻採取業
 - 九 漁場ニ以上ノ民政署又ハ民政支署ノ管轄區域ニ跨ル前各號ニ掲ケサル漁業
- 第四條 漁業ノ許可期間ハ十年以内トシ關東長官之ヲ定ム
- 前項ノ期間ハ漁業者ノ申請ニ依リ更新スルコトアルヘシ
- 第五條 關東長官ハ漁業ノ許可ヲ與フルニ當リ之ニ制限又ハ條件ヲ附スルコトアルヘシ
- 第六條 第三條第一號乃至第四號ニ掲ケル漁業ノ許可ヲ受ケタル者ハ漁場ニ近キ沿岸ニ別記雛形ノ漁場標識ヲ建設スヘシ
- 前項ノ漁場ニ於テハ魚類ノ通路ヲ遮斷シ又ハ魚類ヲ散逸セシメ其他當該漁業ヲ妨害スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第七條 左ノ場合ニ於テハ關東長官ハ漁業ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 錯誤ニ因リ許可ヲ與ヘタルトキ
 - 二 漁業ノ許可ヲ受ケタル日ヨリ一年內ニ漁業ニ着手セス又ハ着手後一年以上休業シタルトキ

第八條 左ノ場合ニ於テハ關東長官ハ漁業ノ許可ヲ取消シ又ハ漁業ヲ制限若ハ停止スルコトアルヘシ

- 一 本令又ハ本令ニ基ク處分ニ違反シタルトキ
- 二 水産植物ノ蕃殖、保護其ノ他公益上必要アリト認メタルトキ

第九條 第三ノ漁業ニ該當セサル漁業ヲ爲サントスル者ハ其ノ漁場ヲ管轄スル民政署長又ハ民政支署長ニ届出テ漁業鑑札ヲ受クヘシ。

漁業鑑札ノ有効期間ハ三年以内トス

第十條 第三條ノ許可願ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 漁業ノ名稱
- 二 漁獲物又ハ養殖物ノ種類
- 三 漁具ノ名稱及數
- 四 漁船ノ種類、大サ、數及乗組人數
- 五 漁場ノ位置及區域
- 六 漁業ノ時期
- 七 漁業根據地

前項ノ許可願ニハ漁場ノ位置及區域ヲ表示シタル圖面ニ通テ添附シ且機關ヲ有スル船舶ヲ使用スルモノニ在リテ

ハ別記様式ノ件名書ヲ添付スヘシ

第十一條 第九條ニ該當スル漁業ノ届出ニハ一漁業毎ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 漁業ノ名稱

二 漁獲物ノ種類

三 漁具ノ種類及數

四 漁船ノ大サ及乗組人數

五 漁場ノ位置及區域

六 漁業ノ時期

第十二條 漁業許可證又ハ漁業鑑札ハ出漁ノ際之ヲ携帯スヘシ

第十三條 漁業許可證又ハ漁業鑑札ハ之ヲ賣買讓渡又ハ貸付スルコトヲ得ス

第十四條 漁業許可期間更新ノ申請ヲ爲サントスル者ハ少クトモ期間満了三月前ニ之ヲ申請スヘシ

第十五條 漁業ノ許可ヲ受ケタル者死亡シ相續人其漁業ヲ繼續經營セムトスルトキハ三月内ニ漁業許可證ニ相續者タルコトノ證明書ヲ添ヘ名義ノ書換ヲ申請スヘシ

第十六條 漁業許可證又ハ漁業鑑札ヲ亡失若ハ毀損シ又ハ其ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ事由ヲ具シ其ノ再

下付又ハ書換ヲ申請スヘシ

第十七條 漁業許可期間若ハ漁業鑑札ノ有効期間満了シタルトキ又ハ其ノ效力ナキニ至リタルトキ若ハ漁業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク漁業許可證又ハ漁業鑑札ヲ返納スヘシ

漁業者死亡シタルトキハ其ノ家族、解散シタルトキハ其清算人ニ於テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ但第十五條ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 漁業ノ許可ヲ與ヘタルトキ又ハ之ニ變更ヲ生シタルトキハ其都度之ヲ關東廳報ニ公示ス

第十九條 本令ニヨリ關東長官ニ提出スヘキ書類ハ其ノ漁場ヲ管轄スル民政署又ハ民政支署ヲ經由スヘシ、但其ノ漁場管轄明確ナラサルトキハ漁業ノ根據地ヲ管轄スル民政署又ハ民政支署ヲ經由スヘシ

第二十條 關東長官ハ漁業者ニ對シ水産上ノ調査又ハ書類ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 有毒物又ハ爆發物ヲ使用シテ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ス、但捕鯨及海獸漁業ニシテ特ニ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十二條 河川又ハ灣口ヲ閉塞遮斷シテ水産動植物ヲ採捕スルコトヲ得ス但關東長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 旅順港内及大連港内黄白嘴ノ岬端ヨリ北長山見通シノ線以內ニハ投網、四手網ヲ除クノ外網具ヲ使用シテ水産動植物ヲ採取スルコトヲ得ス、但關東長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 左ニ掲クル水産動植物ハ各號ニ定ムル期間之ヲ採捕スルコトヲ得ス

- 一 海 鼠 自六月一日 至七月三十一日
- 二 鮑 自七月十五日 至九月三十日
- 三 赤 貝 自七月十五日 至九月三十日
- 四 イタラガヒ 自六月一日 至七月三十一日
- 五 蛤 自七月一日 至八月三十一日
- 六 フノリ 自六月一日 至翌年三月十日
- 七 テングサ 自九月一日 至翌年五月三十一日

第二十五條 左ニ掲クル水産動物ハ之ヲ採捕、所持又ハ販賣スルコトヲ得ス

- 一 鮑 殻長二寸五分未滿ノモノ
- 二 赤 貝 殻長二寸未滿ノモノ
- 三 イタラガヒ 殻長二寸未滿ノモノ
- 四 蛤 殻長一寸未滿ノモノ
- 五 鱧 體長四寸未滿ノモノ

第二十六條 漁具ノ建設又ハ敷設ハ左ノ各號ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 掛網、壺網、角網及之ニ類似ノ定置漁網ハ其ノ網ノ基部ヨリ沖出ノ間數直線距離百二十間ヲ以テ最長限度トス

二 大敷網、大謀網、根拵網及之ニ類似ノ定置漁網ハ其網ノ基部ヨリ沖出ノ間數直線距離五百間ヲ以テ最長限度トス

三 建干網、張網及魼築類漁具ハ其建設延長限度ヲ一千間トス

四 駐木網及之ニ類似ノ漁業ハ其ノ漁場ニ於ケル直線距離延長限度ヲ六百間トス

第二十七條 汽船「トロール」漁業ハ左ノ區域内ニ於テ操業スルコトヲ得ス

普蘭店管内西中島拉滯子岬角北西十五海里ノ點ヨリ旅順管内鱗島西側岬西十五海里ノ點、老鐵山西角正南十海里ノ點、大連管内南三山島南端岬角十五海里ノ點ヲ經テ海洋島南端岬角ニ至ル線以内及海洋島北砒子ノ北端ヨリ五馬島ノ西端岬角ヲ經テ貔子窩管内碧流河會于島子ニ至ル線内

第二十八條 機船底曳網漁業ハ左ノ區域内ニ於テ操業スルコトヲ得ス

普蘭店管内西中島拉滯子岬角北西十海里ノ點ヨリ旅順管内鱗島西側岬角正西五海里ノ點、老鐵山西角西南五海里ノ點、大連管内南三山島南端岬角正南五海里ノ點、廣鹿島洪東子東端岬角及大長山島西端岬角ヲ經テ貔子窩管内碧流河會于島子ニ至ル線以内

第二十九條 五月一日ヨリ六月三十日ノ間ニ渤海灣ニ於テ汽船「トロール」漁及機船底曳網漁業ヲ爲サムトスル者ハ一年毎ニ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ

第三十條 第二十一條乃至第二十九條ノ規定ハ學術研究其他特別ノ事由ニヨリ關東長官ノ認可ヲ受ケタル者ニハ之

ヲ適用セス

第三十一條 第三條、第六條第二項及第二十一條乃至第二十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第三十二條 第九條、第十二條、第十三條、第十六條又ハ第十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ
 科料ニ處ス

第三十三條 漁業者ハ其代理人、家族、雇人其他ノ從業者ニシテ本令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ
 故ヲ以テ其處罰ヲ免レルコトヲ得ス

第三十四條 法人ノ代表者其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本令ニ違反シタルトキハ其罰則ヲ法人ニ適用ス

附 則

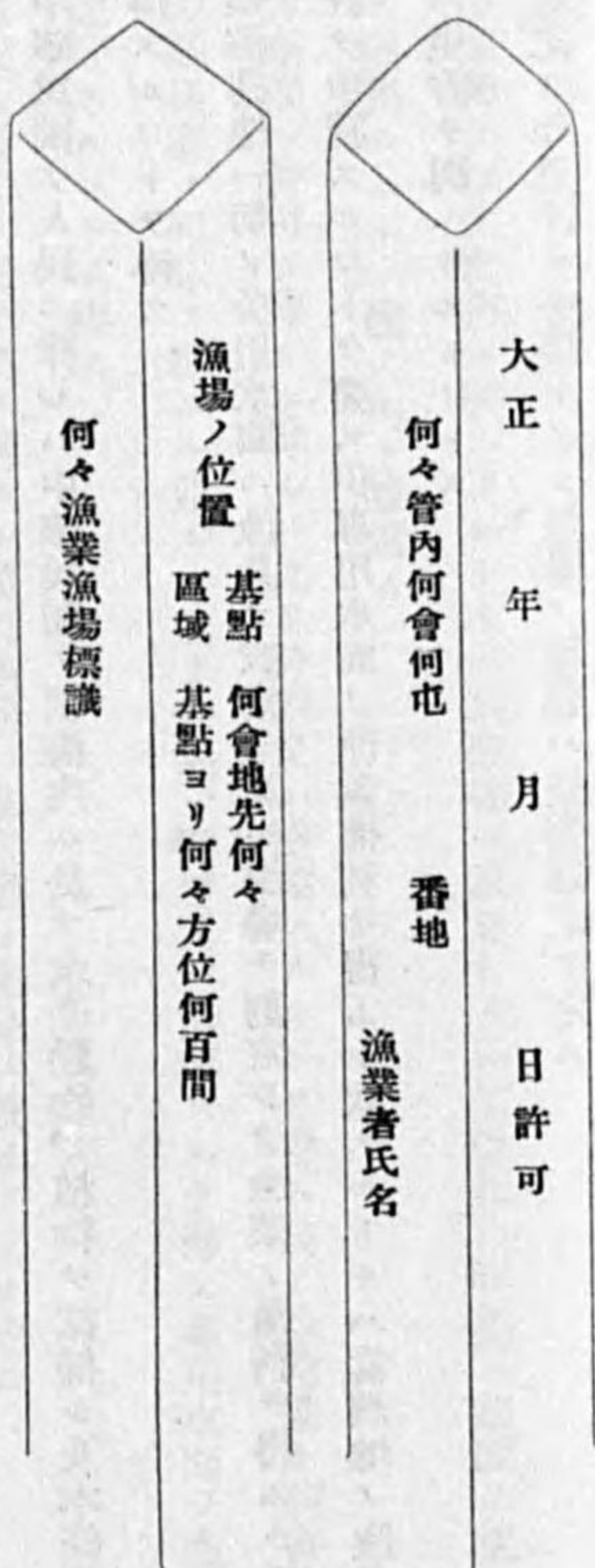
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東州漁業取締規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前漁業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニヨリ許可ヲ受ケタル者ト看做ス但大正十年六月以前ニ於テ漁業ノ許
 可ヲ受ケタル者及第九條ニ該當スル漁業者ハ本令施行ノ日ヨリ一年內ニ更ニ願出テ又ハ届出テ漁業許可證又ハ漁業
 鑑札ヲ受クヘシ若該期間內ニ其手續ヲ爲サ、ルトキハ其ノ漁業ヲ廢止シタルモノト看做ス

別 記

(鑑 形)



四寸角以上地五尺

(樣 式)

船舶件名書

- 一 船舶番號 第何號
- 二 船籍港 何々
- 三 船種及船名 何船何丸
- 四 船體ノ長、幅及深 長何呎合吋、幅何呎何吋、深何呎何吋
- 五 總噸數 何噸
- 六 機關種類及數 何々何個

附 錄

- 七 純馬力又ハ實馬力若ハ公稱馬力 何馬力
- 八 速 力 何 漚
- 九 副漁具ノ種類及數 何々何個
- 十 船體製作年月日及造船所名 何年何月何々造船所ニ於テ製作
- 十一 機關製作年月日及鐵工所名 何年何月何々鐵工所ニ於テ製作
- 十二 所有者ノ住所氏名 所有者何々

(備考)

船舶ノ現在セサルモノ在リテハ其ノ計畫ニ依リ記載スヘシ

民國 漁業 條例 (民國十五年九月十五日政府公報)

- 第一條 中華民國ノ人民ニ非レハ中華民國ノ領海内ニ於テ水産動物、植物ヲ採捕シ及本條例ニヨリ漁業ニ關スル權利ヲ取得スルコトヲ得ス
- 第二條 領海其他一切ノ公用水面ニ漁具ヲ設定シ又ハ漁場ヲ劃定シテ漁業ノ權利ヲ得ムト欲スルモノハ本條例ニヨリテ免許ヲ申請スルコトヲ要ス但專用水面ノ漁業權利ヲ得ムト欲スルトキハ當該地ノ漁業公會ヨリ之ヲ申請スルニ非レハ免許ヲ與ヘサルモノトス
- 前項ノ規定ノ外免許ヲ必要トスル漁業ノ種類ハ農商部之ヲ定ム

- 第三條 漁業權ハ之ヲ物權ト見做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第四條 漁業權ヲ以テ抵押ニ供シタルトキハ該漁場ニ設定シタル工作物ハ契約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外之ヲ漁業權ニ附屬シタル一體ノ物ト看做ス
- 第五條 漁業權ハ許可ヲ得ルニ非レハ之ヲ分割又ハ變更スルコトヲ得ス其ノ漁業權ト利害關係發生スルモノアルトキハ利害關係者ノ同意ヲ經ルニ非レハ之ヲ分割、變更又ハ放棄スルヲ得ス專用水面ノ漁業權ハ許可ヲ經ルニ非レハ之ヲ處分スルコトヲ得ス
- 第六條 漁業權者ノ水面使用ニ關スル權利義務ハ漁業權ノ處分ニ依リテ之ヲ定ム
- 第七條 漁業權ノ期間ハ十年トス但期間滿了ノ三箇月以前ニ其延期ヲ申請スルコトヲ得
- 第八條 契約ニヨリ又ハ本條例施行前ノ地方慣習ニ依リテ入漁ノ權利ヲ有スル者ハ他人ノ漁業權ヲ有スル漁場ニ入リテ其全部又ハ一部ノ漁業ヲ經營スルコトヲ得
- 第九條 入漁權ハ之ヲ物權ト看做ス但相續其讓渡ヲ除ク外其他ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ス
- 第十條 入漁權ハ別段ノ地方慣習アル場合ヲ除ク外漁業權者ノ承諾ヲ經ルニ非レハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス
- 第十一條 入漁權ノ期間ハ契約上別段ノ規定ナキトキハ該業權ノ期間ニ從ウモノトス
- 第十二條 漁業權者ハ入漁權者ヨリ其ノ入漁ノ時ニ於テ相當ノ入漁料ヲ取ルコトヲ得
- 第十三條 沿海其他二省以上ニ關係スル漁業及汽船ヲ以テ經營スル漁業ニ付テハ農商部ノ免許ヲ申請スルコトヲ要

ス前項ノ規定ノ外免許ヲ經ヘキ漁業ニ付テハ地方最高行政長官之ヲ免許シテ農商部ニ報告ス
漁業權ヲ免許シタル後之ヲ登録シテ證書ヲ交付スヘシ其登録規定ハ農商部之ヲ定ム

第十四條 漁業權ノ免許ニ付キ必要ト認メタルトキハ之ニ條件ヲ附シ又ハ制限ヲ加フルコトヲ得

第十五條 漁業權ハ左記ノ規定ノ一アルトキハ之ヲ取消スコトヲ得

- 一 正當ノ理由ナクシテ免許ノトキヨリ遅延シテ漁業ニ從事セサルコト滿一年ナルトキ又ハ繼續シテ停業スルコト滿二年ナルトキ

二 漁業權ノ免許ニ付キ錯誤ヲ發見シタルトキ

第十六條 水産動植物ノ培養、保護、船舶ノ航行、碇泊、海底電線ノ敷設、國防其ノ他ノ軍事又ハ地方ノ公益ノ爲メ必要アルトキハ既ニ免許ヲ漁業權ニ對シ之ヲ取消シ又ハ停止若シクハ制限スルコトヲ得

漁業權者カ本條令又ハ本條令ニ本キテ發シタル命令ニ違反シタルトキハ其漁業權ヲ停止シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得

第十七條 漁業權ヲ取消シタルトキハ主管官署ハ直チニ之ヲ抵押債權者ニ通知スヘシ

前項ノ抵押權者ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ漁業權ノ公賣ヲ請求スルコトヲ得但第十五條第二項及第十六條第一項ノ規定ニ依リテ取消サレタルトキハ此限りニ非ラス漁業權ハ前項ノ期間内及公賣ノ終了以前ニ在リテハ公賣ノ範圍内ニ於テ存續スルモノト看做ス

買受人ハ第一條ノ規定ニ背カサルモノニ限ル其取得シタル漁業權ニ付テハ舊漁業權取消ノ日ヨリ起算ス

第十八條 漁業者ハ必要アル場合ニ於テハ許可ヲ得テ他人ノ閑却セル土地ニ立入りテ漁業ニ從事スルコトヲ得

第十九條 漁業者ハ左記ノ事項ニ因リ許可ヲ經テ他人ノ土地ヲ使用シ又ハ其竹木土石ヲ保存スルコトヲ得

一 漁場標識ノ建設

二 漁業上ニ必要ナル目標ノ建設又ハ保存

三 望魚臺又ハ漁業信號其他必要ナル設備

第二十條 漁業測量、實地調査及前二條ノ事情ニ因リ必要アルトキハ許可ヲ經テ他人ノ土地ニ立入りテ竹木ヲ伐採シ又ハ建築物ニ非サル障碍物ヲ排除スルコトヲ得

第二十一條 業漁者ハ前三條ノ場合ニ於テ豫メ其ノ土地ノ所有者又ハ占有者ニ之ヲ通知スヘシ若シ損害アルトキハ豫メ相當ノ償金ヲ支拂フヘシ

第二十二條 主管官署ハ漁業者ニ對シ漁場標識ノ建設ヲ命マルコトヲ得又農商部ノ認可ヲ得テ漁業權者ノ漁場内ニ保護區域ヲ設クルコトヲ得

第二十三條 漁業ノ取締又ハ水産動植物ノ保護、培養ノ必要アルトキハ農商部又ハ最高地方行政長官ハ農商部ノ同意ヲ得テ左記各項ノ命令ヲ發スルコトヲ得

- 一 爆發物及毒害物ノ使用若クハ遺棄ノ禁止又ハ制限但海獸ノ捕獲ハ此限ニ在ラス

- 二 水産動植物採捕ノ時期、區域、種類及程度ニ關スル禁止又ハ制限
 - 三 水産動植物重要保護品ノ採捕及除去ノ禁止又ハ制限
 - 四 漁船漁具ニ關スル禁止又ハ制限
 - 五 漁業者ノ人數及資格ノ制限
 - 六 水産動植物及其製品ノ販賣ノ禁止又ハ制限。
- 前項ノ命令ニハ前項ノ規定ニ違反シタル者ノ有スル漁獲物及漁具ニ對シ之ヲ沒收及追徴スヘキ規定ヲ添付スルコトヲ得

- 第二十四條 水面上ノ一定ノ區域ニ設置シタル工作物ニ對シ農商部ニ於テ魚類溯流ノ通路ニ障害アルモノト認メタルトキハ事前ニ之ヲ禁止又ハ制限スルヲ除クノ外漁業者ノ申請ニヨリ其撤去ヲ命スルコトヲ得
- 前項ノ撤去費用ハ申請者ニ於テ之ヲ補償スヘシ其補償金額ニ對シ不服アルトキハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第二十五條 公用ノ水面ニ非ルモ公用水面下聯絡シテ一體トナレルモノニ對シ漁業ノ取締リ又ハ水産動植物ノ保護ノ爲メ必要アルトキハ第二十三條、第二十四條及第二十八條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得
- 第二十六條 汽船漁業ハ本條例ニ依リテ免許ヲ申請スルニ非レハ之ヲ經營スルコトヲ得ス
- 汽船漁業ノ禁止及制限ニ付テハ、第十四條、第十六條及第二十三條ノ規定ヲ除ク外農商部之ヲ定ム
- 第二十七條 沿海漁業及汽船漁業ニ對シ法令ノ規定ニヨリ漁業ノ取締上必要アルトキハ主管官署ハ吏員ヲ派遣シテ

- 漁業ニ關スル船舶、店舗其ノ他ノ場所ヲ臨檢シ且農商部及地方最高長官ノ審査ヲ申請スルコトヲ得
- 前項規定ノ臨檢ニ因リ漁業上法令ニ違反スル事實ヲ發見シタルトキハ搜索及差押ヲナスコトヲ得
- 第二十八條 漁業免許、登録及期間滿了後ノ延期其他ノ申請事件ニ對スル處置ニ付キ不服アルモノ及第十六條、第二十四條第一項ノ處分ニ付キ不服アル者ハ法規ニ依リテ訴願ヲ提起スルコトヲ得此場合ニ於テ不法ニ權利ヲ損害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第二十九條 漁業者間ニ漁場ノ區域、漁業權、入漁權ノ範圍及漁業ノ方法ニ關シ爭執アルトキハ關係者ヨリ主管官署ノ裁斷ヲ申請スルコトヲ得
- 前項ノ裁斷ニ關シ不服アル者ハ法規ニ依リテ訴願ヲ提起スルコトヲ得此場合ニ於テ不法ニ權利ヲ損害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
- 第三十條 漁業ニ關スル民刑訴訟ニ於テ前條ノ規定ニヨル結果ヲ待ツ必要アルトキハ其民刑訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得
- 第三十一條 漁業權ヲ侵害シタル者ハ二百元以下ノ罰金ニ處ス
- 前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
- 第三十二條 漁場ノ標識ヲ移轉汚損又ハ毀壞シタル者ハ五十元以下ノ罰金ニ處ス
- 第三十三條 第二十七條ノ規定ニ依ル職務ノ執行ヲ拒絕又ハ妨害シタル者及臨檢又ハ搜索ノ際該官吏ノ詢問ニ對シ

ヲ答辯ヲ爲サス又ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ百元以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 左記各款ノ規定ノ一ニ該當スル者ハ五百元以下ノ罰金ニ處ス

一 免許ヲ經ヘキ漁業ニ付キ未タ免許ヲ經ス又ハ停止ノ命令ヲ受ケテ漁業ヲ經營シタル者

二 免許又ハ命令ノ制限及條件ニ違反シテ漁業ヲ經營シタル者

前項ノ各款ニ違反シタル者ノ有スル漁獲物及漁具ハ全部人ヲ沒收ス沒收スル能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第三十五條 汽船漁業ニ付キ免許ヲ經スシテ之ヲ經營シ又ハ禁止、停止ノ條件又ハ制限ノ命令ニ違反シタル者ハ二

千元以下ノ罰金ニ處シ且其有スル漁獲物及漁具ヲ沒收ス沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第三十六條 本條例ノ施行前ニ成立シタル漁業權及入漁權ハ仍ホ有效ナルモノト認ム但本條例實行ノ日ヨリ起算シ

漁業權ニ付テハ六箇月以内ニ入漁權ニ付テハ一年以内ニ本條例ニ依リテ免許及登録ヲ申請スヘシ

第三十七條 本條例ニ於テ主管官署ト稱スルハ各省實業廳ト爲シ其漁業繁盛ナル地方ニ漁業監督ヲ特設シタルトキ

ハ漁業監督トナス

沿海漁業及汽船漁業ニ關シ保護、取締及第二十七條ノ規定執行上必要アルトキハ水上警察廳及海軍駐巡各艦ハ協

同互助ノ責ヲ有ス

第三十八條 官有及公有ノ漁業ニ付テハ法令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外本條例ノ規定ヲ準用ス

第三十九條 本條例ハ公布ノ日ヨリ沿海各縣ニ之ヲ施行ス

奉天漁業商船保護局漁業取締規則

民國六年一月二十九日公布

第一條 本規則ハ漁業局管轄區域内ノ漁業者ニ之ヲ適用ス

第二條 左記ノ漁業ニ従事スル者ハ漁業局ノ許可ヲ受クヘシ

一 定製漁業

二 區畫漁業

三 定著網漁業

四 運用網漁業

五 釣漁業

六 潜水漁業

七 漁業従事者

八 其ノ他漁業

第三條 第二條ノ認可ニハ漁業局ヨリ無償ニテ漁業認可證ヲ發給ス

第四條 第二條ノ漁業ニシテ水産動植物ノ繁殖及保護或ハ其ノ他ノ公益ヲ妨害スルトキハ之ヲ停止シ又ハ取消スコ

トヲ得

- 第五條 第二條第一項乃至第三項ノ漁業者ハ漁場内ニ標識ヲ建設スヘシ
- 第六條 前條ノ標識ハ漁場内ニ於テ魚類ノ通行ヲ遮斷シ又ハ散逸セシムルノ建設ヲナスヘカラス
- 第七條 漁業者ニシテ廢止又ハ變更ノ場合ハ二十日以内ニ其漁業認可證ヲ所轄局場ニ返納スヘシ
- 第八條 漁業區域ハ漁業局管轄區域ヲ以テ限トス
- 第九條 漁業者ハ漁業局規定ノ稅則ニヨリ網票及船牌ノ各稅ヲ納ムヘシ
- 第十條 漁業者ハ一定ノ限度内ニ於テ漁鹽章程ニ準據シ漁鹽ヲ領取スルコトヲ得
- 第十一條 凡ソ網票、船牌ハ期限ヲ經過シタルモノハ無効トス
- 第十二條 凡ソ漁民ニシテ網票、船牌ヲ受ケス或ハ事實ヲ過少ニ報告スル等ノ情弊アル者ハ稅額ニ倍以下ノ罰金ニ處ス
- 第十三條 浦漁ノ場合ハ自己ノ牌票ヲ携帯スヘシ
- 第十四條 牌票ハ他人ニ讓渡又ハ貸借スルコトヲ得ス
- 第十五條 漁業者ハ同一ノ漁場ニ於テ他人ヲ妨害スル行爲アルヘカラス
- 第十六條 漁業者ノ携帯スル物品ハ必要ノ漁具及必需品ニ限ル、其ノ他ノ漁業竝ニ魚類ニ危害アル毒物ヲ携帯スヘカラス
- 第十七條 新票ヲ引換受領スルトキハ舊票ヲ返納スヘシ但特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニアラス

第十八條 網具ノ多少ニ拘ラス一戸ハ一票タルヲ要シ合同シテ票ヲ受クルヲ得ス、一戸ニシテ兩處ニ於テ從業スル者ハ各別ニ票ヲ受クヘシ

第十九條 第二條ノ規定ニ違反スル者ハ其該當スル稅額ノ二倍以上ニ相當スル罰金ニ處シ且其ノ漁具ヲ沒收ス

第二十條 第十五條ノ規定ニ違反スル者ハ三十元以下ノ罰金ニ處シ竝ニ其ノ損害ヲ賠償セシム其ノ狀情ノ重大ナル者ハ司法官廳ニ送リテ處分ス

第二十一條 第六、第十三、第十四及第十六、第十七、第十八條ノ規定ニ違反スル者ハ其ノ該當スル稅額ノ二倍以上ニ相當スル罰金ニ處スルコトヲ得

前項ノ規定ニシテ其ノ狀情重キ者ハ其ノ漁具及漁獲物ヲ沒收スルコトヲ得

關 東 州 水 産 會 令

大正十五年五月十八日勅令第百〇七號

朕關東州水産會令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

關東州水産會令

- 第一條 關東州水産會ハ關東州水産業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 關東州水産會ハ法人トス
- 第三條 關東州水産會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 關東州水産會ハ關東長官ノ定ムル者ヲ除クノ外關東州ニ於テ漁業又ハ水産物ノ製造、取引若ハ保管ノ業ヲ營ム者ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 關東州水産會ヲ設立セントスルトキハ會員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ創立委員會ヲ開キ會則ヲ議定シ關東長官ノ認可ヲ受クベシ

第六條 關東州水産會ハ前條ノ認可ヲ受ケタル時成立ス、關東州水産會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ之ニ加入シタルモノト看做ス

第七條 關東州水産會ニ總代會ヲ置ク
總代會ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ會員中ヨリ選任シタル議員及關東長官ノ命ジタル特別議員ヲ以テ組織ス

第八條 左ニ掲グル事項ハ總代會ノ議決ヲ經ベシ

- 一 收支豫算
- 二 經費ノ賦課徵收方法
- 三 事業報告及收支決算ノ承認
- 四 豫算ヲ以テ定メタルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負ヒ又ハ權利ヲ失フベキ行爲
- 五 基金ノ造成管理及處分
- 六 不動産ニ對スル權利ノ得喪變更

七 會則ノ變更

八 役員ノ選任及解任

九 訴訟及和解

前項第一號、第二號、第四號、第七號、第八號ニ掲クル事項ノ決議ハ關東長官ノ認可ヲ受クルニ非サレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第九條 總代會ハ會長之ヲ招集ス但シ第一回ノ總代會ハ關東長官之ヲ招集ス

議員又ハ特別議員ハ議員及特別議員ノ總數ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項及招集ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シ總代會ノ招集ヲ請求スル事ヲ得

會長正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル後十四日以内ニ總代會ヲ招集セサルトキハ請求者ハ關東

長官ノ認可ヲ受ケ招集スルコトヲ得

第十條 議員及特別議員ハ總代會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス

第十一條 總代會ノ議事ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第十二條 會則ノ變更ハ總代會ニ於テ之ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ議決權ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第十三條 關東州水産會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長
副會長 一人又八二人
評議員 數人
役員ハ總代會ニ於テ其ノ會員中ヨリ之ヲ選任ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ會員ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スル事ヲ得

第十四條 會長ハ關東州水産會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ並會務ノ執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第十五條 總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總代會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ會長ハ會則ノ定ムル所ニ依リ專決處分スルコトヲ得但シ第八條第二項ノ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總代會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第十六條 關東州水産會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シテ經費ヲ賦課シ及過怠金ヲ徵收スルコトヲ得
經費及過怠金ノ督促、滯納處分、追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前項ニ規定スル徵收金ノ先取得權ノ順位ハ市又ハ會ノ徵收金ニ次グモノトス

經費ノ賦課又ハ過怠金ノ徵收ニ關シテハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ異議ノ申立及裁決ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第十七條 關東州水産會ハ經費又ハ過怠金ノ徵收ヲ市又ハ會ニ囑託スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ關東州水産會ハ市又ハ會ノ徵收シタル金額ノ百分ノ五ヲ其ノ市又ハ會ニ交附スベシ
避クヘカラザル災害ニ因リ市又ハ會既收ノ前項ニ規定スル經費又ハ過怠金ヲ失ヒタルトキハ關東州水産會ハ關東長官ノ定ムル所ニ依リ市又ハ會ニ對シ其ノ納入ノ義務ヲ免除スベシ

第十八條 關東長官ハ關東州水産會ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ會則、收支豫算又ハ經費ノ賦課徵收方法ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 關東長官ハ關東州水産會ノ總代會ノ決議又ハ役員ノ行爲ニシテ法令若シクハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若シクハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、特別議員及役員ヲ解任シ、議員ノ改選ヲ命ジ關東州水産會ノ事業ヲ停止シ又ハ關東州水産會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第二十條 關東州水産會解散ヲ爲サントスルトキハ會員ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ其ノ事由ヲ具シ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十一條 關東州水産會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ尙存續スルモノト看做ス

第二十二條 關東州水産會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ其ノ清算人トス但シ會則ニ別段ノ定アルトキ又ハ總代會ニ於テ選任シタルモノアルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ清算人タル者ナキトキハ關東長官清算人ヲ選任ス清算人闕ケタルトキ亦同シ

第二十三條 清算人ハ關東州水産會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス
清算ノ方法及財産處分ニ付テハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條 關東長官ニ於テ必要ト認ムルトキハ清算ノ方法及財産處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二十五條 本會ニ定ムルモノノ外關東州水産會ニ關シ必要ナル事項ニ付テハ關東長官ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令施行ノ期日ハ關東長官之ヲ定ム（大正十五年關東廳令第二十五號ヲ以テ同年五月二十五日ヨリ施行）

關東州水産會令施行規則

大正十五年五月二十四日
廳令第二十六號
改正大正十五年第三四號

關東州水産會令施行規則左ノ通定ム

關東水産會令施行規則

第一條 左ニ掲グル者ハ關東州水産會ノ會員ヨリ之ヲ除外ス。

- 一 國及公共團體
- 二 鹽業者
- 三 小賣ヲ主タル目的トスル製造業者及販賣業者

四 水産物ノ保管ヲ主タル目的トセサル保管業者

五 關東長官ニ於テ特ニ會員ヨリ除外スルノ必要アリト認メタル者

第二條 關東州水産會ヲ設立セントスルトキハ會員タル資格ヲ有スル者五人以上發起人トナリ會員タル資格ヲ有スル者ニ事業ノ概目、創立費用、收支ノ概算、經費ノ賦課徵收方法ノ概要及創立委員選任ノ方法ヲ通知シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ

前項ノ創立委員ハ二十五人トス

第三條 發起人創立委員會ヲ招集セムトスルトキハ少クトモ十日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ創立委員ニ通知スベシ

第四條 創立委員會ノ議事ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレバ之ヲ議定スルコトヲ得ス

第五條 關東州水産會ノ負擔ニ歸スベキ創立費用及其ノ償却方法ハ創立委員會ノ承認ヲ經ヘシ

第六條 第十六條ノ規定ハ之ヲ創立委員會ニ準用ス

第七條 創立委員會終了シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク設立認可申請書ヲ關東長官ニ差出スヘシ

前項ノ申請書ニハ會則、設立ニ付法定ノ同意者アリタルコトヲ證スル書面、創立費用ノ明細書及議事録ノ謄本ヲ添付スベシ

第八條 關東州水産會成立シタルトキハ關東長官ハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及認可ノ年月日ヲ告示ス其ノ

告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

第九條 議員ノ定數ハ日本人十名、支那人十名トシ關東長官之ヲ各支部ニ配當ス
議員ハ支部會ニ於テ之ヲ選任ス

第十條 特別議員ノ定數ハ七人トス

特別議員ハ水産業ニ關スル學識、經驗又ハ功勞アル者及關東廳官吏中ヨリ關東長官之ヲ命ス

第十一條 議員及特別議員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三年トシ但シ補闕ノ爲就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十二條 議員及特別議員其ノ任期中資格ヲ喪失シタルトキハ退任ス

第十三條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四年トス、但シ補闕ノ爲就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ行フ

第十四條 總代會ヲ招集セントスルトキハ少クトモ十四日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ議員及特別議員ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ會則ヲ之ヲ短縮スルコトヲ得

第十五條 總代會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ非ザレバ議決ヲ爲スコトヲ得ス、但シ會則ニ別段ノ規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 總代會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者一人以上之ニ署名スヘシ

一 開會ノ日時及場所

二 議員及特別議員ノ定數

三 出席者ノ員數

四 議事ノ要領

五 議決シタル事項及賛否ノ數

第十七條 關東州水産會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第十八條 會則ノ施行又ハ事業ノ執行ニ關スル規定ヲ設ケ又ハ之ヲ改廢セントスルトキハ關東長官ノ認可ヲ受ケヘシ

第十九條 收支豫算及經費ノ賦課徵收方法ノ認可申請書ハ少クトモ每事業年度三十日前ニ之ヲ差出スベシ但シ初年度ニ在リテハ總代會ノ議決ヲ經タル後遲滯ナク差出スヘシ

第二十條 關東州水産會令第十六條第四項ニ依リ異議申立ヲ爲サントスル者ハ徵收書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日內ニ會長ニ之ヲ爲スヘシ

會長前項ノ異議ヲ受理シタルトキハ評議員會ノ意見ヲ徵シ遲滯ナク其ノ決定ヲ爲スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日內ニ關東長官ニ其ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

異議ノ申立又ハ裁決ノ申請ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

決定又ハ裁決ハ文書ヲ以テシ異議申立人又ハ裁決申請者ニ之ヲ通知スルモノトス

第二十一條 事業報告及收支決算ハ次ノ事業年度内ニ總代會ノ承認ヲ受ケ遲滯ナク之ヲ關東長官ニ差出スヘシ

第二十二條 役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添付スヘシ

第二十三條 關東州水産會ニハ會則ノ定ムル所ニ依リ主事、技師其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得

主事及技師ノ命免ハ之ヲ關東長官ニ届出ツヘシ

第二十四條 關東州水産會ノ解散ノ認可申請書ニハ法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第二十五條 關東州水産會ノ解散アリタルトキハ關東長官ハ其ノ旨ヲ告示ス

第二十六條 清算結了シタルトキハ清算人ハ清算ニ關スル一切ノ書類ヲ添ヘ其ノ旨ヲ關東長官ニ届出ツヘシ

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ關東州水産會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ關東長官ニ届出ツヘシ

一 事務所ヲ移轉シタルトキ

二 議員又ハ役員ノ退任アリタルトキ

三 清算人ノ就任又ハ退任アリタルトキ

第二十八條 關東州水産會ハ各民政署及民政支署管内ニ支部ヲ置ク

第二十九條 支部ニ支部長ヲ置ク

支部長ハ會長之ヲ委囑ス

支部長ハ當該管内ニ於ケル關東州水産會ノ事務ヲ執行ス

第三十條 支部ニ支部會ヲ置ク。

支部會ハ當該管内ニ於ケル關東州水産會ノ會員ヲ以テ之ヲ組織ス

支部會ニ付議スベキ事項左ノ如シ

一 總代會ニ於テ議決シタル事項ノ報告

二 支部事業計畫ノ通達

三 支部事業成績ノ報告

四 前各號ノ外支部長ニ於テ重要ト認ムル事項

支部會ハ支部長之ヲ招集ス但シ第一回ノ支部會ハ民政署長又ハ民政支署長之ヲ招集ス

第三十一條 第十四條乃至第十六條ノ規定ハ支部會ニ之ヲ準用ス。

附 則

本令ハ關東州水産會令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

支那海關稅率

一 輸 出 稅 率

附 錄

英名	日名	本名	單位	稅率 (海關用)
Agar-agar	石花菜	菜	擔	0.1500
Bicho de Mar, Black	黑海參	參	同	1.5000
” ” White	白海參	參	同	0.3500
Birds' Nest, 1st Quality	燕巢 (上等)	巢	斤	0.5500
” ” 2nd Quality	燕巢 (中等)	巢	同	0.4500
” ” 3rd Quality	燕巢 (下等)	巢	同	0.1500
Coral	珊瑚	瑚	斤	0.1000
Cuttle-fish	魷魚	魚	擔	0.1800
Fish, Dried	乾魚	魚	同	0.5000
” Glue	魚膠	膠	同	0.6500
” Maws	魚肚	肚	同	1.0000
” Salt	鹹魚	魚	同	0.1800
” Shins	魚皮	皮	同	0.2000
” Not including Shark Skins	魚膠	膠	同	0.6500
Isinglass	魚膠	膠	同	0.6500
Mother-o'-Pearl Shell	真珠貝	貝	斤	0.2000
” Ware	真珠器	器	同	0.1000

英名	日名	本名	單位	稅率 (海關用)
Mussels, Dried	淡菜	茶殼	擔	0.2000
Oyster Shell, Sea Shells	小蠔	殼	同	0.0900
Prawns, Dried	海形乾	蝦	同	0.3600
Seaweed	日露海菜	草	同	0.1500
” Russian or Japanese Superior	日露海菜上等	草	同	0.1500
” ” Inferior	日露海菜下等	草	同	0.1000
Sharks' Fins, Black	鱈魚(黑)	魚	同	0.5000
” ” Clarified	淨製又磨(白)	魚	從	5%
” ” White	淨製又磨(白)	魚	同	1.5000
” ” Skins	魚皮	皮	擔	2.0000
Stook-fish	干魚	魚	百	0.5000
Tortoiseshell	龜甲	甲	斤	0.2500
” broken	龜甲碎	甲	同	0.0720
Tortoiseshellware	龜甲器	器	同	0.2000

二 輸入稅率

附錄

英 名	日 本 名	單 位	位	稅 率 (海 關 兩)
Agar-agar	石 花 菜	擔		〇・二八
Awabe, in bulk	鮑 樽 入	同		三・六〇
Bicho de Mar, Black, Spiked	黑海參 (突起なきもの)	同		三・〇〇
” ” Not Spiked	同 (突起あるもの)	同		二・五〇
” ” White	白 海 參	同		一・〇〇
Cockles, Dried	蛤及淺蜆(干したるもの)	同		〇・九六
” Fresh	同 上 (生)	同		〇・〇六
Compo	乾 貝 柱	同		二・六〇
Crabs' Flesh, Dried	蟹肉(生及干したるもの)	同		一・二〇
Fish Bones	魚 骨	從		五%
Cod, Dried(Including Boneless)	乾 鱈 (骨を抜きたるものを含む)	擔		〇・三六
Cuttle	魷 魚	同		一・六〇
Dried and Smoked	乾魚、燻魚(鱈、鰯ヲ除ク)	同		〇・五三
Fresh	鮮 魚	同		〇・八三
Herring, Salt	鹽 魚	同		〇・一五
Maws, 1st Quality	魚 肚 (一個の目方一斤以上のもの)	斤		〇・四二

英 名	日 本 名	單 位	位	稅 率 (海 關 兩)
” 2nd Quality	同 上 (一個の目方一斤以下のもの)	擔		四・九〇
Salmon B-llies	鮭 魚 の 子	從		五%
Sali, not otherwise enumerated	鹽 魚 (上記以外のもの)	擔		〇・二一
Skin	魚 皮	同		〇・八八
Mussels, Oysters, and Clams, Dried	淡 菜、乾 蠣、乾揚券	同		一・四〇
Prawns and Shrimps, Dried, in Bulk	乾 蝦、樽 入	同		一・九〇
Seaweed, Cut	海 草 (刻みたるもの)	同		〇・三〇
” Long	同 上 (長きもの)	同		〇・一九
” Prepared	同 上 (調理せるもの)	同		一・五〇
” Red	同 上 (赤 色)	從		五%
Sharks, Fins, Prepared	鱈脊鱗 (調理せるもの)	擔		一・二五〇
Sharks' Fins, Not prepared	同 上 (調理せるもの)	同		—
(A) Value not over HK. T's. 30 per picul	(A) 擔海關兩三十兩を超えざるもの	同		一・〇〇
(B) Value HK. T's 30 but not over HK. T's. 140 per picul	(B) 擔海關兩三十兩を超え百四十兩を超えざるもの	同		三・五〇
(C) Value over HK. T's. 140 per picul	(C) 擔海關兩百四十兩を超えるもの	同		一〇・〇〇
Birds Nest, Black	燕 巢 黒精製品の屑を含む	斤		〇・二一

” ” White	同 上 白 同	1000
Awabi, Canned	鮑 罐 詰 擔	1500

魚 市 場 規 則
 明治三十九年三月二十七日
 關東州民政署令第十二號

魚 市 場 規 則

- 第一條 此ノ規則ニ於テ魚市場ト稱スルハ一定ノ場所ニ於テ競賣ノ方法ニ依リ水産物ノ委託販賣ヲ爲スモノヲ謂フ
- 第二條 魚市場ヲ設立セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ【關東都督】ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
 - 一 設立者ノ事業經歷書、戶籍謄本、資産證明書
 - 二 設立ヲ要スル事由
 - 三 設立地區内ニ於ケル水産物集散ノ沿革及現況
 - 四 一箇年ノ取扱見込額
 - 五 設立ノ位置及概況圖
 - 六 設計書
 - 七 出資額及資本金使用ノ豫算

- 八 組合組織ニ係ルモノハ其ノ定款
 - 九 販賣取扱ニ關スル事項
 - 十 手数料ノ定率
 - 十一 營業ノ期間
 - 十二 市場管理者ノ氏名
- 魚市場設立ノ許可ヲ受ケタル後前項第五號乃至第十二號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ本條ニ依リ【關東都督】ノ許可ヲ受クヘシ
- 第三條 削 除
- 第四條 魚市場建設物ノ構造ハ官ノ指示ニ遵フヘシ
- 第五條 魚市場ハ毎月五日限り其ノ前月ニ於テ取引シタル水産物ノ種類、數量及其ノ取引金額、手数料並時價ノ變動、貨物集散ノ狀況ヲ調査シ(關東都督)ニ報告スヘシ
- 第六條 魚市場ハ毎年一月三十一日限り其ノ前年度ノ收支計算及事業ノ顛末ヲ(關東都督)ニ報告スヘシ
- 第七條 (關東都督)ハ所屬官廳ヲシテ魚場ノ業務及會計ヲ監査セシムルコトアルヘシ
- 第八條 魚市場ハ水産物販賣ノ委託ヲ拒ムコトヲ得ス但シ正當ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 削 除

第十條 魚市場ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由及清算ヲ明記シ(關東都督)ニ届出ツヘシ
 第十一條 第二條ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

此ノ規則ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

關東州水産會魚市場規則

昭和元年十二月二十八日
廳令 第二二二號

關東州水産會魚市場規則左ノ通定ム

關東州水産會魚市場規則

第一條 關東州水産會魚市場ヲ設ケムトスルトキハ業務規定ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ關東長官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ。

- 一 名 稱
- 二 位 置
- 三 取扱物件
- 四 當該區域外ニ於ケル取扱物件ノ集散及消費ノ狀況
- 五 一箇年取扱見込額
- 六 設備ノ概要、設計書及圖面

七 設備費支辨ノ方法

八 收支豫算

九 決濟會社ニ關スル事項

前項第一號乃至第三號、第六號及第九號ニ掲クル事項又ハ業務規定ヲ變更セムトスルトキハ關東長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 關東州水産會魚市場業務規定ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 取引物件ノ種類ニ關スル事項
- 二 取引開始時刻及休業ニ關スル事項
- 三 取引物件ノ取扱取引ノ方法及決濟ニ關スル事項
- 四 使用料ニ關スル事項
- 五 仲買人ニ關スル事項
- 六 決濟會社事項
- 七 場内取締ニ關スル事項
- 八 違法處分ニ關スル事項

第三條 關東州水産會魚市場設置ノ地及關東州水産會ノ指定シタル地ニ於テハ關東州水産會々員ハ關東州水産會魚

市場以外ノ場所ニ於テ水産物ヲ賣買スルコトヲ得ス但シ關東州水産會ノ承認ノ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
關東州水産會前項ノ指定ヲ爲サムトスルトキハ關東長官ノ認可ヲ受クヘシ

第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第四條 關東州水産會魚市場ノ仲買人ト爲ラムトスル者ハ履歷書ヲ添ヘ關東州水産會ヲ經由シ關東長官ニ願出テ免
許ヲ受クヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ仲買人ト爲ルコトヲ得ス

一 免許ノ取消ヲ受ケ又ハ本令ニ依リ處罰ヲ受ケ二年ヲ經過セサル者

二 資産信用ノ不確實ナルモノ

第六條 關東州水産會魚市場ニ於ケル取引ハ關東長官ノ免許シタル會社ニ於テ其ノ決濟ヲ爲スヘシ

前項ノ決濟會社ハ關東州水産會々員ニ對シ水産資金ノ融通ヲ爲スヘシ

第七條 關東州水産會魚市場決濟會社ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ定款、業務規定及收支豫算書ヲ添ヘ關東州水産會
ヲ經由シ關東長官ニ願出ツヘシ

前項ノ業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一 荷主勘定決濟方法ニ關スル事項

二 仲買人勘定決濟方法ニ關スル事項

三 手数料ニ關スル事項

四 水産資金融通ニ關スル事項

第八條 關東州水産會魚市場決濟會社ハ第六條ニ掲クル以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス但シ關東長官ノ認可ヲ受ケタ
ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 左ノ場合ニ於テハ關東州水産會魚市場決濟會社ハ關東州水産會ヲ經由シ關東長官ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

一 定款又ハ業務規程ヲ變更セムトスルトキ

二 役員就任若ハ辭任シ又ハ之ヲ解任セムトスルトキ

三 利益金ヲ處分セムトスルトキ

第十條 關東長官ハ隨時所屬職員ヲシテ關東州水産會魚市場仲買人又ハ決濟會社ノ業務、帳簿、財産其ノ他一切ノ
物件ヲ検査セシムルコトアルヘシ

第十一條 關東長官ハ關東州水産會魚市場仲買人又ハ決濟會社ニ對シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲シ又必要ト
認ムルトキハ仲買人ノ免許ヲ取消スコトアルヘシ

第十二條 關東州水産會水市場決濟會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ業務ノ一部若ハ全部ヲ停止シ免許ヲ取消シ
又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 荷主勘定ノ決濟ヲ怠リタルトキ

- 二 本令ノ規定若ハ本令ニ基キ發スル命令又ハ定款若ハ業務規程ニ違反シタルトキ
- 第十三條 關東州水産會ハ取引終了後遲滞ナク標準相場ヲ市場ニ揭示スヘシ
- 第十四條 關東州水産會ハ毎月十日限り前月ニ於ケル取引物件別相場、取引數量及價額ヲ關東長官ニ報告スヘシ
- 第十五條 左ノ場合ニ於テハ關東州水産會ハ遲滞ナク其ノ旨關東長官ニ届出ツヘシ
 - 一 仲買人ニ對シ取引ノ停止又ハ違約處分ヲ爲シタルトキ
 - 二 仲買人又ハ決済會社ニ對シ免許ノ取消其ノ他ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキ
 - 三 第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者アリタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

海産物建値單位包裝

海産物の建値單位包裝其他は次の如し。(主として「滿洲重要商品建値調」による)

- 内 地 百斤建 (鰯、刻昆布、其他支那向各海産物)
- 十貫目建 (生物、鰹節、身欠鰹、鹽鮭、長切昆布等)
- 百本建 (寒天、内地向)
- 滿 洲 百斤建 (但日本人間では内地と同じ)

2 包裝及荷造

- イ 刻み昆布 十二貫目宛木箱詰とす。
- ロ 昆 布 筵包とす、其大き一定せず、出昆布は十五―二十貫のもの、五―七貫のもの等あり、其他昆布にても百二十一―百七十斤位の蓆包とす。
- ハ 鰯 蓆包にして一五〇―一六斤一俵なり。
- (註) 支那商人がアンペラにて二俵一箇に改装する場合あり。
- ニ 鱈 蓆包にして二四〇―二五〇斤入一俵。
- ホ 鹽 鮭 ビール空箱に入る。
- ヘ 鮑 ビール空箱又はタバコの空箱は入れ蓆包となす。
- 但 支那向輸出は輸出箱と云ふ木箱に入れ長のバンドをかける。
- ト 寒 天 角三、〇〇〇本(四〇斤)を一俵とし蓆包とす。
- 細 一〇〇斤入一俵とし蓆包とす。

輸出の場合は支那商人が更らにアンペラ包とす。

チ 海 參 一〇〇斤又は一五〇斤を木箱詰とす、時に二百斤を入ることあり。

リ 乾海老 シヤミ内地ものは木箱入に一定せるも安東ものはアンペラ籠箱入等一定せず、一〇〇斤乃至一五

○斤入とす。

又 鹽 魚 以入繩縛とす、一呎八〇—九〇支斤入又は百乃至百二十斤入等種々あり。

ル 鮮 魚 内地より來る小魚類は氷入の樽詰である。

ヲ 鮪 臺灣近海でとれ下關經由で來る鮪はカジキ箱と稱する長六尺位の箱に二三本宛入れられて來る。

入 目 料 目方上の割引

(物により異なるも百斤に就き 1.00 以上又ハ三・五斤(鰯)の割なり)

看 貫 料 値段上の割引(一割)

中 繩 料 鰯に限り課せられる割引料なり。

昭和四年一月十七日印刷
昭和四年一月二十日發行

南滿洲鐵道株式會社庶務部調査課

編輯 兼 發行人 佐 田 弘 治 郎

大連市西公園町四十九番地

印刷 人 荒 木 猪 象

大連市西公園町四十九番地

印刷 所 合資 社 日 清 印 刷 所

發行 所 南滿洲鐵道株式會社

終